

~~~~~  
論 説  
~~~~~

由利公正と太政官札財政

甲 斐 素 直

目 次

【はじめに】

第一節 由利公正の前半生

第一項 越前藩の財政改革

第二項 由利公正の維新政府出仕

第二節 維新政府の財政状況

第一項 維新政府最初期の財政の窮乏状況

第二項 鎮撫軍財政の窮乏状況

第三節 維新政府における資金調達

第一項 会計基立金

第二項 五箇条の御誓文

第四節 太政官札

第一項 太政官札発行案の内容

第二項 太政官札発行の流れ

第三項 商法司及び商法会所の設立

第四項 銀目廃止

第五項 幕府貨幣の鑄造・発行

第六項 東京遷都と改元

第七項 三岡の東京での奔走

第八項 三岡公正の失脚

第九項 太政官札の発行状況

【終わりに換えて——不換紙幣と MMT】

【はじめに】

明治維新政府のことを、よく薩長政権と呼ぶことがある。しかし、これは、政府の主要官僚が旧薩摩藩系及び旧長州藩系の下級武士によって構成されていた、という意味であって、組織体としての薩摩藩及び長州藩の連合政権であった、という意味ではない。

明治維新政府は、慶応3（1867）年12月9日夕刻に、親幕派の公家が退出した機会を捉えて、薩摩、土佐、安芸、尾張及び越前の5藩の兵が宮城の門を封鎖して行われた小御所会議と呼ばれたクーデターにより出発した。当時の日本を支配した勤王思想及び万機公論により決すべきであるとする理念が、これを生み出したのである。

この政権の12月9日時点の構成員を具体的に紹介すると、総裁が有栖川宮熾仁親王である。その下の会議体構成員を議定といい、10人いるが、うち2人が宮家、3人が公家である。残る5人が大名で、薩摩藩島津忠義、土佐藩山内豊信（容堂）、安芸藩浅野長勲、尾張藩徳川慶勝、越前藩松平慶永（春嶽）となっている。つまり薩摩藩は入っているが、その実権を握る久光は入っていない。それ以外は、御三家筆頭の尾張藩及び御家門筆頭の越前藩が入り、さらに幕府に対して極めて容認的態度を取っていた土佐藩山内容堂がいるわけで、諸藩の势力的に見ればむしろ親幕的色彩が強く、とうてい薩摩藩が専横できる体制ではなかった。そして、長州藩はまったく入っていない。この結果、維新政府の財政基盤は極めて脆弱であった。

特に、明治維新政府が成立した直後の最初の1年間は、一番財政状況が厳しかった。

「有栖川宮を総裁とするこの新政府は、薩摩・土佐・安芸・尾張・越前五藩による不安定な連立政権であり、何らの財政基盤ももたなかった。朝廷は、大政を奉還した徳川慶喜に辞官・納地を迫ったが、慶喜は、官位は速やかに辞退するが、『御政府御入費モ差上度段申上候心底ニハ候得共、即今人心居合兼、痛心之訳柄も御座

候ニ付、鎮定次第奉願上度候』と納地の要求を拒絶した。

維新政府にとって、国帑と称すべきものは、わずかに御料の三万石にすぎなかった。」⁽¹⁾

もし、薩長両藩の連合政権であったならば、明治維新政府は、両藩の持つ財力を、その背景として出発することができたはずである。しかし、実情は上記のとおりであった。この、財政的に極めて脆弱な政権を、その発足直後からの約1年、革命的な財政上のアイデアによって、しっかりと支え続けた天才財政家がいた。それが由利公正である⁽²⁾。

由利公正の、財政家としての活動期間は、実質的に明治元年の一年間のみというごく短いものであった。それに加えて、時代に大きく先駆けた天才の故に、その財政家としての凄みはこれまで十分には理解されていなかった。例えば、通常の日本史の教科書では、彼の名は、五箇条の御誓文の発案者として現れるだけで、財政面に関する紹介はほとんどなされていないのである。しかし、明治維新政府は上述のとおり、財政面で大変脆弱であった。もし、由利公正がいなければ、維

(1) 財団法人三井文庫編『三井事業史 本編第2巻』1980年刊8頁より引用。以下、同書は、『三井事業史』と略記する。

(2) 由利公正研究に関する第一次資料としては、由利公正の子である三岡丈夫の編纂した『由利公正伝』光融館1916年刊が最も重要である。本稿における由利公正に関する記述は、基本的にそれに依っている。以下、同書は『三岡丈夫』と略記する。ただし、同書前文によれば、明治5年に生じた大火のため、当時の由利公正宅が焼失したため、それより古い記録はほとんどすべて失われたという。そのため、それ以前については、様々な人の談話や他家の記録等に依っているとあり、その正確性には問題があると思われる点も多々ある。今一つ重要な第一次資料に、三岡丈夫の甥で、由利家の家督を継いだ由利正通編纂の『子爵由利公正伝』三秀社1940年刊がある。以下、同書は『由利正通』と略記する。同書は、自ら『三岡丈夫』の増補改訂版であるとしている（同書序7頁参照）が、記述は全面的に改められており、事実関係にもかなりの違いがある書となっている。本稿においては、基本的に『三岡丈夫』に依りつつ、必要に応じて『由利正通』で補完することとする。

新政権は、明治元年の終了を待たずに崩壊していたことは、極めて明らかと筆者は考えている。

彼の、その天才的なアイデアとは、不換紙幣の発行である。今日の我々日本人は、そして世界中の人々が、紙幣とは兌換券、すなわち金貨などと交換が保障されていることで、はじめて信用を確保している存在、などとは間違っても考えない。しかし、彼の時代の常識に依る限り、紙幣であれば、絶対に兌換券でなければならなかったのである。軍票としての性格を持つ紙幣を除けば、日本はおろか、欧米諸国にもなかった、不換紙幣という革命的なアイデアの最初の創案者として、彼の名は、世界史上に残るべき偉大な存在だ、と筆者は確信している。

そもそも、通常の日本史教科書で書かれる彼の唯一の業績であるところの、五箇条の御誓文は、従来なぜか無視されているのだが、財政家としての彼の活動の、必然の結果として現れたもののなのである。

以下、本稿では、由利公正とは如何なる人物であり、彼の政策はどのようなものであったかを、今日という視点から紹介したい。

第一節 由利公正の前半生

第一項 越前藩の財政改革

本節では、由利公正の前半生を、簡略に紹介する。彼が越前藩で実施した財政改革が、維新政府に出仕後に実施した財政改革の、事前演習的な性格を有していたからである。

由利公正が生まれたのは、文政12（1829）年11月11日のことである。当時は三岡義由という名で、通称を石五郎と言った⁽³⁾。三岡家は百石取りであった。小藩ならともかく、越前福井藩のような大藩（この当時は

(3) 由利公正という名は、明治3年になって名乗ったものである。彼は、本稿が対象とする時期においては、当初三岡石五郎、郡奉行に拔擢された34歳の時に八郎、明治元年に公正と名乗る。由利姓となるのは明治3年以降である。以下、その時々彼の名に従って記述する。

32万石)では、百石というと中堅クラスの武士で、間違っても執政を望めるような家格ではなかった。

ちなみに彼の主君である松平慶永(後に号して春嶽)が生まれたのは文政11年であるから、三岡は主君より一つ若い、同一世代といえる。慶永は、徳川御三卿の一つ、田安家に生まれたが、越前藩主松平齊善が突然死去したこと、急遽その養子となったのが、天保9(1838)年、彼が11歳の時である。慶永が初めてお国入りしたのは、天保14(1843)年であった。

当時の越前藩の財政状況は次の様であった。

「時に越前藩は、幕府の親藩として、参拾貳萬石を領せしが財政困難にして出入相償はず、偏に文武の節儉を唱ふれども、之を救済すること能はず。藩札を発行して一日を苟安ならしむるのみ、故に、金銀は国外に流出して、生産振はず江戸に参勤交代するか、或は他国に旅行するにあらざれば、大判小判の実物を見ること無かりき」⁽⁴⁾

松平慶永は、こうした藩財政の難局を、藩士からの半知借り上げ及び緊縮財政で乗り切ろうと努力していたが、状況は厳しくなるばかりであった。

肥後藩士で、儒者である横井小楠が、松平慶永に招かれて、弘化4(1848)年6月に福井を訪れた⁽⁵⁾。この訪問が三岡の人生を、ひいては日本の歴史を変えた。三岡は、それまで剣術、槍術、砲術、馬術等の武術にのみ注力していたが、横井小楠の講義を聴いて「始めて読書の趣味を覚え反復大學を読み自ら之を実行せんことを誓ひたり」と方向を

(4) 越前藩の状態を紹介した文章は、『三岡丈夫』14頁より引用。

(5) 横井小楠は、この福井行きを含む旅を「遊歴聞見書」という記録に残しているが、由利公正については全く言及していない。ただ、山崎正董著『横井小楠伝』日新書店1942年刊(以下、同書は『横井小楠』と略記する。)上巻162頁では、この福井訪問の箇所、に、『三岡丈夫』を引用して、この際に、彼が聴講したことを伝えている。

転換したからである⁽⁶⁾。

横井小楠は、万延元（1860）年に福井を訪れた際、「国是三論」と呼ばれる論考を越前藩に提出している⁽⁷⁾。それは、富国論、強兵論及び士道論の三論より構成されていたが、その富国論中で、彼は次の様に述べる。

「一隅を擧げて是を譬へんに先つ壹萬金の銀鈔を製し民に貸して養蚕の料に充て其繭糸を官に収め是を開港の地に輸し洋商に賣ならは大約壹萬千金の正金を得へし如此なれば楮札数日を閱せずして正金となつて言ふへからさるの鴻益ある而已ならず加ふるに千金の利有り」⁽⁸⁾

万延元（1860）年3月3日に起きた桜田門外の変で、井伊大老が暗殺された。その結果、それ以前に、將軍後継問題のこじれから井伊大老によって隠居・急度^{きつとつしみ}慎^{しん}という処分を科されて、春嶽と号するようになっていた慶永も、その罪が免ぜられた。それにより、越前藩の財政改革も加速し始める。三岡は、この機に、小楠の富国論の理論を発展させた独自の財政改革案を立案する。

三岡の推定に依れば、越前藩のこの当時の人口は30万人で、このうち20万人が生産人口（彼自身の言葉を借りれば「働勞者」）である。一人に一分宛貸し付けるとすると、5万両の資金が必要である。三岡の財政改革案は、その資金を藩が、藩札という形で発行し、藩民に貸し付けて新たな産業を興し、藩が専売することによって利潤を得ようという

(6) 横井小楠との関わりを示す文章は『三岡丈夫』14頁より引用。なお、『大學』とは、『中庸』『論語』『孟子』と合わせて四書の一つとされた書である。

(7) 横井小楠が、万延元年に福井で国是三論を著したことについては『横井小楠』中巻82頁参照。

(8) 横井小楠の富国論中の文言については『小楠遺稿』民友社1889年刊56頁より引用。なお、銀鈔^{しやう}は、この場合、銀貨と兌換する紙幣を意味する。楮札^{ちよ}は紙幣を意味する。

ものである⁽⁹⁾。

当時、越前藩は、藩札をその保有する正貨の信用力の限界まで既に発行していたから、兌換紙幣として、新たに藩札を発行する余力はなかった⁽¹⁰⁾。つまり、三岡の財政改革案は、実質的に不換紙幣の発行を主張していたことになる。このドラスティックな財政改革案を受け入れるか否かをめぐり、10月～11月に、藩内で「大評定」と呼ばれる1ヶ月も続いた会議が開かれて、そこでついに、改革決行と決まった⁽¹¹⁾。

三岡は、当初、藩内の有力商人を集めて協力を依頼するが、古来、政府のやった殖産奨励策で成功例は聞いたことがないから、何もしたくない、というけんもほろろの返事しか帰ってこなかったという。そこで、三岡は

「草鞋を穿ちて親ら各村を巡り、大庄屋、年寄、老農を集め、反復丁寧、諄々として物産繁殖の計画を説明し、終に物産総会所を設立し、名望ある資産家の商人を元締として専ら斡旋の労を取らしめ、藩庁よりは吟味役として中澤甚兵衛を出し、その会計を監督せしむるのみ、全く商人の自治に任せたり。」⁽¹²⁾

このような方法で、関係者を個別撃破で説得し、藩として金を出す、口は出さないということを保障して、ようやく事業を軌道に乗せる事に成功した。この時、越前の民間で実施した事業は、個々のものを取れば、いずれも極めて零細なものである。

「物産の製造法は、予め種類を一定せず、各自欲するところに任せ、一方には広く老若男女の内職的労働を奨励せり。物産の主なる者は、糸、布、苧、木綿、蚊帳地、生糸、茶、麻等にして、最も廉

(9) 三岡の財政政策については、『三岡丈夫』64頁参照。

(10) 越前藩の藩札が、その発行限度に達していたことについては『三岡正通』79頁参照。それによると、越前藩は寛文年間に幕府から給付された2万両の正貨を担保に、25万両の藩札を既に発行しており、それを限度とすると定めていたという。

(11) 大評定については、『三岡丈夫』64頁参照。

(12) 三岡の説得方法に関しては、『三岡丈夫』84頁より引用。

価なる縄、草履、蓆の如き、一に内職的製造に係る者なりしが、幾万人の幾百日間に於ける労力は、塵積んで山を為すの譬に漏れず、藁類のみにても、初年北海道に販売したる総額は貳拾萬何千両の多きに達したり」⁽¹³⁾

越前藩の貧しい農民は、その困窮から脱出するために、労働の意欲はあったものの、そのスタートアップのための資金や販売する手段をもたなかったのであろう。そこに、その資金及び手段を供給した点に、三岡の改革が成功した理由があった。さらに越前藩が日本海貿易の拠点となる港を有していたために、当時全く稲作が行われておらず、藁の自給が不可能な北海道という巨大な販売先を確保できたため、藁製品だけで20万両もの利益を上げられたのである。

話が前後するが、三岡は大評定直前に、長崎に調査旅行を行っている⁽¹⁴⁾。その帰国後、三岡は、先に紹介した小楠の主張内容である養蚕による利潤獲得の実現を目指した。

「初め石五郎の長崎より帰国したる時より、専ら奨励に務めしは養蚕事業なりき。これ当時生糸は最高価に且容易に販売することを得たればなり。よりて大番組より壮年を抜きて製産御用掛と為し種紙の貸付及び飼育法並に製糸の方法等を伝授せしめ、且製造方役人各自率先して此に従事せしめしかば、夏期に至れば、部屋座敷別房皆蚕室に化するに至れり。」

三岡家は百石取りであったが、半知借り上げのため、実収は70俵ほどで大変苦しかったという⁽¹⁵⁾。百石取りは越前藩においては中堅クラスであるから、大多数の武士の家計も同様であったろう。そこに、藩の推奨で大手を振って内職ができることになったのであるから、どの家も、養蚕事業に力を入れたのである。

(13) 物産の製造に関しては、『三岡丈夫』84頁より引用。

(14) 三岡は、この時期に計3回の長崎旅行を行っているが、三度目の長崎旅行は大評定直前の9月に行われた。『由利正通』277頁参照。

(15) 三岡家に対する実際の扶持については『三岡丈夫』5頁参照。

小楠は、1万両の資本を投下すれば、1万1千両の収入が得られると富国論に述べた。しかし、この時期、欧州では微粒子病という蚕の病気が流行して生糸の生産量が激減し、また、中国では内乱（太平天国の乱）のため、やはり生糸の産出量が減少していた。このため、日本の生糸が俄に世界的な注目を集め、輸出品の中心に躍り出て、生糸価格は高騰していた。

「是に於て初年に於ける生糸の成績意外に良好にして和蘭商館に販売したる金高貳拾五萬弗に及べり（加藤々左エ門現金を受け取る）当時弗は両の四倍近く、一分金に両換して之を越前に送らんとするや。」⁽¹⁶⁾

長崎での取引により、25万ドルの売上げを得、更に当時の交換レートは1ドル＝4両だったことから、百万両の正金を得ることができたことになり、養蚕もまた大成功を収めるに至る。この大金を輸送するために、わざわざ長崎奉行に届け出て、輸送の先触れを行い、駅馬を使用した。一駄について2千両を載せたので、合計で400頭の馬の行列となったのである。これには九州諸藩も驚いて、以後、養蚕に力を入れるようになったという⁽¹⁷⁾。

こうした自藩の財政的安定を背景に、松平春嶽は、幕府の政事総裁となり、横井小楠及び大久保忠寛（後に号して一翁）をブレーンに、京都守護職の設置や参勤交代の緩和、幕府陸海軍の設置など、講学上「文久の改革」と呼ばれる幕政改革を実施する。

しかし、一橋慶喜との衝突等から挫折し、辞表を投げつけるようにして国許に引き上げてしまう。三岡は、春嶽を説得して、なおも幕政改革を進めさせようとしてその逆鱗に触れ⁽¹⁸⁾、文久3年8月28日、蟄

(16) 蚕糸事業に実施及びそれによる収益に関しては、『三岡丈夫』87頁より引用。文中、弗とはメキシコで生産されたドル銀貨のことで、墨銀とも呼ばれ、当時、世界の中核的通貨であった。

(17) 長崎からの正金の輸送については『由利正通』97頁参照。

(18) 春嶽が、直々に三岡八郎に対する処罰を指示したことは、伴五十嗣郎編『松平春嶽未公刊書簡集』思文閣出版1991年刊202頁掲載の覚書（179号

居が命ぜられることになる。

第二項 由利公正の維新政府出仕

三岡の蟄居が解かれるのは、慶応3（1867年）年12月15日のことであつた。文久3年以来、実に4年余に及ぶ。しかも、この処罰の解除は、藩側の自発的なものではなく、坂本龍馬が、この年11月1日に越前に来訪して春嶽と直談判した、という外圧によるものであつた⁽¹⁹⁾。この三岡八郎の蟄居処分からの解放は、龍馬の生涯における最後の仕事となつた。三岡の解放という約束を藩庁から取り付けて京に戻つた直後の11月15日に、龍馬は暗殺されたからである。

龍馬は帰京するなり岩倉具視に三岡八郎の召命を申し入れていたので、朝廷からは11月6日には彼を呼び出す御沙汰書が出されている⁽²⁰⁾。しかし、藩庁はこれを握りつぶし、本人に伝達しようとしなかった。朝廷では都合5回も沙汰書を出す、なしのつぶてである。あまりに遅延するのを怪しんで、クーデター後に参与の一人となつていた後藤象二郎が京都で春嶽に膝詰め談判する⁽²¹⁾に及び、ようやく藩庁は、三

文書)にある。すなわち、三岡のことを、春嶽は、次の様に述べている。

「上下ヲ欺罔イタシ、政道ニ相触候義不少儀ハ勿論ニ候ヘ共、実ハ甚平与同罪トハ乍申、其心術之姦計者甚平ヨリモ甚敷候、乍去咎者一所ニ相成候トモ、屋敷替ハ被仰付候方ト存候」

引用文中、「甚平」とは長谷部甚平（後に^{よしつら}恕連）のことで、この当時は越前藩の寺社奉行であつたが、三岡と相前後して春嶽によって処罰された。彼の場合には、三岡のように新政府から呼び出されることが無かつたため、復権したのは明治元年9月になってからであつた。高木不二「由利公正と文久期の政情」三上一夫・舟澤茂樹編『由利公正のすべて』新人物往来社2001年刊（以下、同書は『三上・舟澤』と略記する。）105頁参照。

(19) 坂本龍馬の越前来訪については、『三岡丈夫』125頁参照。

(20) 三岡召命の御沙汰書が早くに出されていたことについては、『三岡丈夫』130頁参照。なお、その沙汰書原本の写真が『三岡正通』157頁にある。

(21) 後藤象二郎が春嶽に掛け合つたことについては、『三岡丈夫』130頁参照。

岡の蟄居を解き、上京の命令状を交付したのである。

三岡は、命令状を受けるとその日のうちに福井を発って、17日に京都に着き、18日には朝廷に出仕し、参与という職に補された。この時点で、議定の職に就いた5人の大名の出身藩からは、それぞれ3人の藩士が貢士として参与の職に就いていた。越前藩からも中根雪江ら3人が既に出向済みであった。なお、この5藩からの、合計15人の貢士は全員が京都勤務の藩士であった。わざわざ地方から呼び寄せた人材は三岡が最初である⁽²²⁾。

三岡も、当初は中根達と同様に福井藩からの貢士となる予定であった。しかし、三岡は、辞令を受けるに当たって次のように建議した。

「藩籍に在るの士にして更に朝廷の参与となる、諸士或いは其身の進退に惑はん、宜しく名分を明にすべし」⁽²³⁾

実にもっともな話なので、彼は「徴士」とされた。武士を、その所属する藩から一本釣りで徴集する、という意味である。今流に言えば、出向ではなく、維新政府の正式採用ということである。この徴士という資格での維新政府の呼び出しは、その後、木戸孝允や横井小楠等、増えていくこととなるが、三岡は、その徴士の第1号である。

慶応3年12月23日になって、三岡に、参与とは別に、処理するべき職の正式発令があった。「御用金穀取扱取締」という役職である。もっとも、江戸期の役職の例に漏れず、単独での発令ではなく、同役に尾張藩士の林左門（後の我孫子六郎、号して静逸）という人物が任命されていた。そして、学習院⁽²⁴⁾を仮に金穀出納所と定めたので、そこに出勤

(22) 由利公正が最初の地方からの人材であったことについては、尾崎護「由利公正と維新財政」（以下、この論文は『尾崎』と略記する。）『三上・舟澤』126頁参照。

(23) 三岡の建議については、『三岡丈夫』134頁より引用。

(24) 学習院とは、弘化4（1847）年に設立され、明治元年（1868年）に廃止された公家の子弟のための公式の教育機関である（『角川新版日本史辞典』角川書店1996年刊参照）。今日も存在する学校法人学習院と区別するために、京都学習院と呼ばれることもある。京都御所建春門外の開明門院

するように、と命じられたのである⁽²⁵⁾。

発足直後の維新政府は、実に頻繁に制度改革を実施した。当初の時点の制度は、総裁、議定及び参与から構成されていたので、講学上は「三職」と呼ばれる。この時期においては、次のとおり、明確な事務分掌というものは存在していなかった。

「出納所ノ事務ヲ管掌スル者ニ関シテ一定ノ官制ナク唯参与ヲシテ
其事務ヲ仮撰セシメタルニ過ギズ」⁽²⁶⁾

そうした中で、上述のとおり、三岡は明確に御用金穀取扱取締という発令を受けたわけで、極めて異例な人事であった事が判る。越前藩において、三岡が遂行した財政改革の実績が、維新政府でも高く評価されていたのである。

ついでに将来を簡単に説明しておけば、約半月後の翌慶応4年＝明治元年1月17日には早くも組織改革があり、講学上は「七科」と呼ばれる⁽²⁷⁾。神祇事務科、内国事務科など7つの「科」の付く部署に再編成されたからである。ここで、三岡の属した部門の名称は、会計事務科に変わる。この時には、組織のトップは会計事務総督という名称に

跡に設置されていた。

(25) 金穀出納所の創設時点については、説の分かれがある。12月27日とする説が強い（例えば、神長倉真民『明治維新財政経済史考』東邦社1943年刊（以下、同書については『神長倉』と略記する。）46頁参照）。しかし財政経済学会『明治大正財政史 第1巻』1936年刊1頁や『三井事業史』9頁、澤田章『明治財政の基礎的研究』宝文館1934年刊12頁（以下、同書は『澤田』と略記する。）等は23日に設置されたとする。また、大蔵省編『明治財政史 第1巻』1926年刊（以下、同書は『第1巻』と略記する）229頁には「十二月九日摂政以下ノ官職ヲ廃シ新ニ総裁議定参与ノ三職ヲ置キ同月十二日一条院里坊ニ参与役所ヲ創設シ其管轄ノ下ニ金穀出納所ヲ置キ同月二十七日仮ニ京都学習院ニ之ヲ設ク」とある。つまり、12月12日の時点で創設されていたとする。さらに、『由利正通』170頁は11日時点での創設とする。

(26) 金穀出納所の管掌に関する文章は、『第1巻』230頁より引用。

(27) 『第1巻』230頁では、事務科ではなく、事務課と表記しているが、一般的には事務科と記述される（例えば『角川新版日本史辞典』付録「明治初期主要官職補任表」参照）ので、本文ではそれにしている。

なり、岩倉具視他3名の公家などがこの職に就き、三岡は、その下の掛という役職となった。その同役は小原忠寛^{ただひろ}及び戸田忠至^{ただゆき}である⁽²⁸⁾。

この時代には、この会計科とは別に、金穀出納所という名称は依然として存在していたようである。

「会計事務課トハ事務分配上ノ名称ニシテ金穀出納所トハ会計事務課ノ執務ノ場所即チ役所ノ名称タリシガ如シ（明治元年一月十七日官制改革以後ト雖モ尚ホ金穀出納所ノ名称ハ存在セシヲ以テナリ）」⁽²⁹⁾

その半月後の2月3日には第3回の組織改革があり、講学上は「八局」と呼ばれる。総裁局、神祇事務局など8つの局から構成されたからである。この際には、三岡が属する部門は会計事務局という名称になる⁽³⁰⁾。この組織では、会計事務局督、会計事務局補、会計事務局権補と三重のトップが上に載って、三岡はその下の会計事務局判事という役職になった。同役は小原忠寛及び戸田忠至の2名に、さらに2名加わっている。

更に先を説明しておく、この慶応4年＝明治元年という年は4月の後に閏月があったが、その閏4月21日から太政官が発足した。太政官制は明治2年7月に大規模な再編が行われるため、それとの区別から講学上、最初のものは「太政官制Ⅰ」と呼ばれ、後のものは「太政官制Ⅱ」と呼ばれる。この太政官制Ⅰでは、議政官、行政官、神祇官など、8官と、それとは独立した侍従職等から構成された。この官制下では、三岡の属する部門は会計官という名称になる⁽³¹⁾。トップは会計官知事といい、万里小路博房^{までのこうじひろふさ}及び中御門経之という公家になっていた。三岡は副知事で、次席にあたり、実務上のトップとなる。八局では同役だった小原忠寛等は判事ということで、その指揮下に置かれた

(28) 七科時代についての三岡の職等については『三岡丈夫』152頁参照。

(29) 官制改革後の金穀出納所についての文章は、『第1巻』230頁注記より引用。

(30) 会計事務局の導入については、『第1巻』230頁参照。

(31) 会計官への変更については、『第1巻』230頁参照。

から、三岡はそれまでよりも地位が上がったことになる。

こういう調子で、当時、決して三岡だけが財政担当の役職にあったわけではない。しかし、実際に財政が判っているのは三岡なので、辞職するまでの約1年間は、彼が事実上財政の切り回しに当たることになった。なお、上述の「太政官制Ⅱ」において、古代の律令制下において存在していた大蔵省という名称が復活し、2001年まで存続することになる⁽³²⁾。しかし、彼はこの機構改革前に辞表を書いている。由利公正を、明治政府最初の大蔵大臣と呼ぶことがあるが、正確には、彼は大蔵省という名称の官庁に属したことすらないのである。

第二節 維新政府の財政状況

第一項 維新政府最初期の財政の窮乏状況

クーデターで成立した維新政府としては、その財政を早急に何とかしなければ、活動できない。12月9日夜の小御所会議という形でクーデターがなされたことは前述の通りだが、その時点ですでに財政のことは大きな問題となっていた。

松平春嶽の随筆集『逸事史補』⁽³³⁾に、9日の夜か昼か忘れたとしつつ、岩倉具視から次の様な相談を受けたという記述があるという。

「此度御英断を以て御変革仰せ出され候へ共、朝廷に於ては兵馬の権力も無之、第一会計の目途も無之候。就ては、追々此等の儀仰せ出し可有之候へ共、慶喜公に於ては、幕府所有高の内、幾分か献上有之様慶喜公へ相達し申べくとの事、尤も尾張大納言、越前宰相兩人へ仰せ付られ候旨也」⁽³⁴⁾

つまり、幕府直轄領のうちからいくらかを献上するよう交渉しろと

(32) 大蔵省の誕生については、『第1巻』231頁参照。

(33) 松平春嶽は、維新後、著作活動に励んだが、『逸事史補』は明治3年から12年という維新の動乱直後に書かれた随筆集である。

(34) 『逸事史補』の文章は、『神長倉』25頁よりの再引用である。

いう話である。これは後の会議においては、さらに具体化して、400万石の幕府直轄領の半分、200万石を献上するよう交渉するという話になっている。後の歴史の流れからすると、実にささやかな要求と言える。それほどに、発足当初の維新政府は、自らの財政能力に自信がなかったのである。なぜなら、維新政府は、突然のクーデターで始まったので、そもそも、それを支える諸準備は全く出来ていなかったからである。それを端的に示すのが、禁裏出入りの文具商であった鳩居堂主人熊谷久右衛門という人物の挿話である。その孫が、次の様に語っている。

「人材登用（慶応三年十二月九日発令）といふ事で、いろいろ出て来る、其人達を何へ容れるかと云ふと、容れる處も無い、差当り宮廷に近く、相国寺あたりに容れるが宜からう、併しそれを寝させる蒲団も無いと云ふ譯。宜しうございます、何とか致しませうと云って帰って来て、彼方此方駆廻って、蒲団を百枚程集めて持って行た」⁽³⁵⁾

万事が、こういう調子の泥縄式の対応であった。ちなみに、その蒲団の借り賃は、維新政府からは結局支払われずに終わったとの事である⁽³⁶⁾。

維新政府による最初の財政活動は、なんと当面の敵である幕府に対する金の無心であった。

「財政窮乏の朝廷新政府は、同12月14日早くも、慶喜に対して獻金を要請せざるをえなかった。岩倉具視が従来官中御台向御用をう

(35) 蒲団を集める話は、『世外候事歴 維新財政談』マツノ書店2015年刊 4頁林宇兵衛の談より引用。なお、同書は1926年に刊行された書の復刻版である。世外候は井上馨の号で、同書は「明治初年に於ける財政事歴編纂の参考に供せんがため、当時の財政事情に通ぜる故老諸賢の実歴談を聴取し、類別輯録したるもの」（同書凡例1頁より引用）である。以下、同書は『維新財政談』と略記する。

(36) 蒲団の借り賃が未払いに終わった事については、『維新財政談』5頁の林宇兵衛の談参照。

けたまわっていた戸田大和守に内命して、朝廷御手薄のため、先帝孝明天皇の一周年祭の行事さえもおこなわれがたいからとして、極秘のうちに大阪城の慶喜のもとへ無心におもむかせたのである。結局幕府側から小堀数馬（代官）をとおして、その保管する貢納金を前後約5万両ほどといわれる獻金をうけて、これによって急場を救われたのである。」⁽³⁷⁾

この時期、維新政府は徳川慶喜に対して、納地、すなわち徳川家の所領をそっくり維新政府の財政基盤として差し出すように求めた。これに対して、慶喜の側では高割論、すなわち全国の大名が、その石高に応じて、維新政府の経費を分担する、という方法をとるべきだという議論で巻き返していた。この論争の中で、慶喜側は、獻金により朝廷に恩を売ること、この論争を有利に運ぼうとしたのである。なお、この引用文にもある様に、最初期の維新政府の財政は、専ら戸田忠至が担当していたという⁽³⁸⁾。

強大な幕府を相手に真正面から戦うことを意味する辞官納地は、少なくとも、この時点で議定の地位にある穏健派の大名達にとっては、現実的な策とは言えなかった。したがって、辞官納地の要求は、慶喜

(37) 朝廷が幕府から5万両の獻金を受けたという文は、辻岡正巳「由利財政の研究（一）」『広島経済大学経済研究論集』4巻2号（1984年）7頁より引用。文中にでた戸田大和守は、明治元年1月17日以降、三岡八郎と同役となる戸田忠至のことである。また、小堀数馬は京都代官である。京都代官は、京都所司代の支配下において、京都周辺の幕府領の支配と禁裏・二条城の御用を職務としており、小堀家が世襲していた（『角川新版日本史辞典』参照）。

(38) 戸田忠至については、宮本又次『小野組の研究 第二巻』大原新生社1970年刊（以下、同書は『小野組』と略記する。）936頁に次の様にある。

「二三日に金穀出納所なる役所ができた。それよりも早く、一二月一二日ごろからあったらしいが、約一〇日間くらいは以前から禁裏の度支を司っていた戸田大和守が引きつづいてその職にあり、三岡と林左門が取締役になってからも、戸田は依然、会計事務に関係していた。三岡はただちに役所にでないで静観していた。」

文中、「度支」は、財政に関する職務をおこなう者の唐名である。

の譲歩を引き出すための条件闘争で、最終的には高割論に落ち着きそのような形勢であった。もし、本当にそうならいれば、廃藩置県その他、封建体制を破壊する方策を導入することは不可能だったろうから、日本史はずいぶん変わっていたことであろう。

こうした状況の中で、三岡八郎は前述の通り、12月23日に御用金担当とはされたが、彼が直ちに朝廷の資金繰りに関与したわけでは無い。三岡は、「私に金穀出納所御用掛を仰せつけられまして〈中略〉私は少し會計のことには考へがあって出納所には少しも出頭」しなかった⁽³⁹⁾と述べている。24日に、烏丸から呼び出しを受け、26日になって行ったところ、弁当その他台所入用が26万両払わねばならないが、何とかならないか、と相談された。「裸で出た者に、二十六萬両をどうかせよと云っても仕ようが無い〈中略〉どうにも分別がないから、酒を飲んで遊んで居った」⁽⁴⁰⁾という調子で、最初は何もしなかったようである。

この26万両という膨大な支出が必要になった第一の理由は、当然維新政府の人件費である。人材を諸藩から差し出させた以上、その後の衣食住は維新政府が面倒を見なければならない。ところが、寝かせる布団すらなかったのは前述のとおりである。さしあたり、職員の弁当代くらいは、最低限、維新政府が負担しなければならない。この時期、例えば、鳥羽・伏見の合戦の主力部隊となる長州兵及び薩摩兵が、既に京都市中に入っている。したがって弁当といっても数百人分の量に達するわけである。第二の理由は、この前年慶応2年12月25日に孝明天皇が崩御された事に伴う費用である。

「先帝（孝明天皇）の崩御になると、御調度類は、悉く御新規にな

(39) 三岡が、当初は金穀出納所に出頭しなかったという談話は『三岡正通』172頁より引用。

(40) 烏丸から三岡が26万両を相談されたという談話については、『三岡正通』173頁より引用。なお、単に烏丸とあって名が不明であるが、おそらく烏丸光徳みつえと思われる。この時点において、公家出身の参与の一人である（『角川新版日本史辞典』付録「明治初期主要官職補任表」参照）。のちに初代東京府知事となる。

る様子で、机とか火鉢とかいふものは、一切の物が御新調になりますことで、其御拂ひは十七萬両である。夫が慶応三年の暮の御話でござりました。』⁽⁴¹⁾

この財政窮乏の折、そんな費用は掛けなければ良いと思うが、そうは行かないのが皇室という所なのであろう。

こうした財政需要に対し、維新政府が自由になる確定している財源というのは、理論的には朝廷の直轄領3万石だけである。実際問題として、これだけでは天皇ご自身でさえ満足なものも食べられないほどであった。まして、急に肥大化した維新政府が、これに依存して財政を成り立たせることが可能なはずはない。

組織を動かして行くには、大小様々な経費が必要である。事態は切迫している。先に名を出した鳩居堂主人の、この時期の行動を、その孫が次の様に語っている。

『『いくら金が有るか、兎に角銭函を打ち開けて見い』と云ふて開けた、六十六両なにがし有つたのですが、『明日の事は言ふて居られぬ、今御所にはさつぱり金が無いのやで、何事をする事も出来ぬから、マア是だけは持っていくワ』と云ふて、銭函傾けて自分が提げていかれたことを、私は目前に見て居ったでございますが、まあ千両は獻納すると云ふことで、更に二三日経ちますと、千両を獻納された事までも存じて居ります。』⁽⁴²⁾

ここに出てきた、鳩居堂による千両の献金になされたのは、実際には、次のとおり、12月27日のことである。

27日「都下香具商の老舗鳩居堂主人熊谷久右衛門直孝は当座の急を救ふ為に金千両を獻納し、同日境町通今出川上ル町越前屋弥右

(41) 孝明天皇の崩御に伴う17万両の支払いについては、『神長倉』54頁に紹介されている岡谷繁実おかのやしげざねの談より引用。岡谷繁実は上州館林藩士で、幕末維新に関する実歴談を集めて史料とする為に設立された史談会の幹事を務めていた人物で、この引用文もその史談会での発言の一部である。

(42) 鳩居堂主人の行動に関する談話は、『維新財政談』3頁林宇兵衛の談より引用。

衛門は金五百両を獻納し、翌二十八日には寺町通今出川上ル町加賀屋茂兵衛より金百両を獻金した」⁽⁴³⁾。

したがって、鳩居堂から66両の献金があったのは24～25日位という事になる。

こうした鳩居堂その他3人の京商人による合計1600両の自発的献金では、維新政府という大きな組織を動かすに足りない。この状況下でさしあたり可能な資金調達手段は、相手を名指しにした上での、寄付の強要しかない。12月26日に、金穀出納所では、幕府の下で京都為替方を勤めていた三井三郎助、小野善助、島田八郎左衛門の三者を呼び出し、献金を求めている。呼び出されたのは、亥の刻という⁽⁴⁴⁾から、今日で言えば21時～23時に相当し、当時であれば深夜となる異常な時間帯である。次の様に言われたという。

「今般幕府大政を奉還し、直に大阪城に引上げたるに付、天下の政事は都て朝廷より仰出でらるべきは勿論の儀に侯得共、未だ幕府より会計方の引渡なければ、恐多くも一金の御貯之れなき姿にて、何分にも御手薄の御儀なり。依之金穀出納所を置かれ、金穀醸集方尽力中に侯処方今の形勢より察するに、朝幕の間何時兵端を開くべきやも測り難く、諸経費及軍資の支出に差支ふるの懸念なきにあらず、其組儀は年来輩下に住居し、往昔より禁裏御両替相勤め来り候儀に付、更に金穀出納所御用達申附け候、此御場合を恐察し奉り急ぎ勤王一途に尽力すべし」⁽⁴⁵⁾

深夜の緊急の呼出しであるにも関わらず、このようにかなり漠然とした命令では、具体的に何が求められているのかが判らない。こうした不明朗さから見ると、この献金申し渡しを行ったのは実務に通じた

(43) 鳩居堂からの千両の献金等については『澤田』13頁より引用。

(44) 三井・小野・島田三家に対する呼出しが亥の刻だったことは、『小野組』967頁参照。

(45) 献金の論告文は、田中久右衛門編『維新以来三井家奉公履歴』1896年刊（以下、同書は『三井家奉公履歴』と略記する。）1頁より引用。

者（例えば戸田忠至）ではなく、公家の誰か（おそらく烏丸光徳）であろう。そこで、三井家としては、どのように対応することを求められているのか自体を図りかねた。『三井事業史』は次の様に述べている。

「金穀出納所御用達といっても、その御用の内容が明示されたわけではなかった。金穀出納所の下僚にたずねても任命されたばかりとのことで判然とせず、用務不明のまま躊躇しているうちに再度の呼出しがなされた。出頭した山根伝次郎は、禁裏出入りの文具商で王政復古のクーデター当初から新政府の御用を勤めていた鳩居堂主人熊谷久右衛門に面会、御用のおもむきをたずねた。岩倉具視の意を受けた熊谷は、新政府の財政窮乏を告げ、早速にも請書を提出することをもとめた。そして御用引受けのうえはとりあえず金壹万両ぐらゐの御用金を調達すべきこと、しかし、献上ということであればそこは少額であっても、との指示を内々に与えたという。」⁽⁴⁶⁾

この時点では、江戸期において豪富で知られていた三井といえども、財政は逼迫していた。幕末動乱からくる呉服業の「営業の不振に加えて、幕府からの度重なる御用金の賦課のため、この時期の三井家の大元方の資金はまったく枯渇していた」⁽⁴⁷⁾からである。そもそも「三井家にとって、朝・幕何れに加担するかは、一家の浮沈にかかわる大きな賭けであった」⁽⁴⁸⁾から必死に情報を収集した。その結果、朝廷に賭けることに決め、大晦日になって請書とともに金千両を三井は朝廷に献金した⁽⁴⁹⁾。

「三井家が新政府のために拠出した献金は、京両替店の地下蔵に、“密建金”と名づけて秘蔵してあった秘密の積立金によってまかな

(46) 12月26日の献金要請については『三井事業史』10頁より引用。

(47) 三井の資金枯渇状況については、『三井事業史』10頁より引用。

(48) 三井家が朝幕何れに加担するかに関する文章は『三井事業史』4頁より引用。

(49) 請書については、『三井事業史』資料編二、234頁参照。

われたものだった」⁽⁵⁰⁾

この記述から、当時の三井における資金の枯渇ぶりが判るというものである。しかし、この千両の献金こそが、明治期において三井が財閥として発展する基礎となった事を思うと、この際の三井家の決断は重要であった。

この三井からの千両以外には、岩倉具視が諸寺院を諭した結果、12月29日に南都興福寺より千両の献金があった。その程度では、当面の需要を満たすことも出来ず、その結果「遂に一金なしで御年を召されました」という状況になっている⁽⁵¹⁾。

このように、日々に少額宛の献金に頼って、日常の経費をぎりぎりに賄っている状況下では、維新政府自体としては、幕府との武力衝突などは想定外というべきであったろう。こうした沈滞状況をにわかに吹き飛ばしたのが、江戸における、幕府による江戸薩摩藩邸焼き討ち事件の勃発である。薩摩藩では、慶応3年10月13日に、幕府追討の密勅を受けるとすぐに、相良総三らの浪士を使喚して江戸市中で乱暴狼藉を働かせていた。幕府はそれに耐えかねて、浪士隊の本拠地であった薩摩屋敷を12月25日に焼き討ちにしたのである⁽⁵²⁾。この事件は、30日には、すでに京都で知られていた⁽⁵³⁾。蒸気船の出現により、情報の

(50) 密建金については『三井事業史』10頁より引用。

(51) 慶応3年暮れの時点では、おかのやしげざね 一金も無かったという記述については、『神長倉』55頁に引用されている岡谷繁実の談参照。

(52) 薩摩藩邸焼討事件：慶応3年10月、薩摩藩の益満休之介らは、幕府追討の密勅を受けると、幕府攪乱工作の一環として相楽総三等の浪士約300人を集め、関東各地の豪商などから軍資金の強奪を行っていた。これに対し、小栗忠順らは、京における武力衝突のきっかけとなる事を十分承知の上で、その本拠地たる薩摩屋敷の焼き討ちを執行したのである。詳しくは保谷徹『戊辰戦争』吉川弘文館2007年刊（以下、同書は『戊辰戦争』と略記する。）48頁以下参照。なお、徳川慶喜は、この密勅が出た翌日の10月14日に大政奉還を朝廷に奏上している。

(53) 京で30日に薩摩屋敷焼き討ちの報を聞いたことについては『三岡丈夫』137頁参照。

流通速度が飛躍的にあがっていることが判る。以後、事態は急速に鳥羽・伏見の合戦へと突き進んでいくことになる。

三井家では、鳥羽伏見の合戦前夜というから、明治元年1月2日のことになるが、薩摩軍からの軍資金要請に応じて、やはり千両を納めている。上記の通り、維新政府に納めた千両がなけなしの資金であったため、もはや三井家の手元には、その時点では千両もの金はなかった。そこで、三井家の番頭が資金調達のために市中を駆け回った。

「麻田は京都の両替屋をかけ廻り、万屋甚兵衛という六角高倉の両替商からようやく金千両を借り入れ、薩摩藩のもとめに応じることができたという。」⁽⁵⁴⁾

三井と違って、小野と島田は、26日の段階では献金を約束したに留まり、年内においてはまったく拠出せず、単に献金する旨の請書を出しただけであった⁽⁵⁵⁾が、鳥羽伏見の合戦の時点になると、三井家と共同歩調を取り始める。三井家の記録に次の様にある。

「正月三日鳥羽伏見の事件に付きては兵士へ被下候酒料も御差支可相成程の儀実以て奉恐入猶又申合金貳千両獻納仕候」⁽⁵⁶⁾

この文中に「申合」とあるのは、小野、島田両家との協議の結果という意味である。三井同様に情報収集に努めた小野、島田の旧為替方も、勝ち馬に乗るべく正月を迎えたあたりで動き出したことを示している。これらの豪商は、三井家同様、長年の大名貸しで巨万の富を築いたが、維新の変革によって、それらの借用証はただの紙の山に変わろうとしていた。ここで、朝廷に食い込めなければ、企業としての今後の見通しは暗い、という事態になって、賭に出たのである。

1月3日あたりから、三岡八郎は、会計掛としての活動を始めたよ

(54) 薩摩藩に対する金千両については、『三井事業史』8頁より引用。

(55) 小野組等が当初は請書を提出するに留まり、実際の献金は1月9日になされたことについては、『小野組』938頁参照。

(56) 鳥羽伏見の合戦時の2千両については、『三井家奉公履歴』5頁より引用。「この献納の月日を明記せる記録は今や散逸して見へずなりぬ」とあり、正確な日時は不明である。

うである。

「私は其時会計掛を命ぜられて居るから、金穀御用所へ参つて、戦ふ奴に飯を喰はす用意をせねばならぬ。人数は薩摩と大村を合せて凡そ二百名位であつた。此時長州はまだ参らず、何分困ったなれども固めて死ぬという積りでありました。私が金穀出納所へ参った時、誰を呼んでも一人も出て来ない、大いに弱りました。併し仕方が無いから私自ら奔走して米を買ひに歩いた。そして漸く翌朝の兵糧だけを拵へました。」⁽⁵⁷⁾

ひがしく ぜ みちとみ
東久世通禧は、8月18日の政変後、七卿都落ちで、長州に逃れた七卿の一人であるが、彼が次の様に往時を語っている。

「戊辰の正月伏見鳥羽の戦が始まった時は実に朝廷の安危存亡ともいふべき秋であつた〈中略〉三日の夜征討参謀を仰付けられて俄かに旗を造るやら出発の準備をするやら大騒ぎであつたが、此時朝廷に金がない誰やらが会計官であつたが御所中でヤツト五百両計り掻集めてそれで東寺まで押出した」⁽⁵⁸⁾

こうして錦の御旗を送り出すことに成功しても、それ以上の資金を掻き集めなければ、戦を継続することはできない。三岡は、当面の金策に乗り出した。

「斯の如く戦争は突然に起って、兵站の急需焦眉の際、朝廷には一も軍資に充つべき準備が無い、其の處置を同僚に謀っても名案が無い、余は是に於て都下の豪商中興に事を議するに足る者を尋ねたが、小野善右衛門の主管に西村勘六なる者があつて曩に幕府の大政を奉還した時都下の豪商が諸藩に貸付けた金は皆棄捐の姿となり、小野家の資産も大方半分を亡ふの不幸に遇つたのみならず、人心恟々向ふ所を知らざるの時独り西村は此災厄中に在っても猶政權復旧を賀するの意を表して金千両を獻納したと聞いたので翌

(57) 1月3日の三岡の活動については、『三岡正通』181頁より引用。出典は、史談会速記録59輯の談という。

(58) 東久世通禧『竹亭回顧録 維新前後』博文館1911年刊240頁より引用。

四日西村を金穀出納所に召致して焦眉の急を救わん事を相談した、トコロガ果して見込に適はず、善く国家治乱の大体を知って勤王愛国の志厚く、小野家の有金は残らず朝廷の御用に立てることを承諾した、それから三井島田の両家に説き、三家より直ちに金壹萬両を調達したので、兵機を誤らなかった。」⁽⁵⁹⁾

この文中にある小野家がこれ以前に献金した千両というのには、次の様なことである。

「明くれば慶応四年、——明治元年である——人心恟々として今にも軍さが始まろうといふのに年が明けても御所には金は一金もない。諸藩はよいが宮様・御旗奉行等の御手当の金がない。それで梨子町に『金穀献納受取所』といふ大札を一番先に拵へまして、献金を勧誘しましたことで、其時小野善助が一番先に献金をした。」（史談会速記録）⁽⁶⁰⁾

こちらの引用文では、主人である小野善助の名が出ているが、実際に献金に訪れたのは西村勘六だったため、三岡八郎にその名が伝えられたのであろう。三井が大晦日に千両の献金を行ったことを知り、小野組でも、急ぎ2日に小野組としての献金を行ったのであろう。

とにかく、朝廷への資金の流れ込みが格段に増えたのが、1月3日に行われた鳥羽・伏見の合戦における鮮やかな勝利以降であることは間違いない。1月4日に、西本願寺から三千両、東本願寺から千両の献金があった⁽⁶¹⁾のを皮切りに、各地の寺や豪商などからの献金が相次ぎ、1月中だけで、金3万8015両1朱、大判10枚、銀4106枚、米1245石、

(59) 正月4日の金策については、『三岡丈夫』138頁より引用。なお、この文章だと、三家からの一万両がただちに献納されたように読めるが、三井家の記録では、献納の日付は1月19日となっている（『三井家奉公履歴』8頁参照）。

(60) 金穀献納受取所については、『小野組』952頁より引用。この文章は、『岡谷繁実遺談』よりの引用とある。

(61) 東西本願寺からの献納については、『澤田』13頁参照。

草鞋1000足その他様々な金穀が、一斉に流れ込んできた⁽⁶²⁾。このように一時に多額の資金が流れ込んでくると、金穀出納所の専従を命じられている三岡八郎と林左門ではとても手が足りなくなる。すると、「三井組は手代数名を金穀出納所に派出し現金出納の事務に当たらしめたり」という⁽⁶³⁾。このあたり、三井家は、金が無いなりに維新政府に食い込もうと努力していることが判る。

しかし、3万両程度では、それまでに抱えていた借金の返済すら賄うことはできない。その結果、鳥羽・伏見の合戦では、薩長の兵が主力となって幕府軍と戦ったが、いずれも資金が枯渇していた。しかし、刀槍を主力兵器とした時代ならともかく、小銃や大砲を主力兵器として戦う近代戦なので、戦えば大量に弾薬を消費する。その結果、あれほど短時日で済んだ鳥羽・伏見の合戦が終わった時、維新政府は20数万両の借金を抱えていた。

官軍では、大阪城内に銀や銭の形で残っていたものに、敗戦後に維新政府に帰順した藩からとった贖罪金などを加えたものを原資として、薩長などの諸藩に合計11万5000両の恩賞を出している⁽⁶⁴⁾。財政基盤が無いに等しいのに、これほどの恩賞を出すのは、ずいぶん辛かったであろう。しかし、命がけの働きをした諸藩に、金銭的に報いなければ、兵の士気を維持できず、後の戦闘を続けることはとうていできないからであった。

第二項 鎮撫軍財政の窮乏状況

正月7日、議定、参与及び在京諸侯が参内し、小御所で、総裁有栖川宮熾仁親王が慶喜追討令を読み渡した。これに伴い、鎮撫軍の組織

(62) 1月中の入金総額に関しては、『澤田』15頁参照。出典は「金穀出納所獻金留」という文書という。

(63) 金穀出納所に三井家が手代を派遣したことについては、『三井家奉公履歴』5頁より引用。

(64) 鳥羽伏見の合戦に対する11万5000両の恩賞については、『神長倉』107頁参照。

が始まると、西日本諸藩は、官軍に参加するか否かの選択を否応なしに迫られる事になり、官軍に与する大名は続々と兵を京に送る事になった。

鎮撫軍に属する諸軍は、東海道鎮撫軍を筆頭に、次の様に、相次いで京から出撃した。

「一月三日、鳥羽伏見で戦闘が勃発するとともに、京都に入りの警備が強化され、徳島・彦根・平戸・伊予大須・大村・佐土原の藩兵700が天津へ派遣された。参与橋本実梁^{さねやな}と助役柳原前光^{さきみつ}が指揮官であったが、五日にはこれが東海道鎮撫軍となった。肥後兵200余が加わり、参謀は木梨誠一郎（長）・海江田信義（薩）である。〈中略〉

一月九日、天津にあった東海道鎮撫総督に対し、桑名征討が命じられた。兵力は亀山・備前・彦根・膳所・大村・佐土原・水口の諸藩兵など総勢2000である。出兵準備に手間取った征討軍だったが、十八日には進軍を開始し、鈴鹿の関を越えて二十二日に四日市に到着した。」⁽⁶⁵⁾

「四日、参与西園寺公望に山陰道鎮撫総督が命じられた。西園寺は翌日京都を発ち、丹波・丹後・但馬・をめぐらした。まだ鳥羽伏見の戦況も定まらない段階だが、これはいざとなった場合に玉座を動かして西国へ退こうという策が背景にあった。」⁽⁶⁶⁾

「一月九日、東山道鎮撫総督として岩倉具定^{ともさだ}（具視の子）、副総督に弟の具経^{ともつね}が任命される。参謀は宇田淵（山城の志士）・前野久米之助（土佐）から、二月には土佐の乾（板垣）退助と薩摩の伊知地正

(65) 東海道鎮撫軍の出発については、『戊辰戦争』104頁及び110頁より引用。
なお、桑名藩主松平定敬は、会津藩の松平容保の実弟であり、京都守護職に緊密に協力していたので、激しい抵抗が予想されたため、最初に桑名攻撃が命じられたのである。現実には、松平定敬は徳川慶喜に随行して江戸におり、その間に桑名藩としては定敬を廃し、恭順の方針を定めていたので、抵抗はまったくなかった。

(66) 山陰道鎮撫総督の出発については、『戊辰戦争』105頁より引用。

治に代わった。また、北陸道鎮撫総督に高倉永祐^{ながさち}、副総督に四条隆平が任命され、小浜から福井、金沢へと進軍する。」⁽⁶⁷⁾

この様に、続々と進発した各鎮撫軍だが、問題は、この軍を動かすための資金が、維新政府には全く無かったことである。

「開戦と同時に山陰、東海、東山方面に派遣された鎮撫総督は、いづれも軍用金の用意がなく、徒手空拳の姿で押し出したのであった。正月五日山陰道方面に派遣された西園寺公望（当時望一郎）の一隊の如きは、途中昼食の用意すらなかったために、その夜丹波国桑田郡馬路村に着いた時には、全隊空腹のため仆れさうになっていた。」⁽⁶⁸⁾

これでは戦争遂行以前の状況と言える。同様に資金もなしに進発が命じられたという事情は、東海道鎮撫軍でもあったが、こちらは参謀がまともな軍事経験を持つ人物であったので、少しはマシな状況であった。東海道軍参謀の長州藩士木梨精一郎の、次の様な談話が残っている。

「弾薬こそあつたれ、兵食と云ふものはどうも仕方がない。その金も、京都を出る時に御所で貰おうと思って出ましたが、勿論御所には一銭なし、それで各藩から用意に持出せと云ふのみで、何分金がたりませぬから、三井寺の大僧正に私が談判した處が、朝廷の為ならば、私の方に金が二万円だけあるから、この正金を出しませうと云ふので、私は其金を受取る。〈中略〉それから大津に進んで行ったときに、石原精一郎という徳川の代官に正金を出させ、又兵糧も代官様へ頼んで炊出しをさせたのです。それから追々来る道途、代官所へ炊出しを申付けたので、マア大体そんな事でした。」⁽⁶⁹⁾

(67) 東山道及び北陸道鎮撫軍の出発については、『戊辰戦争』114頁より引用。

(68) 山陰道鎮撫軍の資金状況については、『神長倉』94頁より引用。

(69) 東海道鎮撫軍の木梨の談話については、『神長倉』94頁より引用。出

このように、東海道鎮撫軍に幕府の奉行所が全面協力をしたのは、徳川慶喜が、この時点で、次に紹介するとおり、基本的に恭順方針をとっていたからであった。

「一月十九日、諸藩重役は江戸城に召し出された。老中からは、鳥羽伏見の戦争は『全く行き違いにより相生じ候こと』であり、『朝敵』との風聞もあるが、きわめて残念なことである、『恭順謹慎』の積もりだが届きかねる場合はなお採るべき道もあらうと発言があった。」⁽⁷⁰⁾

慶喜は、この方針を徹底する手段として、本来は万石以上の大名が勤めるべき一連の地位に関して、1月23日には浅野氏祐^{うじすけ}を老中、勝義邦^{や た ぼり こう}（海舟）を陸軍総裁、矢田堀鴻^{や た ぼり こう}を海軍総裁、榎本武揚^{えのもと たけあき}を海軍副総裁、大久保忠寛（一翁）を会計総裁に任命するというように旗本身分の官僚を登用する人事を行った⁽⁷¹⁾。慶喜は、更にその後、2月9日には、鳥羽伏見の合戦の責任者を一斉に処分し⁽⁷²⁾、2月12日には、徳川慶頼^{よしより}、松平^{なりたみ}齊民に江戸城を託し、自らは上野寛永寺の大慈院に移って、謝罪恭順の姿勢を明確にした⁽⁷³⁾。こうしたことから、各地の幕府関係の施設は、官軍に抵抗するどころか、積極的に助力したのである。

しかし、維新政府に帰順する藩が増えるに従い、軍勢は急激に増大する。東海道鎮撫軍の場合、1月5日に鎮撫軍として発足した時点では、

典は「史談速記録」という。

(70) 老中よりの武備恭順方針の表明は『戊辰戦争』144頁より引用。

(71) 明治元年1月23日の人事については、続徳川実紀慶喜公御実紀1月23日の項参照。

(72) 明治元年2月9日の人事については、続徳川実紀慶喜公御実紀2月9日の項参照。

(73) 慶喜の江戸城退去については、「続徳川実紀慶喜公御実紀」2月12日の項参照。なお、徳川慶頼は、田安家の当主で、春嶽の異母弟であり、慶喜のあと、徳川宗家を継いだ徳川家達の父である。また、松平齊民は、美作国津山藩の前藩主であるが、11代将軍徳川家斉の14男で、12代将軍徳川家慶の異母弟にあたる。勤王で藩内を纏めたことで知られ、維新後、徳川家達の後見人を務める。

前述の通り七百余名であった。しかし、進発の時点では6藩二千余名に増大している。それが2月6日になると、さらに倍増し12藩四千七百名に達する⁽⁷⁴⁾。

これだけの軍勢が移動するためには、それだけでかなりの費用が必要となる。徳川家康が戦国時代を統一した当時であれば、軍の糧食等は、現地において無償で調達するのが常識であった。しかし、太平の世が長く続いたこの時点でそんなことを行えば、民衆の支持が失われる。そこで、鎮撫軍の行軍に当たっては「官軍の兵食は沿道諸藩をして負担せしめ、旧幕府貯蔵の金穀は徴収するが、一般人民には一切負担させなかった」⁽⁷⁵⁾という方針を採ったのである。

従来、公家が関東に公用で行く際には、幕府の定めた料金を払わないどころか、様々な物資を徴発しながら旅行することが頻発していたが、それと同じことをこの段階でやっては、朝廷に対する民衆の支持が失われる。しかし現実には、そうした徴発行為等があったため、維新政府では、繰り返し、無賃継立や賄賂の要求を厳しく禁じる布告を発した⁽⁷⁶⁾。さらに、実勢よりも著しく低く抑えられていた従来の基準賃金を、実勢に合ったものに改定することとした⁽⁷⁷⁾。これは、そのまま行軍の経費に跳ね返ることになる。

先に、各鎮撫軍は軍資金もなく押し出したと述べたが、最低限の対策は取られていた。具体的には、各鎮撫軍に、為替方三家から手代が派遣されていたのである。

「会計方は元代官の手代、或いは諸藩の俗吏なれば、派遣の手代に巨額の現金を携帯せしむるのは危険であると杞憂し、成るべく少

(74) 東海道鎮撫軍の人数の推移について、詳しくは、山本弘文『維新期の街道と輸送』法政大学出版局1972年刊（以下、同書は『維新の街道』と略記する。）7頁以下参照。

(75) 鎮撫軍の費用負担については、『小野組』970頁より引用。

(76) 維新政府による街道での無賃継立等の禁止の布告は、『維新の街道』16頁参照。

(77) 基準賃金の改定については、『維新の街道』17頁以下参照。

額に限り御用を臨機処弁し、途中必要の場合は為替の法に拠ることゝなったので、鎮撫使通過の沿道に於ける従来取引関係ある商人へ、親疎を問わず、現金の急需ある時は為替を依頼すべく、出発忽々の一昼夜に、三家より書状壺千余通を認めて手代に携帯せしめた。」⁽⁷⁸⁾

こうして、幕府領から資金や物品の没収と、手形を頼りに各鎮撫軍は行軍したのである。しかし、幕府財政そのものがこの時点では疲弊しきっていた。したがって、幕府の金穀を没収したくとも、対象となる金穀自体が必ずあるわけではなかった。

東海道鎮撫軍の場合、中間地点にある、幕府のこの地区の中枢ともいべき駿府城の金蔵にあった金は、たったの5700両であった⁽⁷⁹⁾。これは2月末に入った東海道鎮撫軍の先鋒隊が没収して使ってしまったから、3月5日に、有栖川宮率いる本隊が駿府に入ったときには、城中をくまなく捜しても一文の金さえもなかったという。そればかりか、この時点では、詳しくは後述するが、まだ京都での資金調達には成功していなかったもので、後方から送ってもらうこともできなかった⁽⁸⁰⁾。駿府城下の豪商から5000両の資金の提供を受けたが、その程度では焼け石に水であった。

結局、それ以上の進軍が不可能になって、征討軍全体がしばらくの間、駿府で立ち往生することとなった。そこで、やむを得ず、江戸にある小野組の支店から取り寄せることにした。

「大総督有栖川宮東海道駿府大本営より金策のため急使到来せしをもって、池辺君、藤左衛門俄に出発せられ、此附属として小野より手代三名を同行し、江戸に於て金策するの見込みなり。此時江戸

(78) 鎮撫軍の資金については、『小野組』970頁より引用。

(79) 駿府城にあった資金に関しては『神長倉』163頁参照。金以外は、米2500余石、粳2800余石であった。

(80) 京都に資金送付を依頼したが、「當局の會計は名ばかりにて空局同様」という回答が帰って来ただけであった。『神長倉』164頁参照。

に於ては人心の向背未だ定らず、彰義隊など屯集して官軍を敵視し、暴殺を企てるもの多し。依て府町より悉く町人体に装ひ、窃に江戸に入るを得たり。然れども各支店に於ても、賊軍より軍資金調達の強迫策を受け、戦々兢兢たる時なれば、其嫌疑を怖れ、他所に此宿舎を設くる等にて、種々困難の事情あり。」⁽⁸¹⁾

こうした苦心の末、3万両の調達に成功したという。

また、東山道鎮撫軍については、三井家の資料に次の様にある。

「東征軍の付属金穀方を命ぜられた為替方三家は、それぞれ手代を官軍に随行させて軍資金の調達と出納にあたらせた。三井組が担当することになった東山道鎮撫使は1月21日に京都を進発して即日大津まで行軍したが、23日までこの地に滞陣した頃には、携えた軍資金はすでに底をついてしまった。為替方の手代が急遽京都から金三千両を取り寄せることにし、京都へ使いをだした。この金はようやく守山宿で追いつき、この軍資金によって大垣まで軍を進めた。大垣から軍費としては、大垣藩戸田家に幕府からの預り金があるのを提供させようとあてにしていたところ、調達が不可能になり、ここでも為替方に六万両の調達を命じている。三井の名代として従軍した堀江清六は大垣藩と折衝をかさね、村方から提供させた玄米を軍旅の途中漸次換金することにし、とりあえず京都から一万両の現送を依頼した。この金は2月20日の夜守山宿へ到着、翌日『右金額出来候上は今日御進軍可相成旨御達シ相成、即日美江寺宿迄御進軍』というありさまであった。」⁽⁸²⁾

この文章では、あっさりと京から金を送らせたとあるが、前述の通り、この時点では三井そのものに、そんな大金はない。そのあたりの

(81) 東海道鎮撫軍の江戸での金策については、『小野組』971頁より引用。これは、『小野善右衛門筆記』の引用という。小野善右衛門とは、西村勘六の事である。また、文中、池辺藤左衛門とは、池辺永益の事と思われる。元柳川藩士（家老）で、明治元年閏四月に始まる太政官制Ⅰの下で、会計官判事となっている（『角川新版日本史辞典』付録参照）。

(82) 東山道軍の財政状況については、『三井事業史』11頁より引用。

やりくりの状況を、井上馨が次の様に語っている。

「岩倉さんの息子の今の宮内大臣をして居る人、十九か二十歳ぢやったらう、それが何でも薩摩の兵も居れば、長州の兵も居る、土佐の兵も居る、諸藩の兵を率いて、討伐といふことで岐阜まで出て行つた、所がサア金がない、動きもスゴキもならぬやうになつた。それで早飛脚が来て、其時に三岡八郎が京都の方で大蔵卿のやうな事をして居る、けれども金はない。それで其時分に三井ぢやの小野、島田、それからまだ大分居ったらうが、大阪で天王寺屋五兵衛といふ者が、其頃には餘程有名な財産家ぢや、それ等の者を説諭して獻金をさしたり何かして、借入といふ名目も付いたりして此金が出来て.....それも餘計な金ぢやないが、其金で岩倉さんが率ゐて居た兵が、江戸へ向って進むことが出来たといふ位の困難。」⁽⁸³⁾

こうしたことから、この時期、鎮撫軍は、どの隊も行軍することすらままならぬ状態で、とうてい戦闘が出来る状態ではなかった。それにも関わらず、全く戦闘のなかった東海道鎮撫軍と異なり、東山道鎮撫軍は、甲州勝沼で近藤勇指揮する甲陽鎮撫隊との戦いがあり、さらに幕府から脱走した歩兵が梁田にある事を知ってこれを急襲している（梁田戦争）⁽⁸⁴⁾から、物資の枯渇は更にひどかった。そのため、東山道鎮撫軍の方では、3月12日に三井の手代が、米の調達を命じられ、江戸に潜入して、必死の思いで白米千俵を1712両で調達に成功している。また、江戸に辿り着くためには、やはり江戸そのものから資金を得る必要があり、三井の手代である堀江清六が決死の潜入をした結果、1万両の入手に成功したという⁽⁸⁵⁾。

東海道鎮撫軍の3万両及び東山道鎮撫軍の1万両は、ぎりぎり行軍できるレベルである。3月14日に行われた勝と西郷の有名な三田会談

(83) 井上馨の談は、『維新財政談』7頁より引用。

(84) 梁田戦争については、『戊辰戦争』152頁参照。

(85) 堀江清六の冒険については、『三井事業史』12頁参照。

のおかげで、江戸城は4月11日に無血開城した。しかし、勝の決断がなかった場合、官軍がそもそも江戸に対する総攻撃ができる戦闘能力を保持していたかどうかは、これまでに紹介した財政面から見ると、かなり疑問といえる。

江戸城に無血入城することで、一時的に鎮撫軍の財政は好転した。金座・銀座の役人からの献金、上記三井・島田・小野からの借入金、それに京都からの2万両の送金で、合わせて11万800両ほどの資金が手に入ったのである。

「しかし、兵食は進軍中のように、沿道各藩から賄えないし、兵士には手当を支給する必要があるので、まもなく困窮した。〈中略〉江戸町人に対して御用金を申付けたが、三井・小野・島田以外は受付けない。」⁽⁸⁶⁾

こうした財政状態では、当然のことながら、上野寛永寺に立てこもる彰義隊や、品川沖に停泊する榎本武揚の指揮する幕府艦隊に対する軍事行動を起こすことすら、到底不可能な状況だったのである。

第三節 維新政府における資金調達

第一項 会計基立金

財政というのは、維新の大業という輝かしい活動に比べると、目立たない縁の下の作業である。その結果、小松帯刀とか西郷隆盛とかいう、大藩で現実に巨大な資金を動かした経験のある人材は、皆よそにいつてしまって、この担当に回された人々は、三岡八郎を除くと財政に関与した経験のない人物ばかりであった。

すなわち、鳥羽・伏見の合戦に勝利した結果、時期を逃さず徳川家を追討しようと、1月7日に大会議で決まった。それを受けて、その資金繰りのための財政小委員会とでもいうべき会議が、委員長に岩倉

(86) 江戸入城に伴う鎮撫軍の財政については、『小野組』973頁参照。

具視が就任して開かれた。その小委員会が何時開かれたのかはよく判らない。由利公正にとっては、大変重要だった会議なので、後年それに触れた彼自身の談話が半ダース以上も存在しているのだが、その談話が相互に矛盾しているのである。小委員会の開催日に関しては、1月6日、7日、8日及び9日と、異なる日付を談話の都度上げている⁽⁸⁷⁾。しかし、維新政府として、徳川家の追討を決定した前後に、それが開催されたことは間違いない。

委員には三岡八郎のほか、薩摩から大久保一蔵（利通）及び岩下佐治右衛門（方平）⁽⁸⁸⁾、長州から広沢兵助（真臣）、土佐から福岡籐次（孝悌）及び後藤象二郎と、それなりの有力者が顔を揃えていた⁽⁸⁹⁾。しかし、残念ながら、これから始まる対幕戦に、どの程度の経費が必要か、ということすら、見当もつけられない面々であった。

例えば、広沢兵助は、第2次長州征伐の講和を、長州を代表して勝海舟と厳島で話し合ったという有力者であるが、財政は判らない。彼が、開口一番力説したのは、20万両は必要だ、ということである。そして、その資金の入手方法としては「粗悪の貨幣を鋳るも亦一時の権道」と主張した⁽⁹⁰⁾。おそらく、彼の想像力では、この金額が把握不可能なほどの巨額なもので、たいていのことはそれだけあればやれる、と思ったからに違いない。

しかし、数千の人数を、京都江戸の間を行軍させるだけでも、その

(87) 財政のための小委員会開催日の矛盾については、『澤田』18頁以下に、三岡の6つの談話が紹介されている。そして25頁以下に、その要約が述べられている。『由利正通』188頁は、8日とするのが最も信憑性があるとしている。

(88) 岩下方平：薩摩藩家老、1867年のパリ万博では薩摩よりの使節団長として活躍、維新政府には徴士として出仕。

(89) 財政のための小委員会のメンバーについては、『三岡丈夫』140頁参照。『澤田』21頁に紹介されている由利公正の談話では、この外に木戸孝允が入って居るが、この時点では彼は京都にいないので、誤りであるという。

(90) 広沢真臣の粗悪の通貨云々という主張については『三岡丈夫』140頁参照。

数倍の経費が必要になることは、先述のとおりである。その点、三岡八郎は、財政家として一藩を動かした経験がある。そして、対幕戦に勝利すれば、その後に東北諸藩との戦争が来る、ということも当然に予想していたはずである。また、維新政府の出発に当たって、劣悪通貨を製造することが、政治的に許されないことも判っている。

そこで、三岡は、広沢の粗悪貨幣鑄造案に対する対案として、300万両の調達という数字をあげて、出席者一同の度肝を抜いた。

「三百萬両といふ金額に就いては八郎が特に予算を立てたるにあらず、唯最初に少く言ふときは後に至りて窮せんことを慮り先づ其声を大にし一同をして軍事費を調べんと決心せしめしなり」⁽⁹¹⁾。

実際、結果として見れば、経費は300万両でも、大幅に不足したのである。

この300万両調達案に対しては、広沢は、今の時勢でそんな大金を作れるわけがないと批判した。これに対して、三岡は次の様に述べた。

「大金出来ざればことを止むるとなればいざ知らず、必ず斯業を遂げんとなれば爰に一策ありとて、始めて参与の列席にて金札発行の経緯策を述べた」⁽⁹²⁾。

この金札発行、すなわち太政官札の発行による経緯策とは、彼が越前藩で行った銀札発行の全国版である。これについては、太政官札発行の下り（本稿第四節第一項）で改めて詳述したいので、ここでは割愛する。しかし、兌換すべき正金が無いままに行う紙幣の発行は、横井小楠の影響が強かった越前藩でさえも、1ヶ月に渡る議論の末、漸く承認が得られたのである。そうした予備知識も無い小委員会の面々が、容易く理解し、了解できる話ではなかった。当然、その晩は、議論が沸騰して到底まとまらなかった。

そこで、三岡は、当面の策として、^{かいけいもとだて}会計基立金（元立金と書くこともある）の設置を提案した。これは、簡単に言えば、戦費を国債によって

(91) 300万両という数字の根拠については『三岡丈夫』141頁より引用。

(92) 金札発行の提案は『三岡丈夫』142頁より引用。

調達し、その経理のために特別会計を設置して、一般会計とは区分経理しようというものである。基立金という名称は、王政復古の大号令中に「王政復古、国威挽回の御基を立てさせられ」という文言があるところから採ったといわれる。今日の感覚からすれば、こういう状況下では、ごく普通の発想と思われる。しかし、実はこのように特別会計による国債の区分経理は、その当時の世界でもほとんど例をみず、そして、日本では間違いなく最初の、天才的な財政施策であった。

欧州では、そもそも特別会計というものに対して今日でも反感が強く、例えばドイツでは、現行憲法下でも例外的にしか認められない。これに対して、わが国では、徳川9代将軍家重が、我が国で始めて予算制度を導入した時から、特別会計的な制度が存在していた。したがって、おそらく、この構想にはあまり抵抗感はなかったものと思われる。少なくとも、太政官札を不換紙幣として発行するという、今一つのアイデアに比べれば、出席者の受け入れは容易であったのであろう。

その結果、1月12日には300万両の募集がその会議で決まり、これを受けて、朝廷からの論達は17日になされた⁽⁹³⁾。しかし、太政官の会議に提出されたのは1月21日であり、正式決定は更に遅れて23日になった⁽⁹⁴⁾。何故この様に遅延したのか、理由は明確ではない。しかし、この23日に同時に太政官札発行についても、維新政府の承認が与えられている。そして、後述のとおり、会計基立金の募集を成功させるためには、太政官札の発行が極めて重要な条件だったのである（本稿第四節第三項参照）。その太政官札発行の承認が23日までずれ込んだため、会

(93) 会計基立金募集の内部決定については『由利正通』200頁参照。

(94) 『神長倉』110頁は、会計基立金の正式決定は1月12日とする。しかし、『澤田』28頁は、会計基立金の募集及び金札発行の建議は1月21日であり、これを可決したのは23日であるとする。当時の会計官書類である『御沙汰帳』に21日とする記述があり、また、中根雪江『戊辰日記』に23日に正式決定という記述がある事を根拠とする。『小野組』『三井事業史』等の文献においても、23日としているので、本稿ではこの日を採用。

計基立金の承認も、この日までずれ込んだのだと思われる。もっとも、21日には三井、小野、島田の三家を呼出し、会計基立金に出資しうる富豪のリストを提出するよう命じる⁽⁹⁵⁾など、準備だけは着々と進めていた。

この募集に対し、応募が殺到する、などという話には当然ならない。そもそも、23日の論達では、「是を国債とし萬国之公法を以可及返辨決して後日之難澁に不相成候様可取計候」とあるだけで、どうやって返却するかについては全く触れていないのである⁽⁹⁶⁾。29日に大阪商人等に対してなされた論達では「返済之儀は地高を以引当」と、返済は地租から行おうと述べている⁽⁹⁷⁾。しかし、その時点の朝廷の領地は3万石しかないのである。これでは、返済について信用することは出来ない。その結果、当時においては、これは依然として従来幕府が行っていた御用金と同様に返済されないものと理解されていた⁽⁹⁸⁾。したがって、当面の行軍資金の枯渇への対策としては、従来どおりの押し借りしかない。

その押し借りの手段として、まず2月3日に天皇から親征を行うという詔を下していただき、その上で、2月11日に京都の富商16名に対し、御親征費5万両の調達を命じた。その論告中には「其力ありて其力を盡さざる者は逆意に均き筋に候」、つまり調達に応じない者は反逆者ともみなすという文言があったため、天皇のお膝元に暮らしていた者達は恐懼して三井、島田、小野が合計で3万両、その他の者が2万両、計

(95) 三井等に命じて富豪のリストを提出させたことについては『三井家奉公履歴』11頁参照。それによると「当時金穀出納所は此趣旨を明々地に告白せず言を他に託して以て其目的を達せんとせられたり」とある。秘密裏に情報収集を行ったのである。

(96) 1月23日の論達については『由利正通』202頁より引用。

(97) 1月29日の論達については『由利正通』204頁より引用。

(98) 『神長倉』137頁によると、明治2年に、公議所の議題として、会計基立金を御用金と考え、国債に切り替えるべきだという議論が提出されていたという。

5万両を上納することとなった⁽⁹⁹⁾。

三岡は、その後直ちに大阪に行って、鴻池善右衛門外14名の大阪の富豪に対し、出頭を命じた。これ以前、大阪の富豪達は、会計官御用掛を命ぜられたのに対して、具体的には1月29日に、幕府の御用金に痛めつけられたことを理由に、これを謝絶していた⁽¹⁰⁰⁾。そのため、三岡は文書ではなく、直接自ら大阪に出向いて、2月13日、京都と同じく5万両の調達を命じたのである。鴻池等15名は、やむを得ず14日、鴻池善右衛門の5500両を筆頭に、分担して5万両の請書を提出したが、納期は3月1日であった⁽¹⁰¹⁾。

この結果、京及び大阪を合わせて、10万両が調達されたため、「十萬両の御親征費」と一般にいわれることになる。併し、実際にはその程度では足りるわけがないので、その後も繰り返し調達が命じられた⁽¹⁰²⁾。

納付した側ではおそらく、幕府の御用金と同様、帰ってこないものと考えていたであろうが、維新政府側としては会計基立金の第1弾と考えていたものであり、したがって、明治2年末にはことごとく返還されている⁽¹⁰³⁾。

(99) 京都に対する御親征費の調達に関しては『神長倉』141頁参照。

(100) 大阪の富豪が、会計官御用掛を謝絶したことに関しては『澤田』32頁以下に詳しい。

(101) 大阪の富豪が5万両の請書を提出した事に関しては『神長倉』145頁参照。

(102) 京都においては2月19日にさらに5万両の追加調達が命じられ、その追加分については結局3万3000両が納付された。大阪においては3月1日に5万両が納付された時点で、直ちに2万両の追加が申し渡された。『神長倉』146頁以下参照。

(103) 10万両の調達金が明治2年に返還されたことについては、『神長倉』482頁参照。なお、明治財政史編纂会『明治財政史 第3巻』1926年刊（以下、同書は『第3巻』と略記する。）173頁の第二期歳計期歳入歳出決算表の臨時歳出に、調達金返済1,456,301円、借入金利子202,724円、同じく177頁の第三期歳計期歳入歳出表の臨時歳出に、調達金返済1,449,318円、借入金利子195,963円が、それぞれ計上されており、合計すれば、調達金元本分2,905,619円、借入金利子398,687円が支払われたことが判る。ただ、同書には、会計基立金の名称そのものは全く現れておらず、このうち、どれ

その後も三岡八郎自身が大阪に留まって出資者相手に弁舌を振るい、さらに、大阪府知事に任命された後藤象二郎が、大阪商人を毎日100人ずつ呼び出しては、協力を依頼すると称して脅迫まがいのことまでしたのである⁽¹⁰⁴⁾。それを支援するため、三井、小野、島田がその償還を保証するとして醵金を奨励したが、それでもこの時点ですぐに集まったのは20万両程度であった⁽¹⁰⁵⁾。これでは、東海道や東山道の各鎮撫軍の現地における資金繰りが火の車になったのも当然であろう。会計基立金による資金調達が軌道に乗るためには、後述する太政官札の発行まで待たねばならなかった。

第二項 五箇条の御誓文

日本史の教科書で、由利公正は、五箇条の御誓文の発案者として知られている。なぜ維新政権における財政担当者が、五箇条の御誓文という歴史的な宣言の発案者になったのだろうか。それは、五箇条の御誓文が、どのような目的で発案されたのか、という理由そのものと密接に結びついている。

実は、三岡八郎が、五箇条の御誓文の必要性について初めて発言したのは、上記会計基立金300万両を発案したのと同じ財政小委員会なのである。彼が直面していた問題は、維新政府には信用がない、ということであった。信用がなければ、金を借りることは出来ない。

この政権は、ある日突然、宮中革命の形で成立し、瞬くうちに徳川家の軍勢を破って近畿圏に覇権を確立した。しかし、一般民衆にとっては、維新政府が何をやろうとしているのか、さっぱり判らない存在であり続けているのである。民衆のためになる存在なのか、それとも

だけが会計基立金の返済に充てられたかは不明である。

(104) 会計基立金の大阪に於ける募集強化については、『神長倉』151頁以下参照。

(105) 会計基立金の、この時期における総額が20万両ほどであったことについては、『神長倉』155頁参照。

民衆を弾圧するようになる存在なのか、ということすらも判らないのに、国債を購入しろ、といっても無理な話といえる。

したがって、維新政府が信用を獲得することが、国債発行を成功させる鍵を握っており、それには、新政権の基本方針が何であるか、ということ、一般民衆に明らかにする必要がある。今日的な表現をとるならば、300万両という前代未聞の規模の国債を発行するに当たり、販売促進のためのキャッチ・コピーを三岡八郎は必要としていた、ということである。

そこで、彼は小委員会に列席の面々に対して次のように建議した。

「宜しく先ず大義を明にし、方針を示すべし、否らざれば、天下嚮ふ所を知らざらん」⁽¹⁰⁶⁾

しかし、この時期の政府は、いわば走りながら考えているような状態であったから、この財政小委員会の委員長である岩倉具視でさえも、いったいどのような方針で自分たちが動いているのかを、その場で返事をするとはできなかった。この時は、既に夜明けも近かったので、各人が持ち帰って検討する、ということで散会となった⁽¹⁰⁷⁾。

散会后、三岡八郎は、岩倉具視が個人的に彼に諮問する可能性があると感じ、では、自分ならどう答えるかを考えた。そこで、懷紙に鉛筆で次のような5箇条の文書を書いた。

「 議事之體大意

- 一 庶民志を遂げ人心をして倦まさらしむるを欲す
- 一 士民心を一にし盛に経綸を行ふを要す
- 一 知識を世界に求め広く皇基を振起すへし
- 一 貢士期限を以て賢才に譲るへし
- 一 万機公論に決し私に論ずるなかれ」⁽¹⁰⁸⁾

(106) 三岡の政府の方針を問う発言は『三岡丈夫』143頁より引用。

(107) 五箇条の御誓文制定過程については、『三岡丈夫』143頁以下参照。

(108) 三岡の原案「議事之體大意」の文章については、『三岡正通』194頁より引用。同書194頁の後に、折り込みの形で、その原文の写真が紹介され

第1条は、誰でもやりたいことがやれる世の中にしたい、ということで、身分制の打破が謳われている。第2条は、武士も庶民も産業を興さなければならない、ということで、産業立国の理念が示されている。第3条は、維新政府の主要政策が文明開化にあることを明らかにした。第4条は、貢士、すなわち各藩からの出向者を、維新政府の本採用の者に切り換えるということで、縁故採用ないし世襲制の排除を宣言している。第5条は、幕府の行う政治を私政として攻撃してきた春嶽の、伝統的な対幕府政策を確認したものである。全体として、三岡の思想傾向がうかがわれるものとなっている。

この懷紙を、彼は土佐藩出身の徴士である福岡孝悌に清書のために渡したところ、福岡は、これを自分なりに修正した。その上で、長州の木戸孝允に渡した。木戸も、これに更に修正を加えた上で、その成案を岩倉具視に渡したところ、岩倉は更に修正を加え、それが最終案となった。最終的に五箇条の御誓文が天皇名で公表されたのは、3月14日のことであった⁽¹⁰⁹⁾。これはまさに、西郷＝勝会談が三田の薩摩屋敷で開かれていた日であった。したがって、それまでの間は、こうした将来ビジョンを民衆に示すことなく、三岡達は国債の売り込みを行わなければならなかったわけである。会計基立金の売れ行きが、極めて不振であったのも無理はない。

参考までに、最終的な五箇条の御誓文を次に紹介する。

- 「一 広く会議を興し万機公論に決すべし
- 一 上下心を一にして盛んに経綸を行ふべし
- 一 官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す
- 一 旧来の陋習を破り天地の公道に基くべし
- 一 智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし」

順序が若干変わり、文言が変わっているところがあるが、基本的に

ている。

(109) 五箇条の御誓文の公表については、『三岡丈夫』146頁参照。

三岡の原案が反映されていることがわかる。

ついでに言えば、五箇条の御誓文は、内容的に坂本龍馬の「船中八策」との類似性が指摘されている。龍馬自身は、誓文の立案作業には当然参加していないので、それは、三岡八郎と坂本龍馬の共通の師である横井小楠の思想の影響と見ることができる。

なお、福岡孝悌はこの五箇条の御誓文を基礎に維新政府の政体そのものを定めるべきであると考え、検討した結果、米国憲法を参考に、三権分立を可能な限り取り入れた「政体書」を作成し、天皇の決済を得て、御沙汰書として閏4月11日に公布した⁽¹¹⁰⁾。かなり長文のものでここには引用しないが、その第2条が有名な「天下の権力、総てこれを太政官に帰す」という文句から始まるもので、これにより、同21日から先に述べたとおり、太政官制Iに切り替わったわけである。

第四節 太政官札

第一項 太政官札発行案の内容

先に広沢真臣が、劣悪貨幣を発行して難局を乗り切ろうという案を出した事を紹介した。それは彼一人の考えでは無く、議定や参与を含め「其議論の多数は贋金を拵へるといふ説が澤山ありました。全く全體の思想は贋金で仕終うしようといつて宣い有様でありました」⁽¹¹¹⁾という状況であった。そうした状況の中で、三岡は一人進み出て、次の様に不換紙幣を発行すべきことを説いた。

「維新の大業は尋常の手段では大成出来ない。故にこの革新の機を利用して萬石萬両の割合で金札三千萬両を発行して諸藩に貸付け、

(110) 福岡が「政体書」制定に果たした役割については、福岡孝悌自身が執筆した「五箇条御誓文ト政體書ノ由来ニツイテ」国家学会編『明治憲政経済史論：国家学会創立満三十年記念』国家学会1919年刊21頁以下参照。米国憲法を参照したことについては同44頁参照。

(111) カギ括弧内は、『由利正通』207頁の三岡の談より引用。

各藩主をして勤王に翼賛せしむると共に、これによって廣く融通の途を開き、國民三千萬の精神と労力を一致せしめ、以て産業を振興し、貿易を發達せしめ、専ら財源涵養を計らねば仁政の目的は達せられぬ。目下人心不穩の折柄、政府の費用を悉く國內に課するならば、人民の困惑は測り知れざるに至ることは明かである。従つてその結果は憂うるに足る。されば一方に於て政府は人民所有の金銀を借入れて戦局を結び、他方政府より金札を人民に貸下げて殖産を奨励し、国益を増加させるといふ謂はば一石二鳥の方法によりて、富国強兵の実を挙げようというのが私の案である。」⁽¹¹²⁾

この論は、人々からの激しい攻撃を浴びることとなった。理由は多岐にわたる。当時言われたことを、神長倉真民が整理・紹介するところに依れば、金札発行に対する反対論は、次の8点に要約できる⁽¹¹³⁾。

1. 朝廷に一金の蓄えもなく、討幕断行しようという時に、直接国費に使用しない紙幣を発行するということが理解できない。
2. 金札発行の目的の一つに人民の困窮救済とあるが、徳川期の御用金は献金を意味する立場からすれば、御用金徴収の跡始末は余計なお節介で、そんな余裕があるならば御用金調達の方法はない。
3. 産業貿易の振興は、徳川期の自給自足経済思想からすれば賛成できず、仮に必要としても当面不急の事業を起こす必要はない。
4. 日本は古来金の国であり、古来中央政府から紙幣が発行された事実がないので、紙幣発行をするべきではない。
5. 不換紙幣は信用の不完全なる社会においては、通貨として異

(112) 三岡による太政官札発行の論は、『由利正通』208頁より引用。

(113) 金札発行反対論については『神長倉』252頁以下参照。ただし、論点整理の都合上、原文では7となっている点を、ここでは4に繰り上げ、それに応じて他を繰り下げた。

端分子であり、すでに藩札発行は幾多の弊害を生じていた。

6. 維新政府の信用不十分なときは不換紙幣を発行しても到底流通するものではなく、かえって天皇親政を傷つける。

7. 不換紙幣の発行は金貨と紙幣の価値の差を生ずるが、どんな対策があるのか。

8. 維新政府の出仕者は同時に藩士でもあったから、自藩発行の藩札の交換価値の下落を恐れて、金札発行に反対である。

これらの反対意見のうち、8は、少なくとも維新政府の利害の問題では無いので無視するとして、1、2、3及び4は、古い思想によるもので、じっくりと説得してその蒙を啓けば、おそらく説得可能な反対理由であるが、時間の限られている中で説得する余裕がないのが、三岡としては困るところである。

それに対し、反対意見5、6、7の3点は、基本的には極めて正しい。

しかし、5の点については、そもそも朝廷には、正金の備蓄などまったく無いから、兌換紙幣の発行は不可能である。確かに不換紙幣の濫発は、大変なインフレを招き、国家の経済を大混乱に陥れる。そのことは、例えば第一次大戦後のドイツで、あるいは第二次大戦後のわが国で、経験のあるところである。すなわち、通貨の供給量を、市場規模に応じてコントロールする手段を設け、かつ、そのコントロールを厳守する姿勢を持たない限り、不換紙幣の発行は、極めて危険であることは間違いない。

三岡八郎の偉大な点は、そうした問題に対するコントロール手段を、当初からきちんと政策の中に盛り込んでいた点である。

第一に、この不換紙幣を、政府の経常費に充てようとせず、民間等への貸し付けに限定して発行する、と決められている。これは、越前藩で行ったことの繰り返しであるが、財政が苦しいから発行するはずの不換紙幣を、自分では使わずに、藩や豪商に貸し付けるという発想が何を意味しているのか。これが、三岡が人々を説得する上で一番苦労した問題であった。

政府の経常費に充てることとすると、資金が必要になるにつれて無限に膨張し、そこからインフレが発生する危険性がある。それに対し、民間へ、その希望に応じて行う貸し付けであれば、民間に資金需要がある限度でしか、発行したくとも発行できない。これはインフレに対する極めて重要な歯止めである。

そして、民間に資金需要があるのも関わらず、通貨供給量が不足していれば、必然的にデフレが発生する。そして、実際、この時期の民間の通貨不足は深刻なものとなりつつあった。最終的な数字でいうと、維新政府が、戊辰戦争遂行のため、三井、小野、島田の三組より借入れたのが464万9000両、その他の京・大坂の豪商よりの借り入れが342万両、江戸商人からの借り入れが150万8160両、江戸・横浜の商人の積立金よりの借り入れが34万6990両、計992万4150両となる。つまり、市場からざっと一千万両の正金が消えていれば、日常の商業取引を行うための現金にも事欠く事態であったことは、容易に想像できる。太政官札発行の第一の目的は、このように厳しいデフレ状態にある市場に、取引媒体となる資金を供給することだったのである。

第二に、政府として、民間に資金需要があれば無限に発行するというのではなく、政策的に上限額を定めた点である。この当時、わが国全体の石高は約3000万石、またわが国全体の人口は約3000万人と言われていた。三岡八郎は、ある時はこの3000万人について一人1両の割合で発行する、という言い方をし、ある時は1石1両の割で発行する、という言い方をした。どちらの理由をとるにしても、結論としては、3000万両を発行の限度額とするべきだと論じたわけである。

このような発行限度額の計算方法に、経済学に基づく厳密な根拠があるとは思えない。しかし、大事なことは、限度額を設けるという発想それ自体である。今日であればGNP等の数値を基にして通貨の発行限度額を論ずることになるだろう。しかし、GNP等の調査手段もない時に、それに代わるものとして、人口ないし当時の基軸物資である米の生産量から限界値を算定する、という姿勢そのものは、時代を先駆けるも

のとして、高く評価されるべきであろう。

最後に、さらにいま一つの歯止めを導入する。貸した金は、利息を付けて政府に返させるというのである。その意味で、太政官札もまた一種の国債であって、紙幣そのものではない。そのため、政府に太政官札が戻ってくると、その太政官札は直ちに破棄し、もう一度市場に出すことはしない、とする。これにより、市場に流通する不換紙幣を回収し、流通量を政府として確実にコントロールすることが可能になる。

これに対する反対論は、上述のとおり、激しかったが、では、当面の財政危機をどうやって解消するかという代案は存在しない。先にも紹介した劣悪な品位の貨幣を鑄造しようという案に対して、意外に支持があった⁽¹¹⁴⁾りするのは、当時の維新政府の首脳部に理解しやすかったからであろう。しかし、これは明らかに朝廷の品位を汚すものである。また、例え劣悪貨幣であっても、硬貨を新たに製造するには、その地金の調達が必要であるが、この時期の朝廷には、それに必要な資金はない。あるいは、米券の発行という案も出てきた⁽¹¹⁵⁾。米との兌換というアイデアである。もし朝廷に十分な米があるならば、これは十分可能性がある。しかし、朝廷には金ばかりか、米もないので、それは実質的に不換紙幣の発行にほかならない。そうであれば、金札の方が優れている。

通貨を紙幣という形で発行するというアイデア自体は、当時の日本においては、ごく普通の常識であった。江戸時代、どこの藩も財政の窮乏に苦しみ、その対策として藩札を発行していたからである。この結果、維新当時、国内に流通していた紙幣は約1700種に達するという状況であった。しかし、それらはすべて兌換紙幣であった。何との兌換を保障したものであるかにより、金札、銀札、米札、銭札、永札、

(114) 劣悪通貨の鑄造に対する支持に関しては『神長倉』264頁参照。

(115) 米券については、『神長倉』265頁参照。

傘札等と呼ばれたのである⁽¹¹⁶⁾。

それに対して、三岡がこの時企画した太政官札は、不換紙幣という点に、根本的な違いがある。この、不換紙幣を発行するというアイデアは、三岡の師、横井小楠の主張に基本的には依拠している。元越前藩士であった松平正直⁽¹¹⁷⁾は、次の様に語っている。

「横井小楠先生が紙幣は兌換といふことを為ないでも、為政者の熱心誠意で行けるものだといふ話は、先生が福井に居る間にも時々あった。私も聞いたこともあるが、それは学問として言ふだけの話で、道理の上では、其様なものだけでも、実際にはそれでは行はれぬ。」⁽¹¹⁸⁾

要するに小楠のそれは観念論で、実行は困難なものであった。松平によると、三岡も、小楠の不換紙幣論が実行困難であることに同意していたという。しかし、三岡の不換紙幣の構想は、小楠の考えより一歩踏み出したものであった。彼が金札発行を行おうとした理由は、決して諸藩のように、財政の窮乏から赤字補填のために発行するという

(116) 明治4（1871）年の廃藩置県の際に、大蔵省では藩札発行高に関する報告を提出させた。それによると、藩札発行実績のあったのは244藩、14代官所、9旗本領に達し、その発行種類は、金札、銀札、米札、銭札、永札、傘札等で、各種類に額面の違うものがあるので、合計1694種類、流通高は3855万1132円に達していたという（松方正義『紙幣整理始末』大蔵省1890年刊26頁参照）。なお、永札にいう永とは、本来は永楽銭、すなわち中国の明朝第3代皇帝・永楽帝の時代に鑄造が開始された銅銭を意味するが、それが流通したのはわが国では室町時代である。永楽銭が存在しない江戸時代においては、1両＝1000永＝1貫文という架空の単位を意味した。それを幕府は奉行所経費の算定基礎に使用していたのである。したがって、一種の金札である。また傘札は、美濃国加納藩の藩札で、発行元が傘商人であったことから、表面上は傘との兌換券の形式を取っていたことからある名称であるが、実質的にはそれに相当する銀との兌換券であった（小学館『精選版 日本国語大辞典』2006年刊参照）。

(117) 松平正直：慶応3年に、坂本龍馬が幽閉中の三岡を訪問した際には、当時用人であった松平がその会見に立ち会った（『由利正通』150頁参照）。維新後は民部官僚や内務官僚を歴任し、最終的には男爵となっている。

(118) 松平正直の述懐は『維新財政談』13頁より引用。

ものでは無かった。越前藩で、銀札で実施したのと同様、殖産興業のための資金を民間に供給することを構想したのである。三岡の主張を、三井事業史が要約したところを次に紹介する。

「全国の人口を3000万人と概算し、一人に一両を貸与するとして3000万両の金札を製造する。これを大名ならびに商人に貸し付けて金融の疎通と殖産興業の資金にあてるものとし、大名は所領1万石につき1万両の割で貸し付け、一か年1割2分ずつ10か年で完納させる。また産業奨励のための諸国の市や村々への貸付けは、物産の高に応じ、利息は地方相当の取扱いをするというものであった。」⁽¹¹⁹⁾

目の前の緊急時である、維新政府が抱えている膨大な軍事費ではなく、殖産興業の為の紙幣の供給を、何故このタイミングで実施しなければならないのか、という理由を、補足すると、次のとおりである。

「紙幣論の提出理由は三岡の遺談や手記によって推想すれば、大体次の如きものであった。

- (一) 三百万両の資金を取り上げた後の資金欠乏を救済する必要があること。
- (二) 全国大名はいずれも財力疲弊して、徳川征討の兵を出すことが出来ないから、朝廷に於てこれを補助してやらなくてはならないこと。
- (三) 三百万両は事変処理費すなはち徳川征討費であるが、朝廷としては更に新日本の新秩序建設のために、殖産興業に着手する必要がある。それには大資本を要するが、日本には正金はまことに乏しいから、その代用物……紙幣を発行して、これを信用で廻す外はない。そしてその金額は日本全国の禄高三千萬石、全国人口三千万人と押さえて三千万両を程度とする。」⁽¹²⁰⁾

この議論は、今日の日から見れば、理にかなった議論と言える。し

(119) 金札発行内容の概要は、『三井事業史』12頁より引用。

(120) 紙幣発行理由は、『神長倉』111頁より引用。

かし、当時としては先進的に過ぎた。当時、太政官札発行案がどのように受け止められていたのかを、簡単に紹介したい。

岩倉具視は、民間の経済家として知られていた三國幽眠に、不換紙幣発行の当否について諮問した。三國は次の様に答えたという。

「紙幣を発行せば、正金と紙幣の間に価格の差異を生じ、勢ひ物価に関係して害ありとす。然れども目下焦眉に属せる財政の困難を救ふには、之を措きて他策あるべからず、一時の小害の如き之を顧るに暇あらずと、其議を賛す」⁽¹²¹⁾

井上馨は、次の様に語っている。

「太政官札、あれは通用するもせぬもない、金は一文も朝廷にありはせぬ。〈中略〉戦争すると云っても、長州や薩摩はどうか斯うかする、分捕したのもあり、何もあられるけれども、他の貧乏大名などは、兵は出すけれども金はありはせぬ、始末は付かぬのだ。だからどうも止を得ぬ、逆も其時此が愈々通用するかせぬか、理屈などで行くものではない」⁽¹²²⁾

松平春嶽は、次の様に書き残している。

「同月廿一日方今大政復古之運に向ひしかとも天下多事多難なる上に朝廷に金穀乏敷民を賑し兵を出すに由なき而已ならず殆今日之供給に追れる勢故数々濟時之議事あれとも更に其術を得さりしに會計掛り三岡八郎日本全國之石高に應し楮幣を製し一時之急を救ひ十三年之後を待て楮幣惣て現金に復歸すべきの趣法を建議せり此法取捨之衆議疑懼紛々として両端更に決し難くして席を竟へ翌廿二日も又爾り廿三日に至て楮幣を製造あるへきに決し其主宰全

(121) 三國幽眠の談については『神長倉』266頁参照。これは『三國幽眠伝』よりの引用という。幽眠は、越前三国（福井県）の生まれ。加越藩士、のち剃髪して幽眠を用いる。天保9年（1838）関白鷹司政通の招待に応じて、同家の儒官となった。安政の大獄で弾圧を受けたが、のち許されて再び京に出て、慶應元年に興正寺の家政總裁となっていた。

(122) 井上馨の述懐は『維新財政談』29頁より引用。

権を八郎に被命たり」⁽¹²³⁾

ここに示した、三國幽眠、井上馨及び松平春嶽の意見は、いずれも在来型の藩札と、太政官札の違いを理解せず、それを軍費等の一般財政支出に投入することを前提としたものと思われる。同時代の述懐で、そうでないものは管見の限りでは見いだせないから、おそらく、このような受け止め方が、一般的であったと認められる。この認識の違いが、この後も終始三岡を苦しめ、最終的には彼を失脚へと追い込むことになる。

そうした人々の認識はともかく、こうして由利の金札発行計画は、前述のとおり、21日に提案された後、連日の議論の末、1月23日にいたって可決採択された。わずか3日の会議で、三岡の当初提案から数えても2週間で、太政官札の発行は決まったことになる。越前藩が、5万両の銀札発行を決定するのに一ヵ月かけたことを思えば、実に迅速な決定と言える。戊辰戦争で、鎮撫軍が資金準備も無く出撃を続ける最中であるだけに、維新政府も、それだけ追い詰められていたのである。この日、同時に会計基立金についても承認されたことは、前述のとおりである。

第二項 太政官札発行の流れ

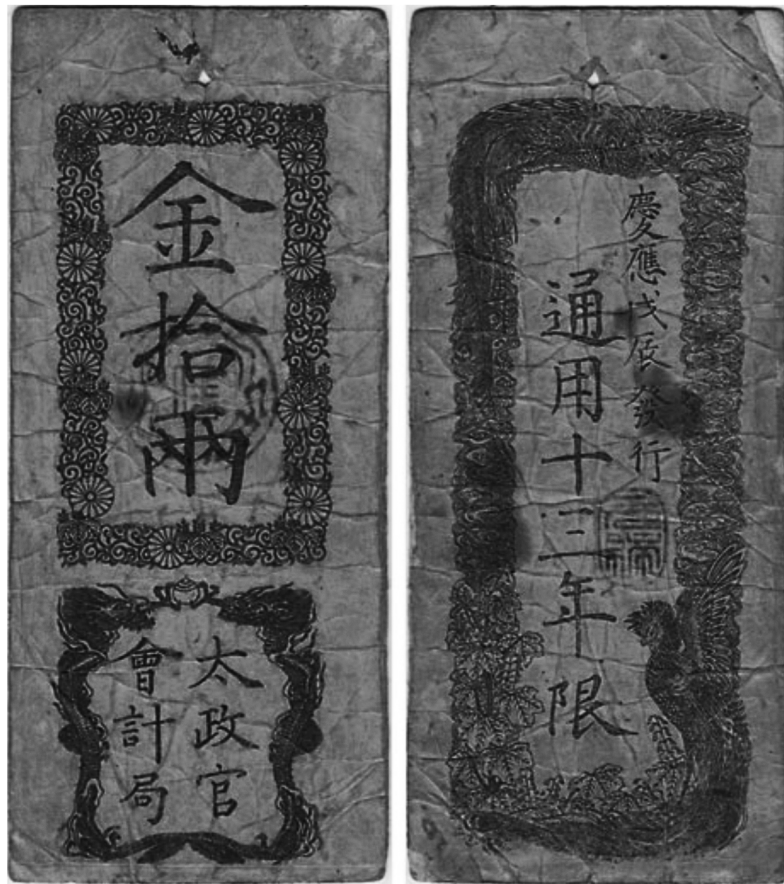
太政官札発行自体は、こうして早くに認められたが、三岡自身は、その後、2月末までは、前述のとおり、会計基立金の募金活動に追われていた⁽¹²⁴⁾。太政官札発行業務は、余人にはできないことである結果、それに必要な活動が開始されるのは3月になるのを待たねばならなかった。

紙幣を作るには、先ずそれに使用する紙を決定しなければならない。

「札を拵える時分に、紙は美濃紙が宣いとか、いろいろ御評議があ

(123) 松平慶永の述懐は『戊辰日記』日本史籍協会1925年刊90頁より引用。

(124) 1月21日に太政官札発行が認められていたにも拘わらず、2月中放置されていた理由については『由利正通』222頁参照。



つたけれども、マア紙としては奉書といふのが、一番紙の値の貴いのだと云ふに依て、やはり越前奉書を以て、札を作ると云ふことになったやうで御座いました。〈中略〉それは普通の奉書ぢやいけませぬから、あれに三桎^{ミツマタ}といふものを入れて、特殊の少し硬い紙を製造せられた。だから他に製造できぬ。」⁽¹²⁵⁾

このため、三岡は、3月2日に越前藩に帰り、藩庁を通じて五箇村の紙漉師に紙幣の原料の手配を命じると共に、人材をスカウトして3月21日に京都に戻り、製造に取りかかった。当初は、元の銀座跡で作業を始めたが、狭かったため、二条城内に場所を移して作業を行った。紙が漉きあがり、印刷に着手したのは4月22日であった⁽¹²⁶⁾。

「太政官札は木版では偽造ができるというので銅板にし、京都の銅

(125) 太政官の紙質については『維新財政談』中井三郎兵衛の談21頁参照。

(126) 太政官札の製造過程については、『三岡丈夫』162頁以下参照。

板師松田儀十郎に彫らせた。」⁽¹²⁷⁾

閏4月19日、金札発行を布告した⁽¹²⁸⁾。ついで、5月9日に、5月15日に発行する旨の布告がなされた⁽¹²⁹⁾。しかし、不運なことに

「発行日間近き五月中旬、折柄の豪雨は近畿一帯を襲ひ、京大阪の交通機関途絶に依り太政官札の配給意の如くならず、為めに延期されて愈々其発行を見たのは五月二十五日であった。」⁽¹³⁰⁾

発行予定日である25日の直前になって、江藤新平や陸奥宗光が猛反対したため、岩倉が発行を中止できないかと言い出した⁽¹³¹⁾。それに対し、三岡もヒステリーを起こし、それなら太政官札を貯蔵している二条城に火を付けて、その中で自分は自殺すると脅したため、岩倉が発行を承認したという話が残っている⁽¹³²⁾。

太政官札発行費用は、第一歳計期決算表によると、紙幣製造費11万7501両となっている⁽¹³³⁾。

第三項 商法司及び商法会所の設立

太政官札は、前述の通り、政府の経常費には充てず、藩及び民間へ

(127) 太政官札を銅板にしたことについては『小野組』980頁より引用。

(128) 太政官発行の布告については、大蔵省編『貨政考要 法令編』第2巻明治18年刊1頁参照。以下、同書については『貨政考要 法令編』と略記する。

(129) 当初の太政官札発行期日の布告については、『貨政考要 法令編』3頁参照。

(130) 太政官札発行延期が風水害によるものであったことは『由利正通』248頁参照。なお、『三岡丈夫』189頁では、このような経緯が書かれず、当初から25日であったかの様に書かれている。

(131) 『由利正通』251頁は、江藤新平及び陸奥宗光が反対したことについて、渡辺郁次郎『陸奥宗光伝』等を引用している。引用されている文章の原文は、渡辺郁次郎『陸奥宗光伝』改造社1934年刊77頁にある。陸奥の反対理由は、多額の不換紙幣の発行は「紙幣の下落を来し、幣制の錯乱となり、外国交易にも影響」するということであった（同78頁参照）。

(132) 二条城に放火する云々については、『神長倉』275頁以下参照。

(133) 紙幣発行費については、『第3巻』168頁参照。

の貸し出しの形式により放出されることとなっているので、その発行だけでは、政府の財政にはまったく寄与しない。寄与させるためには、物品の流通過程に、政府として食い込む必要がある。

越前藩の場合には、藩札を発行し、藩内ではこれを流通させておき、総会所という組織を設立し、そこが生産された物品を独占的に藩外に販売し、売却益として正貨を入手したことで、金蔵の床が抜けるという騒ぎになるほどの利潤を上げることが出来た。

太政官としては、この越前藩総会所の全国版を作り、海外から正貨を入手して、それを財政基盤にしなければならない。この目的で作られた組織を「商法司」といい、太政官札発行と同時、明治元年閏4月25日に会計官内に発足した。これは太政官札発行に当たっての特別会計を管理し、一般会計との混交を避けるという業務を行った。会計基立金に続いて、二つ目の特別会計が設けられたことになる。それとともに、「新鑑札による諸商業仲間を把握し、それによって物価の統制をはかり、米・油などの投機取引を禁止する商業統制機関でもあった」⁽¹³⁴⁾。翌26日に大阪会計官出張所に大阪支所を設置した⁽¹³⁵⁾。商法司のトップは知事と呼ばれた。

「閏月政体改正爾来会計官中に商法司を置れ、五月十日勘六に命あり徴士商法司知事に任ぜられ、その他大阪の吹田（三井）武田（鴻池）高井（米平）其他藩士にては安藤君團野君なり。」⁽¹³⁶⁾

(134) 商法司の機能については、『小野組』990頁より引用。

(135) 商法司の設置については、『神長倉』280頁参照。

(136) 商法司トップに民間人を据えたことについては『三岡丈夫』208頁参照。これは「小野善右衛門筆記」よりの引用という。なお、引用文中、安藤君とあるは安藤行蔵、團野君とあるは團野真之介であろう。安藤行蔵（後に就高）は、美濃大垣藩士で、藩では財政畑の役人であり、この時点では会計官筆生（書記の下僚）であった（太政官日誌 第廿一記載の官員録参照）ので、会計官からの出向と見られる。彼は、この後、大隈重信の設置した監督司を経て、事実上の初代会計検査院長として活躍する人物である（『会計検査院百年史』23頁参照）。團野真之介は越前藩士で、「かつて三岡の福井における物産惣会所の実施に参画したものと考えられる」人物であ

つまり、商法司知事という、今日で言えば経済産業省の大臣に相当する地位に、小野組手代の西村勘六等の民間実業家を任命したのである。具体的には、維新政府の御用を預かる豪商の番頭や手代が、身分は各家の雇用者のままで、維新政府の徴士として登用され、苗字帯刀が許され、知事に任命されたのである。ここに具体的に名が出ているのは、西村勘六のほか、三井の大阪両替店手代の吹田四郎兵衛、鴻池手代の武田伴兵衛、米平、すなわち殿村平右衛門⁽¹³⁷⁾手代の高井弥三七である。しかし、これで全員では無く、ほかに数名の有力商人の手代が任命されている⁽¹³⁸⁾。それに対し、武士階級の出身者はわずか2名と言うことで、完全に民間主導となっている。

翌月の5月25日に太政官札が発行されると、維新政府では、商法司内に商法会所を発足させた。これが、越前藩で言えば総会所に相当する機関で、従来の株仲間を否定し、それに代わって政府の手で物流をコントロールすることを狙っていた。越前藩の場合には、民間活力を利用するため、総会所のトップは藩の官僚ではなく、民間人を起用した。それと同様に、商法会所も三井や鴻池等の民間実業家をトップに起用した。

商法会所が設立される前の5月10日に、商法司は商法会所を通じて実施する活動に関し、「商法大意」全5条を布告していた。

「ここには株仲間機構をささえていた株数制限の撤廃、株仲間の冥加金上納の廃止など、株仲間制度の改変が打ち出されている。し

る（『小野組』990頁参照）。

(137) 米平：初代殿村平右衛門は、綱吉の時代から吉宗の時代にかけて活躍した大阪商人。屋号が米屋であったことから、米平と略称される。2代目平右衛門が、江戸為替、すなわち諸藩大坂蔵屋敷から江戸藩邸へ送る資金と、江戸商人が大坂商人に送る資金を為替により相殺する方法に依り、現金を移動させることなく、江戸と大坂の間で資金を送付する方法を考え出したことで知られる。この時代には8代目平右衛門が当主である。講談社『日本人名大辞典』参照。

(138) 他の民間出身の知事については『小野組』990頁参照。

かし、それは株仲間の全面的否定につながるものではなかった。むしろ、商品取引の太政官札貸付けを梃子として、幕末期以来空洞化が進行しつつあった株仲間の再編強化をはかり、これを商法会所の規制のもとに組み入れるための措置にほかならないのであった。商法司のこの方針を実施するにあたって、三井・小野・島田の為替方三家を頂点とする三都の特権的大商人が重要な役割をはたすことが期待されたのはいうまでもない。⁽¹³⁹⁾

商法会所は次のように活動した。太政官札は「各地の物産を引立て、為め相当の抵当品を取り、利付期限を以て商工に貸付する仕法」⁽¹⁴⁰⁾なのであるが、その抵当品として会計基立金への応募が認められた。つまり、基立金に応募すると、前に述べたとおり、月1分の、即ち年利12%の金利を付して返す旨の受納証が交付される。これを商法会所に持っていくと、同じ金額の太政官札を、月6朱、即ち年利7.2%の利息で貸してくれる。その結果、基金に応募すると、元本は太政官札に変わるがそのまま手元に残るので、資本が寝てしまうことはなく、さらに月に4朱、つまり年に4.8%の利息が貰えることになる。そして政府の方では正貨を、表面的には年利12%だが、太政官札を媒体とすることで、実質的には年利4.8%という低金利で入手できるのである。このように、太政官札と会計基立金は、一体として機能するように設計されていた。これが、両者が同じ1月23日に、維新政府の裁可を得た理由であろう。

貸し手、借り手双方に有利なこの方法が、真に魅力のある取引になるためには、絶対条件が一つある。太政官札が額面通りに市場で流通しなければいけない、ということである。今日の用語で言えば、貨幣に強制通用力がある必要がある。そこで太政官札発行直後の明治元年6月の布告では次の様に述べている。

(139) 商法大意の内容紹介は『三井事業史』17頁より引用。原文も同書に掲記されている。

(140) 商法会所の基礎的仕組みは『三岡丈夫』208頁より引用。

「御製造之御旨趣ニ背キ徒ニ金札ヲ以テ正金ト両替セシメ姦商共其機ニ乗ジ打賃ヲ相貪リ候哉ニ相聞不謂事ニ候向後御取糺ノ上無相違ニ於テハ雙方トモ屹度御咎被仰付候條為心得申達候事」⁽¹⁴¹⁾

要するに、金札はそれ自体が貨幣なので、金札と正金の交換に打歩を取ることを禁止したのである。こうした措置が功を奏した。

「ほかの藩札と違い、御紋章がついていることも京都の町人には信用がついた。それに三井・小野・島田という京都の豪商が世話をするというので信用が高く、金札はしだいにしまわった。」⁽¹⁴²⁾

こうして、約1年を要したが、会計基立金もまた、目標の300万両という額を集めることができた⁽¹⁴³⁾。

応募者の内訳を見ると京都・大阪近辺の都市商人が74.5%、堺や彦根などその他の地域の都市商人が9.2%、農村に基盤を持つ在方商人が3.9%と圧倒的に商人からの応募が多く83.5%を占めている。それに対し、豪農が10.4%、農村在住の商人が3.9%、寺社などが2.3%となっている⁽¹⁴⁴⁾。ほとんどが近畿圏であるが、遠方では、例えば、出羽酒田の本間家が5000両も応募している。

いま一つ、上記内訳で注目してほしい点が、戊辰戦争における官軍

(141) 元年6月の布告については『貨政考要 法令編』3頁より引用。

(142) 京都における太政官札の流通状況については『小野組』981頁参照。

(143) 会計基立金が最終的にいくら集まったのかははっきりしない。『明治財政史』がこの言葉を使用していないからである。『第3巻』によると、第一歳計期における調達借入額は383万8107円となっていて、300万両よりもかなり多いが、そのすべてが会計基立金にかかるものかどうかは不明なのである。それに対し、『神長倉』478頁が「京攝其外基立調達金」に計上されている額として紹介するのは267万7101両3分1朱となっている。この場合には、名称から見て、近畿圏の募集分のみが集計されていることになる。東京や横浜での応募分を加えると、『第3巻』の数字になるとみられる。これに対し、中井信彦「商人地主の諸問題」『明治維新と地主制』岩波書店1956年刊238頁は、「会計官調達金元帳」という資料を出典とした上で、285万5000両の応募があったとする。

(144) 会計基立金調達の応募者別の詳細については、「商人地主の諸問題」238頁の表参照。

の母胎となっている諸藩からの資金の受け入れがまったくないことである。各藩とも、戦費負担のため、会計基立金に応募する余裕が失われていたのであろう。

第四項 銀目^{ぎんめ}廃止^{ちようじ}

太政官札が、額面通りに市場に流通しなければ、経済は混乱する。そのため、前述の通り、打歩の禁止を、刑罰をもって威嚇したわけであるが、実はそれだけでは不十分である。

江戸時代のわが国は、金貨、銀貨の二重本位制（正確にはこれに銅貨⁽¹⁴⁵⁾を加えた三重本位制）を採用しており、高額取引に関しては、大阪を中心とする経済圏は銀本位制であるのに対して、江戸を中心とする経済圏は金本位制であった。このため、幕府や諸大名は、米を大阪堂島で売ってまず銀貨を入手し、それを金貨に両替した上で、江戸に送金する必要がある、その都度、かなりの両替差損を被っていた。そのため、例えば、田沼意次政権は、銀本位制を空洞化して廃止に近づけるべく、南鐐二朱銀と呼ばれる、銀貨でありながら金貨の下位通貨を発行するなどの努力をした⁽¹⁴⁶⁾。しかし、その原料として市中から銀貨を吸い上げて使用したため、銀貨が減り、相対的に金貨が増えたため、

(145) 銅貨に関しては、明治政府は、金貨及び銀貨の製造を優先し、新たな銅貨の発行を行わなかった。そのため、江戸時代の銅貨を新貨幣の単位に換算して使用することを認めざるを得なかった。最終的にその通用が禁じられたのは、第2次大戦後に制定された「小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律」（昭和28年法律第60号）による。詳しくは、高木久史『撰銭とビター文の戦国史』平凡社2018年刊214頁以下参照。

(146) 南鐐二朱銀の発行については、滝沢武雄『日本の貨幣の歴史』吉川弘文館2001年刊（以下、同書は『日本貨幣史』と略記する。）227頁参照。南鐐とは、本来は上質の銀という意味であるが、南鐐二朱銀の場合には、表面に「以南鐐八片換小判一両」と刻まれていた事による。南鐐の名称通り、純銀であった。なお、田沼政権が発行した南鐐二朱銀は2.8匁あったが、文政年間に発行された二朱銀（新南鐐と呼ばれる）は2.0匁と量目が減っている（『角川新版日本史辞典』付録「近世金銀銭発行表」参照）。

金銀の交換レートが金安に振れてしまうなどの弊害が生じ、必ずしも成功しなかった⁽¹⁴⁷⁾。

銀貨の場合、丁銀及び豆板銀と呼ばれる秤量通貨、つまり取引の都度、計量器（銀秤と呼ばれた。）に載せて重量を確認するという方式の通貨であって、固定的な額面を持っていない。丁銀は、30数匁～40数匁、平均すれば43匁（約160g）程度の重量を持つ、ナマコ形と呼ばれる棒状の銀塊だった。豆板銀は、最大でも10匁（37.5g）、普通は5匁～7匁程度の、その名の通り、豆の様な形の小銀塊であった⁽¹⁴⁸⁾。

この金銀二重本位制を放置しておく、金札そのものは額面で取り扱っても、銀との交換レートで、実質的に打歩を行うことが可能になる。したがって、金本位制に依拠する不換紙幣を発行し、かつ額面での流通を絶対的に要求するのであれば、銀本位制は廃止しなければならない。

幕府は、銀本位制を廃止し、金本位制に統一すれば良いことは判っていたが、経済の混乱を恐れて、それを断行する勇氣は持てなかった。ぎりぎりの挑戦が、上述の田沼意次による南鐐二朱銀の製造であった。この点、維新政府は、持たざる者の強みで、銀本位制の廃止を敢然として断行できたのである。かくして明治元年（慶応4年）5月9日、太政官札発行の布告が出されたのと同じ日に、銀目廃止の布告が発された⁽¹⁴⁹⁾。

その内容は、丁銀及び豆板銀の通用を停止し、銀を単位とする取引は、取引月日の相場で、金または銭の仕切りに改めることを命じたものであった。また、現に保有する丁銀及び豆板銀については、近日改

(147) 公定レートは金1両に対し銀60匁であるところ、54匁まで下がってしまったという（『日本貨幣史』231頁）。

(148) 銀貨の形状等については、『日本貨幣史』174頁等参照。なお参照・遠藤佐々喜「江戸時代貨幣制度に於ける銀問題の研究」『社会経済史学・第9巻8号』1939年刊659頁以下。

(149) 銀目廃止については、『澤田』163頁以下に詳しい。

鑄する新貨幣と交換する、とした⁽¹⁵⁰⁾。

もし、市場に潤沢に銀貨が存在しており、且つ大阪経済が、銀遣いに執着していたならば、維新政府がこの様な布令を発しても、単純に無視され、何の効果も無かったであろう。問題は、この時点において、商人の需要を満たすだけの銀貨が、市場にはそもそも存在していなかったことにある。表1は、江戸期における秤量銀貨の製造量を示したものである（田沼政権による南鐐二朱銀を、参考数値として加えてある。）。

表1 江戸期における丁銀・豆板銀の鑄造量

	鑄造量 (単位：貫)	鑄造期間	通用期間	銀品位 (%)
慶長丁銀・豆板銀	1,200,000	1601～1695	1602～1738	80.0
元禄丁銀・豆板銀	405,850	1695～1722	1695～1722	64.0
宝永丁銀・豆板銀	278,130	1706～1710	1706～1722	50.0
永字丁銀・豆板銀	5,836	1710	1710～1722	40.0
三つ宝丁銀・豆板銀	370,487	1710～1711	1710～1722	32.0
四つ宝丁銀・豆板銀	401,240	1711～1712	1711～1722	20.0
正徳丁銀・豆板銀	331,420	1714～1736	1714～1736	80.0
元文丁銀・豆板銀	525,485	1736～1818	1736～1827	46.0
南鐐二朱銀	5,933,000両	1722～1824	1722～1829	97.81
文政丁銀・豆板銀	224,981	1820～1837	1820～1842	36.0
天保丁銀・豆板銀	182,108	1837～1858	1827～1868	26.0
安政丁銀・豆板銀	102,907	1859～1868	1859～1868	13.0

出典：『角川新版日本史辞典』付録「近世金銀錢発行表」

表1に明らかなおり、先に触れた田沼意次による南鐐二朱銀という計数銀貨の発行以降も、幕府は、丁銀・豆板銀の発行は続けていた。しかし、南鐐の発行以降においては、丁銀・豆板銀の鑄造量並びに銀の品位が、ともに急激に低下していることが判る。江戸幕府は、このような方法で、徐々に、しかし確実に銀本位制の息の根を止めにか

(150) 銀目廃止の布告原文については、『澤田』163頁参照。

かっていたのである。そして、発行された少量の秤量銀貨も、諸藩が銀札を発行する際、その兌換性を保障するために一定量の丁銀を蔵する必要があることなどから、その一部しか市場には出まわらなくなっていた。それに加えて、幕府は、その少ない丁銀を、幕末期には、改めて市場から吸い上げて、これを、一分銀等の計数銀貨を製造する際の原料としていた。それにより莫大な利益が得られたからである⁽¹⁵¹⁾。

このような理由から、市場に秤量銀貨の現物がなくなっている以上、実際の取引を昔ながらの丁銀の現物によって行うことは、この当時においては、物理的に不可能となっていた。そこで、ほとんどの取引が、両替商人の発行していた銀目手形を使うようになっていた。

「銀目手形とは江戸期において、大阪及びその周辺で広く利用されていた上方独自の支払い手段である。〈中略〉形態的には〈中略〉預り手形と振り手形に大別される。預り手形は、両替商が預金者に発行した預金証書であり、銀貨の保管証であり、この手形については第三者への譲渡が容認されていたことから、『事実上の貨幣』として流通していた。一方、振り手形は預金者が預金を引当に両替商宛に振りだしたもので、今日の小切手に相当する。」⁽¹⁵²⁾

つまり、この時点においては、「百中ノ九十九迄ハ手形ニテ正金取引は僅少ナリ」⁽¹⁵³⁾といわれるほどに、銀目手形が事実上兌換紙幣のよう

(151) 丁銀等を原料にして、一分銀等を製造していたことについては、『維新財政談』54頁に、平井榮三郎という人物の談として、次の様にある。

「丁銀と弗銀をちゃんぽんにして、一分銀と一朱銀を製造して、そうして賄ふていた。〈中略〉五百目のものが、つまり両替屋で買い上げる時には、百斤にしたところで五両でございます。それが百両になって出て来るのでございますから、大きうございます。それで一時徳川も財政を補ふたのでございます。」

文中、弗銀とあるのはメキシコドル銀貨の意味である。

(152) 山口健次郎「江戸期銀目手形について」『日本銀行金融研究所ディスカッションペーパー1996-J-1』1996年3月刊（以下、同論文は『銀目手形』と略記する。）1頁より引用。

(153) 銀目手形が通貨化していたとする文は『銀目手形』1頁より引用。原

に使用されていた。明治元年までは、それでも大きな問題は起こらなかった。両替商に手形と正金の交換を求めた場合には、この時期においては実に額面の40～50%の手数料を払わなければならなかったために、まず正金への兌換を求められることはなかったからである⁽¹⁵⁴⁾。

その結果、いわゆる「銀目手形の空位化」と言われる現象が、発生していた。

「銀目と云ふものは空位です。銀は丁銀と云ふものがございました、是は僅かしか無いのです。〈中略〉市中で称えて居る銀と云ふものは影法師です、殆ど空名を称えて居つた。百貫匁と云ふと、百貫匁の正銀を積むと云ふことでなく、百貫匁、此銀証何程と相場が立つて居るから、其銀で授受した。証文に百貫匁といふと、其時の相場が、仮に一両百目となる日があると、千両です、千両が百貫匁。貸借の証文には百貫目と書きますけれども、いざ金と云へば、其時の通用金で渡す、其通用金は毎日相場が立って居つて、グラタタして居る。だから百目の相場をして居る時には、百貫目は千両、明日は九百目よりならぬと云ふので、今日の株式のやうに毎日々々上下して居つた。」⁽¹⁵⁵⁾

問題は、両替商として保有する資金量は1万両程度であるのに、6、7万両相当の銀目手形を発行している者が多くあったことである。この様に、実質的に兌換性のない銀目手形は、空銀手形と呼ばれた。

この時期、日本通貨の対ドル交換レートは、本来ならば幕府の本位通貨である金建てで決定されなければならないのに、米国領事ハリス（Townsend Harris）の強引な主張によって、銀建てで決定された⁽¹⁵⁶⁾た

出典は東京商工会議所『商業慣例調』第3巻1887年刊115頁という。

(154) 空銀目手形で問題が起こらなかった理由については『銀目手形』2頁参照。

(155) 銀目手形の空位化の説明は、『維新財政談』43頁、鴻池の大番頭であった廣田順三郎の談より引用。

(156) 『維新財政談』48頁の井上馨の談によると、ハリスとの交渉の際、どちらも銀だからという理由で、メキシコドル銀貨100ドルを秤の一方に載

めに生じた、金貨の海外流出及び銀貨の大量流入に伴う銀貨インフレが発生していた。その結果、金貨と銀貨の両替相場も急速に金高が進み、幕府の公定レートでは1両＝銀60匁だったものが、文久年間には70匁台、慶応に入ってから80匁から150匁となっていた。そして、この5月9日の終わりの相場（これを仕舞相場と呼ぶ。）では219匁4分9厘にまで跳ね上がっていた⁽¹⁵⁷⁾。ここまでレートが急騰すると、例え額面の50%の交換手数料を支払っても、正金と交換すれば大幅な利得が生じる。なお、これは銀本位制経済の大阪だけの現象で、東京では一貫して1両＝銀60匁のままだったという⁽¹⁵⁸⁾。

そうした状況下で、銀目廃止が発令されたのである。当然、銀目手形所持者は、正金への交換を求めて両替商に殺到した。いわば銀行の取り付け騒ぎである。その結果、不渡りを出して倒産する両替商が続出した。銀目手形の不渡りを出して倒産した両替商は、銀目停止のそのたった一日で30～40軒に達した。その中には、十人両替さえも、5軒も含まれていた⁽¹⁵⁹⁾。そして、その店の銀目手形を所持していた店もまた、連鎖倒産することになった。その結果、完全な金融恐慌が発生したのである。

これに追い打ちをかけるように、維新政府では、5月12日、従来の銀目貸借は、一律に仕舞相場で金目に書き換えるように命じた⁽¹⁶⁰⁾。前述のとおり、銀相場が暴落していたから、多額の債務を抱える諸藩は、

せ、他方に一分銀を載せたところ、一分銀311枚で両者が均衡した。そのため、一分銀311枚と100ドルが等価というレートが決まったという。

(157) 仕舞い相場のレートについては『澤田』173頁参照。

(158) 東京の銀相場が、大阪と違って変動しなかったことについては『維新財政談』46頁参照。

(159) 銀目手形の不渡りを出して倒産した両替商については、『神長倉』248頁参照。なお、十人両替とは、幕府が大坂の本両替仲間のうちから、仲間の取締りや公金取扱い、幕府と本両替商間の連絡仲介、金相場変動時の抑制等などの幕府公用に携わるとともに、本両替の監督を行うために選任した10人の御用両替商をいう（『銀目手形』3頁以下参照）。

(160) 5月12日の布告については『神長倉』248頁に原文が掲記されている。

喜んで一斉に債務の金貨建てへの書き換えを強要したため、大阪の金融商人はさらに大きな打撃を受けることになった⁽¹⁶¹⁾。

これでは行きすぎだと気がついた維新政府は、5月末に、双方の相対で相場を定めるように布令を改めた⁽¹⁶²⁾。しかし、混乱は納まらず、結局、11月25日になって、慶応2（1866）年以前の貸借は同年正月の相場（約100匁）、それ以降の取引は、取引時の相場と仕舞相場の平均をとるということにした⁽¹⁶³⁾。

このように、金融恐慌を招いてしまったことから、この銀目廃止という政策は失敗だった、と断ずるのが、日本史学者の常識のようである。しかし、これは日本史学者の方が間違っていると考える。そもそも、銀目廃止が、一片の布令によりあっさりと実現したのは何故か、という点を考えなければならない。上述のとおり、金銀二重本位制は江戸時代を通じての幕府の頭痛の種で、様々な挑戦を繰り返した後、田沼政権にいたって、南鐐二朱銀という、銀で金貨を作る？という奇抜な策で、ようやくその一角を切り崩すことができたわけである。

今、仮に、そうした努力の代わりに、例えば綱吉が、あるいは吉宗が、あるいは田沼意次が、銀目廃止という布令を発していたら、何が起きていただろうか。まず間違いなく、本質的には何も起きなかったはずである。経済の要求を一片の通達で変えることが不可能なのは、今も昔も変わらない真理だからである。まして、まだ成立したばかりで、基盤も脆弱な維新政府の布令に、幕府の布令以上の力があつた、と考えるのは無理である。

すなわち、銀目廃止の布令によって金融恐慌が起き、一気に取り付け騒ぎが発生し、銀離れ現象が発生したのは、実は、この時点の経済そのもののものに、それが起きるだけの十分な要因が存在していたから

(161) 諸藩が一斉に仕舞い相場で金換算に走ったことについては『維新財政談』45頁参照。

(162) 5月末日の布告については『澤田』176頁に原文が掲記されている。

(163) 11月25日の布令については『澤田』179頁に原文が掲記されている。

である。銀目廃止の布令は、恐慌の起きるべき状況が既に生じていた状況下で、単にその引き金になったに過ぎない。すなわち、この布令がなくとも、この金融恐慌は、この時期に必ず起きていたはずである。

例えば、ドルと円の交換が自由な経済体制の下で、円の価値が、わずか2～3年で3分の1近くまで下落し、将来はさらに急激な下落を続けるであろうという予想が立つ状態だったら、我々はどうするだろうか。当然、何かのきっかけがあれば、円をドルに交換しようと銀行に殺到するはずである。金銀二重本位制の下では、この例におけるドルの役割を金貨が果たすことになる。銀から金への乗り換えが起こるのは、経済の必然であり、必要なのはそのきっかけに過ぎなかった。

恐慌が起こるのが必然であるならば、為政者にとって最善の措置は、その恐慌を為政者側にとってもっとも都合のよい時期に起こすことである。そして、この当時の状況の中では、それは、太政官札発行のタイミングといえる。だからこそ、両者は同日に布告されたのである。

また、この一連の騒動で、少なくとも近畿圏の商人に銀離れする、という効果を発生させることができたわけであるから、その限りではこのショック療法は成功だったといえる。徳川三百年の財務官僚の悲願が、一片の通達により実現したのである。そして、諸藩にとっては、大阪商人に対する負債が一気に3割弱に減った訳であるから、戊辰戦争の戦費に疲弊している諸藩にとっては干天の慈雨であったであろう。

政府側の根本的な計算違いは、太政官札の通用開始が、本来は5月15日だったはずなのに、風水害という予期せぬアクシデントにより、25日にずれ込んだことにあったと考える。太政官札が予定通りに発行されていれば、商人は太政官札を維新政府から借用し、それを以て支払いに充てることが出来たはずだからである。つまり、太政官札が、市場における銀目手形に取って代わることができたのである。しかし、一方において会計基立金で市場から正金を吸い上げ、他方、それに代わる通貨を供給していない状況下での銀目停止の影響は、上述のとおり甚大であった。

古来、成功した政策の生みの親は数多くいるが、失敗した政策の生みの親はいない。銀目廃止は、その典型で、誰がこの政策の立案・実施にあたったのかを述べている一次資料は、管見の限りでは存在していない。例えば、『三岡丈夫』は、銀目停止自体に全く言及していない。『由利正通』は、三岡が責任者である可能性を肯定しているが、ごく簡単に触れるのみである⁽¹⁶⁴⁾。

しかし、時期的に見て、銀目停止を断行したのは、三岡八郎以外にはあり得ないと考える。そして、それが予期した以上に深刻な事態を引き起こしたのは、上述のとおり、太政官札の発行が天災により遅延したことにある。予定のタイミングで発行されていたならば、銀目停止は、太政官札の近畿圏における普及を、強力に後押ししたはずである。

第五項 幕府貨幣の鑄造・発行

(1) 大阪における幕府貨幣の鑄造・発行

元年2月の時点で、三岡は、小原忠寛とともに「金銀錢貨改鑄の事務を管理する」という発令を受けていた⁽¹⁶⁵⁾。これは、文字通り維新政府による新しい貨幣鑄造計画の発令である。

時系列的に紹介すれば、まず明治元年閏4月21日に、会計官中にあらたに貨幣司が設置される。政府が太政官札の発行を布告したのが閏4月13日であるから、三岡がその発行準備に全力投球している時期である。そして、5月9日、すなわち太政官札発行及び銀目停止が布告

(164) 銀目廃止と由利公正の関係について『由利正通』252頁は、銀目廃止を「政府當路者の拙策」と断じた上で「其責任者の位置にあった彼は何としても其責から逃れる理にはいくまい」と述べている。

(165) 三岡が貨幣鑄造管理の発令を受けていたことについては『尾崎』136頁参照。発令時点については、この他、1月とするもの、3月とするものなど、若干の食い違いが見られる。なお、小原忠寛は、『尾崎』では、小原仁兵衛の名で書かれている。彼は、美濃大垣藩の家老で、鉄心と号し、この時期、三岡八郎と並んで、会計官判事の地位にあった。

されたのと同じ日に、貨幣司大阪支署が設置された⁽¹⁶⁶⁾。

その時点では、外国製の新しい造幣機械を導入し、メキシコドル銀貨と同様の高品質の硬貨を製造するという計画であった⁽¹⁶⁷⁾。そのことは、銀目廃止に際し、「旧銀を『近日御改製之新金銀』で買い上げることが布告された」⁽¹⁶⁸⁾ ことに明らかである。

しかし、戦地における正貨の不足が激しいことから、5月28日になって、幕府貨幣の鑄造を行う事に方針が転換された。幕府が発行していた通貨と同品位の通貨を発行する分には、維新政府が劣悪通貨を発行したと誹られる恐れは無く、しかも、その名目価格と地金価格の差から、政府収入にも若干は寄与する。そして、なにより大事なことは、戊辰戦争の戦地のような、維新政府が実効支配しておらず、したがって太政官札の通用しないところでも、使用することが出来る。この様に考えると、維新政府による正貨、すなわち幕府貨幣の発行は、一応は、有効な施策である事は明らかである。その結果、大阪長堀の地で鑄造が開始された⁽¹⁶⁹⁾。

銀目廃止を発した後であるから、当然、維新政府としては、秤量銀貨は製造しない。幕府と同様に、金貨の系列に属する銀貨、すなわち二分金及び一分銀を製造したのである。

(166) 貨幣司の活動については、『澤田』276頁参照。なお、『澤田』275頁は、「太政官札は意外にも流通難を来し、僅かに近畿地方のみ打歩を以て辛うじて通用するに過ぎない状態であったが為に初期の目的を達するに至らず、茲に遽に旧貨吹増の余儀なき結果を齎したのである」と述べているが、本文に述べた時系列から見て、これは完全な事実誤認である。

(167) 外国から造幣機械を導入する計画については『維新財政談』61頁以下井上馨の談参照。

(168) 新金銀に関する布告に関する文章については、安国良一「大坂貨幣司の研究」『松山大学論集第25巻』2012年10月刊（以下、同論文は『大阪貨幣司』と略記する。）217頁より引用。

(169) 旧貨製造に方針が変換されたことについては、『大阪貨幣司』196頁参照。なお、同頁には、「三岡の勧めによって住友が献納した長堀の地に鑄造所を建設し、7月ごろから鑄造を開始した」とある。このことも、三岡と貨幣鑄造の密接な関係を示すものである。

この時期、維新政府の財政は、繰り返し強調したように、火の車である。紙幣と異なり、貨幣を鑄造するには、原材料の金銀銅が必要となり、その調達には多額の費用を必要とする。財政状態はきわめて厳しいこの時期に、貨幣の新規鑄造がなぜ可能になったのだろうか。

太政官札の発行と銀目廃止が、それを可能にしたということが出来る。すなわち、調達の初期においては、もっぱら太政官札を使用して金銀の地金の購入はなされたのである⁽¹⁷⁰⁾。銀目廃止により、それまでの丁銀・豆板銀は通貨としての価値を失った。そこで、個々人が保有しているそれを、地金価格で買い取ることが可能になった⁽¹⁷¹⁾。海外から生糸貿易の利潤で、金銀地金を輸入できたことも、この時期に新規鑄造が可能になった理由である。すなわち、三岡八郎の越前藩における改革の一環として述べたとおり、欧州で蚕の伝染病が発生し、絹の生産量が激減していたため、わが国の生糸が、欧州諸国に高値で売れた結果、それを原資とした金銀地金の輸入が可能になったのである⁽¹⁷²⁾。

大阪で鑄造した貨幣は、表2の3種類である。

(170) 『大阪貨幣司』205頁によると、金銀地金の調達方法の一つに市中からの丁銀等の買い上げがあり、代価換算で紙幣が合計5万6,231両使われたという。

(171) 『大阪貨幣司』217頁以下は、丁銀等の地金価格による買い上げがなされたと述べている。それにより、「丁銀等の通用停止は、江戸期の貨幣改鑄時にしばしばみられた旧貨の退蔵という現象も排除するものであった」（同218頁より引用）とする。表1に示した通り、この時期の丁銀の品位は極めて低いものであったので、地金としての価値はあまりなく、従って退蔵の恐れを無くすことが出来たのである。なお、この時期に最も大量に出まわっていた安政丁銀の場合、1貫目あたり12.9両で貨幣司は買い取っている（同208頁表7参照）。1貫は1,000匁であるから、60匁あたりで計算すれば0.77両で買い取ったこととなるので、所有者としては、2割強の損害に過ぎない計算となる。

(172) 幕府貨幣の地金は海外からの輸入に頼っていたことについては『大阪貨幣司』211頁以下参照。特に213頁以下に紹介されている英オールト商会との契約に基づく輸入が大きい。

表2 維新政府による大阪における正金鑄造量

	鑄造種類	鑄造期間	鑄造量
(1)	劣位二分金	明治元年7月9日～9月30日	608,000両
(2)	二分金	明治元年10月2日～2年2月16日	1,138,964両
(3)	亜鉛差一分銀	明治元年7月19日～2年2月16日	776,575両
計			2,523,539両

出典：『澤井』277頁

このうち(1)の劣位二分金と記したものは、重量は0.8匁で、この直前の時期に幕府が鑄造していた万延二分金と同一重量ではあるが、金17.6%、銀82.4%と若干質が悪い貨幣であった。これは表にある通り、早い時点で製造が打ち切られた。

「貨幣司による鑄造が軌道に乗るまで、資金となる正金が不足していたので、買上ははじめ紙幣にたよらざるをえなかったためと推測される。この地金の不足した時期に劣位の二分金が鑄造されたのであり、地金が多く集まるようになって万延二分金同様に品位を引き上げたと解釈できる。」⁽¹⁷³⁾

(2)の二分金は、幕府が鑄造していた万延二分金と同一品位のもので、重量も0.8匁で、万延二分金と同一であった。万延金は、米国領事ハリスによって押し付けられた不当な交換レートにより、金貨が大量に海外流出するのに悩まされた幕府が、その対策として、金の品位を大幅に下げて発行した通貨である。すなわち、天保小判や安政小判、安政一分金の品位は金56.77%、銀43.23%であったのに対し、万延二分金は金22%、銀78%となっていた。このため、銀色をした金貨の悪名があった。幕末の風雲の中で財政が苦しかった幕府は、この低品位通貨を総計4689万8932両も発行しており、当時の基軸通貨となっていた。そこで、貨幣司でも、それと同一のものを大量に作ったのである。

(3)の亜鉛差一分銀は、基本的に安政一分銀を継承したものである。

(173) 劣位二分金の発行については、『大阪貨幣司』205頁より引用。

安政一分銀は、安政5年にハリスとの間で締結した日米修好通商条約第5条が、取引は日本通貨、外国通貨のどちらでも行うことができるとしてあったことから、日本国内の通貨をメキシコドル銀貨に揃えるべく、「洋銀同位之銀を以、壹分銀吹増」を銀座に命じて作成されたものである⁽¹⁷⁴⁾。安政一分銀の場合は、重量が2.3匁、銀含有量が87.27%であったのに対し、垂鉛差一分銀は、重量は同一であるが、その銀含有量は79.34%と若干下がっている。安政一分銀においては、不純物は銅であったのに対し、銅に加えて垂鉛も使われている⁽¹⁷⁵⁾ことからこの名がある。

江戸時代の幕府が発行する貨幣は、その地金価格に比べて、名目価値が一般に高かった。そのため、改鑄を実施すると、いわゆる出目と呼ばれる余剰収入が発行者である幕府に入ってきた。江戸幕府では、悪名高い荻原重秀の改鑄に代表されるように、しばしば出目を得ることを目的として貨幣改鑄は行われた。それに対し、この維新政府による幕府貨幣の鑄造は、戦地において通用する正金を得る目的で行われた。したがって、利潤を獲得することは目的としていないし、実際、ほとんど生じなかった。具体的には「24万4,519両余が、厳密な意味での新貨鑄造利益と計算」⁽¹⁷⁶⁾されるというから、250万両ほどの総生産量に対しては、1割弱に過ぎないのである。

(2) 東京における幕府貨幣の鑄造・発行

大阪における幕府貨幣の鑄造とは別に、東京においても、幕府貨幣の鑄造が、ほぼ同時期に行われている。以下、それに至る流れを紹介する。

(174) 安政一分銀については、『日本貨幣史』246頁参照。

(175) 『大阪貨幣司』204頁によると、「上銀10貫目に銅1貫458匁余と鉛（垂鉛）1貫145匁余を合わせ」て鑄造したとある。銅よりも垂鉛の方が、原材料費が安いことから、垂鉛も使用したと考えられる。なお、鉛は、今日の中国語ではトリウムを意味し、垂鉛ではない。

(176) 大阪における貨幣鑄造の利益に関する文章は『大阪貨幣司』202頁より引用。

江戸においては、4月17日に金座及び銀座を没収し、そこがその時点で保有していた金貨銀貨は軍費に充てることになった⁽¹⁷⁷⁾。

5月19日、明治維新政府は江戸鎮台を置き、旧幕府の奉行所を引き継ぎ大総督有栖川宮熾仁親王の管轄とし、軍政を布かせた⁽¹⁷⁸⁾。

7月17日、天皇自ら江戸で政事を行うことを宣言し、併せて江戸の名を「東京」と改名した。

「朕、今萬機ヲ親裁シ、億兆ヲ綏撫ス。江戸ハ東国第一ノ大鎮、四方輻湊ノ地、宜シク親臨ヲ以テ其政ヲ視ルベシ。因テ自今江戸ヲ称シテ東京トセン。是朕ノ海内一家、東西同視スル所以ナリ。衆庶、此意ヲ体セヨ」⁽¹⁷⁹⁾

この詔には長文の副書が付いており、その中で、東京を府とすることが宣言されている。同日付で東京に鎮将がおかれて東国事務を総裁することが宣言され、鎮将に三条実美を任じて民政に移行させ、駿河以東13国を管理させた⁽¹⁸⁰⁾。当時、江戸は京から余りにも遠かったので、中央政府から独立した機関としてこれを設立したのである。

その総裁権限の一環として、鎮将府は、京都からは独立して、その資金繰りを行うことになった。すなわち、

「五月廿四日設置せられて十月十八日に廃せられたる江戸鎮守府の経費は、非常の大金にあらざる限り、独立して自ら財源を求めて調達せしとす」⁽¹⁸¹⁾

米国領事ハリスが幕府に強いて締結した日米修好通商条約5条は、

(177) 江戸における金・銀座の接収については『神長倉』176頁以下参照。

(178) 江戸鎮台の設置については『法令全書明治元年』164頁参照。

(179) 江戸を東京と改名する詔については、『維新史』448頁より引用。

(180) 鎮将府の設置については『法令全書明治元年』223～224頁参照。鎮将府の詳細については『大隈伯昔日譚』347頁以下参照。

(181) 江戸鎮守府（存続期間の始期終期から見て、江戸鎮台と東京鎮将府を併せ呼称していると見られる。）が、財政の独立権限を有していたとする記述は、『三岡丈夫』211頁より引用。なお参照、『大隈伯昔日譚』353頁以下。

外国通貨を国内取引で使用することを認めていた。この時期、前述のように欧州における蚕の病気のため、種紙（蚕卵）及び生糸の輸出が増大する一方、輸入量は減っていたため、我が国に貿易対価としてのメキシコドル銀貨が大量に流入してきた。その結果、公定レートは一分銀311個でドル銀貨100ドルというものであったが、ドル銀貨が安くなる方向にレートが動き、100ドルで一分銀200個にまで下がった。このようにドル銀貨の相場が極端に下落すると、「我国商人は拒んで之を受け取らず。若し強て之を受け取らしめんとせば、止むなく二分以下の価格を以てせざるべからず」⁽¹⁸²⁾という状況になった。そこで、外国公使より、この問題を解決するよう、強い要求が鎮将府に寄せられた。大隈重信はいう。

「是時に当り、鎮将府は、其の権力を利用して、遂に独断を以って一分銀の製造を企て、幕府の往時、其金銀座に従事せし役員職工等を募集し、目下の商業貿易の急に応するため、昼夜業を継ぎて其鑄造を為さしめたり。」⁽¹⁸³⁾

こうして、東京でも幕府通貨が鑄造されることとなった。表3のとおりである。

表3 鎮将府による東京での正金鑄造量

	鑄造種類	鑄造期間	鑄造量
(4)	二分金	明治元年4月～2年2月	2,068,424.5両
(5)	亜鉛差一分銀	同上	30,508.5両
(6)	吹継一朱銀	同上	1,171,400.0両
計			3,270,333.0両

出典：『澤井』284頁

(182) メキシコドル銀貨の交換レートの下落については『大隈伯昔日譚』352頁より引用。

(183) 鎮将府が江戸において幕府通貨の製造を決定したことについては『大隈伯昔日譚』353頁より引用。

(4)の二分金は、(2)の二分金と同様に、万延二分金と同一品位のものである。当時の基軸通貨であったため、鎮将府でも最大の鑄造量となっている。(5)の一分銀も、(3)と同一重量、品位の通貨である。大隈の言う一分銀の生産量は、(5)のとおり少ない。その理由は不明であるが、恐らく彼の記憶違いであろう。

大阪では作られなかった(6)の吹継一朱銀は、ちょっと変わった通貨である。元になった幕府通貨は嘉永一朱銀（安政一朱銀とも呼ばれる。）である。ペリーが嘉永6年（1853年）に浦賀に来て、幕府に黒船ショックを与えた。そこで、江戸湾の防備の必要に目覚めた幕府は、急遽湾内に防衛拠点としての台場と呼ばれる人工島の建設に着手した。そこで建設作業に従事する人夫に対し、日当として250文を支出することとしたが、これを銭で支払うと一々250枚もの銅貨を支給する必要があり、作業が繁雑になる事から、250文相当の通貨として、嘉永一朱銀を発行したのである。このため、お台場銀という通称があった。重量は0.5匁で、南鐐二朱銀と同様に純銀であった。嘉永一朱銀そのものは、慶応元年には製造が中止されていたのであるが、鎮撫軍として、台場建設時と同様に、賃金支払いに便利である事から、その鑄造が再開されたのであろう。このため、吹継一朱銀の名がある。ただし、その銀の含有量は安政一分銀と同じ87.27%でありながら、重量はお台場銀と同じ0.5匁であった⁽¹⁸⁴⁾。したがって、これも亜鉛差一分銀同様に、若干劣悪な貨幣ということになる。

この結果、大阪と東京を合算すると、二分金の製造量は計3,207,388.5両、一分銀の製造量は1,077,083両、それに吹継一朱銀1,171,400両を加えて、計5,793,872両となる⁽¹⁸⁵⁾。これに、会計基立金による借入額を加

(184) 安政一分銀や嘉永一朱銀の品位等は、いずれも『角川新版日本史辞典』付録「近世金銀発行表」による。

(185) 二分金及び一分銀の発行量について、従来知られていた『法規分類大全』では、二分金3,201,643両、一分銀1,066,833両と、『澤田』の数字を若干下回るものとなっている。これは、澤田の数字が「吹元請払勘定書付」を根拠にするものである事による違いである。『大阪貨幣司』198頁による

えたものが、最終的に戊辰戦争の直接の戦費となる。

(3) 悪貨問題の発生

貨幣司は、こうして、戊辰戦争の戦地に戦費を供給するという極めて重要な役割を果たしたにもかかわらず、明治2年2月に、突然閉鎖される。

「明治2年になると劣悪な貨幣の流通が外交上の問題となり、それが悪貨の鑄造停止＝貨幣司廃止へとつながった。2月6日貨幣司知事長岡右京の逮捕に始まる疑獄事件（長岡右京一件）は、表面上は贈収賄容疑に関わるものであったが、維新政府の急場の財政問題を凌ぐべく登用された長岡右京や旧金銀座関係者を見限る政治的決断が背景にあった。」⁽¹⁸⁶⁾

この文中、悪貨とは、具体的には万延二分判のことである。万延金は、前述のとおり、米国領事ハリスによって押し付けられた不当な交換レートにより、金貨が大量に海外流出するのに悩まされた幕府が、その対策として、品位を大幅に下げて発行した通貨である。それと同程度の品位の通貨が、維新政府の貨幣司及び鎮将府によっても製造・発行されたことは、上述のとおりである。これが悪貨と呼ばれたのである。

これらは、確かに従前に比べると低品位通貨であったが、上述のとおり、それは金貨の海外流出を防ぐために造られたものであり、その製造には、英国公使オールコック等も了解を与えていた⁽¹⁸⁷⁾。しかし、

と、この資料は「これは、貨幣司廃止後の明治2年2月に元貨幣司判事の久世治作・村田理右衛門・大西親兵衛が提出したもので、慶応4年7月から翌年2月の稼働期間中の吹元代価の収支をまとめている。」とのことである。

(186) 貨幣司の閉鎖に関する記述は『大阪貨幣司』198頁より引用。

(187) 万延金の鑄造に、英国公使オールコックや米国公使ハリス、フランス公使ド・ベルクール（Gustave Duchesne, Prince de Bellecourt＝レオン・ロッシュの前任者）が了解を与えていたことについては、小原敬士『日米文化交流史2』洋々社1955年刊125頁参照。

そのことが、後任のパークス等に十分に引き継がれていなかった⁽¹⁸⁸⁾ために発生した問題であった。

また、上記引用文では、一纏めに劣悪貨幣と呼ばれているが、上記悪貨に加え、偽造貨幣をも意味している。江戸幕府の造る硬貨は、江戸初期に確立された製造技術を使い続けていたので、この時代になれば偽造は容易であった。それが幕府統治下においては問題にならなかったのは、幕府の権威がそれを抑えていたからである。しかし、戊辰戦争の時期になると、財政難に苦しんだ諸藩が、藩を挙げて二分金の偽造に乗り出したのである。『維新財政談』では、偽造二分金を作成した藩として、具体的に安芸藩、薩摩藩、土佐藩、会津藩等の名前が挙げられている⁽¹⁸⁹⁾。そして、開港場の廻りでは、二分金は大量の贋貨が流通していた。

「故老の談によれば、当時京、大坂、江戸三都の両替店に出入りする貳分判のみにても凡拾三四種の多きに上り、その内真貨は十分の二三に過ぎなかったといふことである。」⁽¹⁹⁰⁾

このように、偽造通貨が蔓延した最大の原因が、旧来の技法による貨幣鑄造を継続したことにある事は明らかであろう。そのため、維新政府は、旧貨を製造する貨幣司を急遽廃止し、欧州の新しい機械による造幣を行う方針に転換したのである。

この偽造通貨を、多くの外国人商人がつかまされた。そのため、この、本来は国内的な財政問題であったものが、突然外交問題となった。

「明治二年頃に、二分金の偽造事件が起って、確に何程の差だった

(188) パークスは、「通貨の下落は、政府が硬貨の品質を低下させるという愚かな手段を用いたために発生したものである」(F・V・ディキンズ『パークス伝』(東洋文庫1984年刊)113頁より引用)と妻への手紙で述べているので、オールコックが了解したことを知らなかったと認められる。

(189) 諸藩による偽造通貨の製造については、『維新財政談』53頁以下参照。詳しくは丹羽邦男『地租改正法の起源—開明官僚の形成』ミネルヴァ書房1995年刊9頁以下参照。なお参照、『澤田』287頁。

(190) 贋貨の割合については『澤田』286頁より引用。

か能く覚えぬが、太政官札が高くて、二分金の方が大分廉かった、太政官札の方が高いのだ。そこでパークスなどが大変やかましく言ふて、〈中略〉とうとうテーブルの上に有ったコップを取って、『日本の國は此通りになるぞよ』と言って、粉微塵に投げたことがある。』⁽¹⁹¹⁾

万延金発行の事情を知らない維新政府外国官の官僚達は、条約違反の通貨を幕府も新政府も鑄造していた、と言われたことに周章狼狽するばかりとなる。これに、三岡排斥派の筆頭である外国官副判事の大隈重信が食い付き、この問題を何とかしないと外交上大いに問題だと主張し、次の様に、それまでの財政政策を非難したのである。

「当時外国官副知事大隈重信の如きは、三岡反対派の一人として、忌避する所なく我が国財界の弊害続出する所以を指摘し、この際速かに之が処置を施すにあらざれば、外交の困難は日に益々加つて、如何ともする事能はざるに至るべしと論じ、痛く従来の財政政策を非難したのであった。」⁽¹⁹²⁾

要するに、外国公使の尻馬に乗って、大隈は、三岡財政の批判を展開したのである。その後の推移を『澤田』は次の様に述べる。

「是に於いて廟議大隈を起し会計官に参署せしむることとし、乃ち二年正月十二日会計官御用を兼ねしめ、外交と財政を併せて処理せしむることとなった。是れ各国公使より我が悪貨の処置を迫った数日後のことである。情勢斯くの如き次第であったから、会計当局者たる三岡は心平かならず、病と称して出仕せず、遂に二月十七日を以つて辞職を聴されたのである。」⁽¹⁹³⁾

すなわち『澤田』は、三岡の辞職原因は、太政官札ではなく、悪貨問題にあるように考えていたと思われる。しかし、それは誤っていると筆者は考えている。三岡が辞職に追い込まれる経緯を、次項以下

(191) パークスの行動については、『維新財政談』50頁井上馨の談より引用。

(192) 大隈による三岡批判については『澤田』292頁より引用。

(193) 悪貨問題から三岡の辞職に至る経緯は『澤田』292頁より引用。

で検討したい。

第六項 東京遷都と改元

天皇は、維新政府の象徴であり、その存在自体が、維新政府の持つ最強の兵器である。天皇という存在それ自体が兵器としての機能を持つことは、鳥羽・伏見の合戦において、錦の御旗が翻った瞬間に、徳川軍が壊乱したことに、また、東征軍が錦の御旗を先頭に押し立てることにより、無人の野を行くがごとき進撃をできたことなどに、明らかといえる。単なる旗でそれだけの効果があるならば、天皇の玉体そのものを押し立てていくことには、更に大きな心理的効果があることは間違いない。

明治元年3月に、苦しい財政の中、かなりの無理をして維新政府は大阪行幸を行っている⁽¹⁹⁴⁾。天皇が大阪に行くことで、新時代の到来を大阪市民に伝え、資金調達を容易にする効果があると考えたからである。当初は、大阪に遷都することまでが考えられた⁽¹⁹⁵⁾が、京都市民の抵抗があるため、単なる行幸に切り替えられた。

天皇を東京に移すことは、それ以上に大きな宣伝効果があるはずである。東京市民ばかりか、その後背地である関東、東北一帯の国民にまでも新時代の到来を告げることができるからである。厳しい財政事情の中で、苦しい戦いを展開している戊辰戦争の前線に百万の兵を送り込む以上の威力が、東京遷都の決行にあることは明らかといえる⁽¹⁹⁶⁾。

(194) 大阪行幸については、維新史料編纂事務局編『維新史、第5巻』439頁以下参照。以下、同書は『維新史』と略記する。なお、維新史編纂会とは、明治維新に関する史料の収集と編纂を目的として、明治44年(1911年)に勅令145号をもって設置された官立組織で、事務局を文部省に置いた。『維新史』は、その成果物である。

(195) 大久保利通が大阪遷都論を称えた。これについて詳しくは、『維新史』431頁以下参照。

(196) 江戸遷都論については、『維新史』441頁以下参照。それによると、最初にそれを唱えたのは前島密という。

また、太政官札は、この慶応4年＝明治元年の前半時期においては、まだ関西の地域通貨に過ぎない。これが東京で流通するようになることによって、維新政府は初めて真の財政的安定を勝ち取ることができる⁽¹⁹⁷⁾。そのためにも遷都は意味がある。

しかし、東京遷都などということを最初から言えば、話はそれだけで潰れかねない。そこで、最初は、御東幸（東京に行幸すること）という形でことを進め、そのまま天皇に東京に滞在していただき、なし崩しに東京遷都を実現してしまう、という秘策が考え出された。

前述のように、7月17日に、まず江戸を東京に改名するとする詔が出された。それを受けて、御東幸が正式に決定されたのが8月4日のことである⁽¹⁹⁸⁾。ちなみに、榎本武揚が幕府艦隊を率いて品川沖から脱走するのが8月19日、戊辰戦争のクライマックスとも言える、会津若松城をめぐる維新政府軍と奥羽列藩同盟との攻防戦が始まるのが8月23日となる。御東幸は、まだ戊辰戦争の帰趨がまったく見えない時点で決定されたことが判る。

御東幸を実現するには、当然かなりの費用が必要である。将軍家茂は2回上京し、2回あわせて約120万両を必要とした。すなわち第1回が約70万両、第2回が約50万両かかった。このことから、維新政府では、御東幸の経費として直接経費だけでも86万両が必要であると積算した⁽¹⁹⁹⁾。これだけの巨額を、行幸経費に投入しても、政事、軍事その他様々な面において、より大きな効果が得られる、と維新政府の首脳達は考えたのである。

さらに、これとは別に天皇の即位式も実施しなければならない。明治天皇は、慶応3年正月9日に践祚しているが、即位式の費用を都合

(197) 江戸遷都問題と財政の関係については、『澤田』74頁以下参照。

(198) 御東幸の決定については、『維新史』450頁参照。なお参照『法令全書 明治元年』241頁。

(199) 天皇の東幸費用が86万両と見積もられたことについては、『澤田』75頁参照。

することができないため、1年半以上もの間、式を実施することができないでいたのである。費用がないからできない、というのは、最終的には会計担当の三岡八郎の責任となる。8月になって、それを実施する目途が立ったのであろう、彼は御即位御用掛を拝命し、8月27日に、無事に即位式を実施することができた⁽²⁰⁰⁾。ただ、これにいくら必要だったのか、そしてそれをどのように調達したのかは、『三岡丈夫』にも『三岡正通』にもまったく書かれていない⁽²⁰¹⁾。『第3巻』の第1歳計期決算表に、御即位諸費4万2523円とある⁽²⁰²⁾。これが全額だとすれば、意外に低額という感がある。殖産興業費用ではない以上、本来なら、太政官札からは出すことが出来ない。しかし、特に金策に走ったという記述もない。この点については、後に検討したい。

三岡が、八郎から公正と改名したのが、この前後の時期である事は確かであるが、何日なのかははっきりしない。『三岡丈夫』には、本文にも年譜にも、その時点が書かれていない。しかし、彼が、その生涯でもっとも輝かしいと考えたであろう、この日に、八郎から「公正」と改名したと推定される⁽²⁰³⁾。

9月8日に、明治へ改元の詔勅がでる⁽²⁰⁴⁾。元旦に遡って、明治に元号が変更された。したがって、慶應4年という年は、存在しなかったことになる。これが、京都を首都としてなされた重要な国事行為の最後となる。

天皇が、御東幸という名目の、遷都のための旅にでたのは、9月20

(200) 天皇の即位式については、『維新史』361頁以下参照。

(201) 三岡八郎が、8月に御即位御用掛になったことについては、『三岡丈夫』246頁及び『三岡正通』266頁参照。

(202) 御即位諸費については、『第3巻』168頁参照。

(203) 足立尚計「由利公正年譜」『三上・舟澤』231頁は、この式典の日と推定している。『三岡正通』では、日付はないが、年譜においてこの8月に「公正ト改名ス」としている。

(204) 改元の詔については『維新史』369頁参照。この詔は、改元の効果を、この年元旦に遡らせている。したがって、慶應4年という年は無いことにされた。

日であった。長州、土佐、備前、大洲、水口、新谷の6藩の兵が前後を囲み、供奉の総数はおよそ2,300人だったという。以後、22日をかけて東海道を進み、10月12日に品川に到着し、翌10月13日に天皇は東京城（江戸城）に入った⁽²⁰⁵⁾。この日を以て、東京は実質的に、日本の首都となったのである。10月17日には、天皇が万機を親裁する旨の布告が為され⁽²⁰⁶⁾、翌10月18日、鎮将府は廃止され、同時に東京城は皇居とされた⁽²⁰⁷⁾。その後、天皇は、同年12月に一度だけ京都に戻るが、翌明治2年3月には再び東京に戻り⁽²⁰⁸⁾、今日に至る⁽²⁰⁹⁾。

第1歳計期決算表は、大阪行幸及び御東幸の両費用の合算額として82万8322円を計上している⁽²¹⁰⁾。『維新史』によると、御東幸だけの費用に関しては77万8060円だったという⁽²¹¹⁾。御東幸だけで86万両という積算に比べると、若干安く済んだことになる。『維新史』はいう。

「御東幸経費の支弁については、財政窮乏の時とて、政府の最も苦慮した所であったが、京都・大阪・東京三都の富豪が大いに戮力盡瘁して、此の御盛儀に支障を来さしめなかった事は特筆すべき事であった。」⁽²¹²⁾

しかし、この記述は事実と反する。そもそも維新政府は、この御東幸のための資金調達にあたり、調達した金は5年年賦で返済し、返済

(205) 御東幸に関しては、『維新史』451頁以下参照。その際には、これは遷都ではない旨の諭告をわざわざ発した（同462頁参照）。

(206) 天皇が万機を親裁する旨の布告については『法令全書明治元年』324頁参照。

(207) 鎮将府の廃止及び東京城の皇居への改名については『法令全書明治元年』328頁参照。

(208) 再度の御東幸に関しては『維新史』460頁以下参照。

(209) 皇后は、明治2年10月に東京に移られた（『維新史』469頁参照）。

(210) 大阪行幸と御東幸をあわせた費用については、『第3巻』168頁参照。

(211) 御東幸だけの費用については、『維新史』460頁参照。

(212) 御東幸に関する三都の富豪の協力については『維新史』459頁より引用。なお、戮力^{りくりよく}は協力することを、盡瘁^{じんすい}は自己を捨てて他のために苦勞することを、それぞれ意味する。

までは年々1万両について米200俵を下賜し、かつ全額返済後には永世5人扶持を下賜するという破格の条件で募集した⁽²¹³⁾。しかし、この条件にもかかわらず、実際に調達できたのは、18万6000両に過ぎなかったのである⁽²¹⁴⁾から、実際にかかった費用に比べて約60万両も不足している。残額は、結局、他に資金源がない以上、太政官札で補填するほかはなかったはずである。小野善右衛門の筆記によれば、大久保利通や西村勘六等が9月22日に、御東幸に先立って蒸気船浪華丸にて東下した際、「金札100万両と正金15万両」を持参していたという⁽²¹⁵⁾。すなわち、明治天皇が東京に着く前に金札100万両が東京に持ち込まれたのである。おそらく、それで御東幸経費の不足分は賄われたのであろう。

太政官が、正式に東京に移転すると言う布告ができるのは、再度の御東幸が決定された以降の、明治2年2月24日の事になる。しかし、実質的には、この御東幸以降、東京が太政官における活動の中心となる。すなわち、

「実際の政務は、元年十月聖駕御東幸を機会に、五官の出張所が東京に設けられて以来、東京が首都となってゐた。会計上の布告の如きも、まづ東京で布告され、それから京・阪に於て『左の通り東京に於て仰せ出され候間、相達し候事』と副書して布告していた」⁽²¹⁶⁾。

第七項 三岡の東京での奔走

三岡は、本来、御東幸についての会計御用のため東京に来ることに

(213) 御東幸のための調達条件については、『澤田』78頁参照。

(214) 調達金が18万両ほどに止まったことについては『澤田』80頁参照。

(215) 御東幸に先だって太政官札100万両が東京に持ち込まれた、ということに関しては、『由利正通』294頁参照。

(216) 御東幸以降、東京が政治の中心になっていた事に関しては『神長倉』457頁より引用。なお、文中にある五官とは、七官のうち、行政を担当する行政・神祇・会計・軍務・外国の各官を意味する。それに対して、議政官は立法、刑法官は司法を司った。

なっていた。しかし、朝廷の命により、函館に逃げた榎本艦隊を追討するための資金として、50万両の太政官札を持って、天皇とは別に船で東京に来た。三岡がいつ東京に着いたのかははっきりしないが⁽²¹⁷⁾、彼が到着した時点では、それまでの鎮将府が廃止され、東京府となっていた。しかし、東京では、彼が来た時点においては、太政官札が流通していない。流通しない理由として、維新政府に対する信用がなかったと、普通の日本史の本には書かれている。これは正しくない。正確には、東京府庁自身が、太政官札を流通させようという布告すら発していなかった。それどころか、妨害していた。

「当時、東京の行政は概ね肥前藩の任ずる所にして要路皆金札の通用を肯ぜず、就中外交官は外国人の説に聴きて論議最喧し。然るに市中の両替商其他は一日も早く融通を得て営業に就かんことを望めり。時の会計権判事島団右衛門（義勇）独り八郎の説を聴き、金札融通に盡力せしが未だ其効を見ず。」⁽²¹⁸⁾

この引用文中、東京における財政の中心にいた肥前藩とあるのは佐賀藩のことで、具体的には、江藤新平（号して南白）を意味した。

「南白は、当時江戸鎮台判事として民政及会計營繕を司り、後鎮将府会計局判事として民政の衝に当たりしかば、或いは府下の富豪に対して借上を迫り、或は生糸輸出税を課して之を収納し、難事中の難事たる軍資の調達と民政の整理とを調和せしむるに苦心し

(217) 三岡が、いつ東京に来たのかについては、説の対立がある。『三岡丈夫』257頁では、11月2日に京都を出発したとしており、それからすれば、11月中下旬に東京に着いたはずである。他方、『由利正通』297頁では10月20日に東京に着いた、とある。星原大輔「由利財政と江藤新平」早稲田大学先端社会科学研究所紀要『ソシオサイエンス』Vol.13（2007年3月）（以下、同論文は『星原』と略記する。）223頁では、未紹介資料を根拠に、11月19日に東京に着いていると結論している。

(218) 東京府庁自身が太政官札の流通を妨害していたことに関しては、『三岡丈夫』259頁より引用。なお、文中にてでくる、島義勇は、後の佐賀の乱において、江藤新平と共に、その中心となった人物である。

たること一方ならざりき」⁽²¹⁹⁾

その江藤新平が、確信犯的に、太政官札の流通を止めていたのである。彼は、「当時江戸市民は、維新政府を信ずること極めて薄く、随て紙幣を嫌悪すること、亦甚だしき」⁽²²⁰⁾と考えていたからである。また、「外国人の説」とあるのは、具体的には英国公使パークスのことであった。

先に述べたとおり、12月2日に天皇は、いったんは京都に戻られた。本来なら三岡八郎は、これに供奉して京都に戻るべきであったが、金札の流通問題を放置しておくことは出来ない。そこで、その後も東京に残って、その対策にあたった。

「金札の流通せざるは最大の不利にして、上下の困難測るべからざる者あり、加之函館征討費を調弁せざるべからず、故に留まりて之を済せんとし、先づ金札不通の原因を討究せしに東京府の江藤新平と英国公使パークスの抗議に因れるを確め得たり、よりて先づ市内の両替店を召集して、金札流通の効用を説き、其の理会せるを認めて」⁽²²¹⁾

その上で、江藤及びパークスの説得に乗り出した。

「是に於て、南白と三岡とは、日を期し、立会人を附して互いに其意見を闘わせんことを約し、且つ其会見するに先ち、其立会討論に就き左の条件を附せり。

国家の大事を論議するや、須く其意を盡すべし。然るに数日の論、一様にして、二様あるに非ず。只決すると否とに在るのみ。故に無届にして期日に不参したるもの、並に遅刻したるものは、敗者たるべし。

(219) 江藤が東京の財政の中心であったことに関しては的野半介『江藤南白上巻』南白顕彰会大正3年刊（以下、同書は『江藤南白』と略記する。）398頁より引用。

(220) 江藤の東京市民の紙幣観の推測は『江藤南白』396頁より引用。

(221) 三岡が先ず両替商説得を行った文章は、『三岡丈夫』270頁より引用。

当時東京府より鯨島某、青山某の二人、立会人と為り、午前九時より午後六時までを以て会合の時間と為し、南白と三岡とは、互いに其時刻に會し、終日論争弁難、余蘊なく七日に亘り、八日目に至り、南白遂に来らざりしかば、討論の勝利は三岡に歸し太政官札は遂に府下通用を布告せらるるに至れり。」⁽²²²⁾

江藤の顕彰を目指している『江藤南白』の筆者が、この論争のやり方を「兎戯に類するの感あり」と評している。他方、『三岡丈夫』は「当時の志士論客の武士気質は漸く真面目であった」⁽²²³⁾と弁護している。とにかく、これで無事に第一関門は突破したことになる。『三岡丈夫』は、同様のエピソードを簡略に紹介した後に、次の様に述べる。

「第八日、江藤遂に来らず、乃ち鯨島青山に求むるに金札通用を布達せんことを以てし、漸く府下に行はるるに至り、大村益次郎の要求せる函館討伐費五拾萬兩を調達することを得たり」⁽²²⁴⁾

すなわち、改めて両替商40余名を呼び出して軍資金50万兩の調達を命じたのである⁽²²⁵⁾。交換に太政官札を受け取ることができるのだから、両替商として、手元資金量に変化はない。すぐに正貨の提供があったという。

この、江藤による直接的反対とは別に、上記の通り、英国公使パークスの反対という問題があった。パークスは、不換紙幣というものを奇妙なものと考えて、維新政府に質問していた。パークスが疑問に思うこと自体は理解できる。欧米では、ニクソンショックまで基本的に兌換券の時代が続いていたくらいだから、ましてこの時代の人間であるパークスには、不換紙幣という発想そのものが理解できなかったであろう。しかし、これは基本的に国内問題であるから、それ以上、積極的に内政に干渉してまで取りやめさせる、というような意図を

(222) 江藤と三岡の論争については、『江藤南白』397頁より引用。

(223) 三岡の弁護については『三岡丈夫』272頁より引用。

(224) 50万兩の調達については『三岡丈夫』271頁より引用。

(225) 両替商40余名を呼び出したことについては『三岡丈夫』272頁参照。

パークスは持っていなかった。このことは、例えば『パークス伝』に、偽造通貨問題は書かれているが、太政官札についてはまったく書かれていないことに明らかである。

しかし、外交官の幹部達は、パークスがこれに反対している、ということをおおきな理由にして、東京での流通を阻止しようとしていた。外交官副知事の寺島宗則などは、兌換に応じるなどと、パークスに言質を与えたりしていた。したがって、三岡としては、それを否定し、不換紙幣であることに対して、パークスの了解を得なければならなかったのである。

太政官札推進派としてパークスと最初に会談したのは木戸孝允で、11月中に会計官判事の池辺永益及び西村勘六を伴って訪問している。まずサトー（Sir Ernest Mason Satow）と会談し、これが政府の経常費にあててのではなく、あくまでも資金供給量確保のために制度であることを詳しく説明した。このように市中における資金供給量の確保という話は、おそらく東京府庁の反対派連中が理解していなかった点であろう。この発想に、サトーも驚いている⁽²²⁶⁾。10日に、池辺及び西村がパークスと会談した際には、マージン付きの取引の禁止とか、偽札の防止策といった技術面に終始し、結局、正面切っの反対意見は全く出なかったのである⁽²²⁷⁾。

さらに、明治2年1月1日に、三岡公正は、横浜に出向き、直接パークスと会談した。パークスは、贋造貨幣が横行しているので、外国人が受け取った贋造貨幣は、すべて正貨と交換せよ、とか、少なくとも太政官札はすべて正貨と交換せよ、といろいろ難題を言い出すが、三岡はすべてこれを理路整然と退ける。

(226) 『三岡丈夫』 274頁に掲記されているサトーよりの書簡に11月9日の日付があるので、木戸とサトーの会談はおそらく8日と考えられる。

(227) このパークス＝池辺会談の内容は、『三岡丈夫』 275頁以下に、11頁に亘って紹介されている。『三岡正通』 312頁以下には、原資料の写真と共に、約5頁にわたり紹介されている。

最後に、パークスは、こんな指先で裂けるような軟弱な紙では貨幣とは言えない、と難癖を付ける。裂けるものなら裂いてみろ、と返事をされて、パークスは裂こうとして頑張るが、裂けなかった。和紙の持つ強靱さを、パークスはこの時まで知らなかったようである。この時通訳にあたったのは、この直後に一時帰国するサトーで、その明確な通訳のおかげで、パークスが納得できるまできちんとした意思疎通ができた。

パークスという人は、彼に逆らう論理をきちんと展開できるような気骨のある人物を好むらしく、この時も、最後にはパークス自らが、三岡公正の馬の口をとり、他日の再会を約して別れたという⁽²²⁸⁾。

第八項 三岡公正の失脚

三岡公正が、この時東京に来た目的は、前項の通り、函館征討のための正金を太政官札と交換に獲得し、あわせて太政官札に反対する東京府庁及び英国公使の反対を論破するためであった。彼が、それに忙殺されている間に、実は、三岡公正は失脚していたのである。

すなわち、太政官札は、時の相場で通用する、という布告が12月4日に東京では、なされていた、というのである。先に、江藤との論争に勝つことで、東京府が太政官通用の布告を発したことを紹介した。しかし、その結果、12月4日に出されたその布告は、次のとおりであった。

「東京府布告

金札の儀は、世上融通之為御発行に相成候處、近来往々歩合を付け致取引候者有之、大に物価紛乱之基を生じ、甚以不便に成行候。以来は時之相場を以て通用可致様、御沙汰候事。」⁽²²⁹⁾

(228) パークス＝三岡会談については、『三岡丈夫』286頁以降に3頁に亘って紹介されている。

(229) 金札時価通用の布告については『神長倉』442頁より引用。なお、『法令全書明治元年』373頁には、同文の布告が行政官のものとして掲記され

これは、あくまでも、東京府の布告に過ぎない。しかし、前述の通り、この時点では、政治の中心は既に東京に移っている。その結果、京都においては2月3日、大阪においては2月6日に、この布告を後追いする形で、相場公許の布告が為される事になる⁽²³⁰⁾。

これは、三岡の財政政策の全否定に等しいことである。それにも関わらず、この布告が、彼に一言の相談もなしに出されていたのである。これは、彼が、実は12月4日の時点で失脚していた、ということの意味する。財政を決定する権限のない、財政責任者などという者がいるわけがないからである。三岡自身、後年次の様に述べている。

「紙幣に相場を付せざるは不条理なりとの外国人の説を聞き、金札に相場を附して通用せしむべしと太政官より數ば催促する所ありしが、余は毎に之を斥けて曰く、此金札は信用を以て通用すべく、決して相場を附すべからず、政府自ら相場を附せば人民は損失を招くべしと、然るに余の東京に在る間一言の挨拶も無く相場を附する事を公許せられたり、是に於て余は職責を完うする能はざるを知り、掛冠の念を生じたりと」⁽²³¹⁾

この三岡の失脚に直結する布告を主導して出したのが誰かなのかは、はっきりしない。

「どうしてかかる奇怪事が行はれたのか、その間の事情は明かにされてゐない。三岡を飛び越えて、三条や大久保等の承諾を得て決行したものであらうか。それとも理屈屋の江藤あたりが、紙幣発行の大権は政府にあるが、その施行上の権限は東京府にありといふやうな解釈から、府知事の大木喬平を無理往生に承諾させて決

ている。

(230) 京都及び大阪における相場公許の布告については、『神長倉』457頁参照。

(231) 三岡の述懐は、『三岡丈夫』305頁より引用。なお、「數ば」は「しばしば」と訓読みする。また、「掛冠」とは職を辞することを意味する。逢萌が、前漢を滅ぼして新という王朝を立てた王莽に仕えることを拒否し、冠を城門に掛け、遼東に去ったという「後漢書逸民伝」の故事に由来する。

行したのであろうか。かやうに既成事実となってしまうとは、三岡も今は黙認する外はなかった。この事については確実な資料はないが、後に木戸より三岡に送った書簡等より推して大久保、木戸等も黙諾を興へたもののやうである。」⁽²³²⁾

この文では、三岡が同時期に黙認したように述べられているが、先に引用した三岡の述懐では東京にいる間は知らなかったように読めることから見ると、彼がこの布告について知ったのは、2年1月10日に大阪に戻った後の時点では無いと思われる。

このような布告が出された理由として、金札の価値が大幅に下落していたので、もはや額面通りの通用を行わせる事が限界に来ていた、という事がよく言われる⁽²³³⁾。しかし、疑問である。詳しくは表4を見ていただきたいが、この時期においては、金札の価値の下落ということは、特に起きていなかったのである。

表4 三岡失脚前の金札の打歩通用状況

時期	二分金百両当たり金札
元年6月	112～115
6～8月初め	111
8月	124.5
10月	148.9
12月20日	118.9
12月26日、27日	125.6

(出典)『太政官札発行関係資料集』式⁽²³⁴⁾

これを見ると、10月だけは銀目廃止に関連して紹介した銀目手形並

(232) 布告発行の経緯に関しては『神長倉』442頁より引用。

(233) 金札の額面での通用を強制する事が限界に来ていたという論については、例えば『維新史』559頁参照。

(234) 本文の表4は、千田稔「維新政権の財政構造」土地制度史学会『土地制度史学』21巻（1978）1号19頁より引用。

の交換レートになっているが、他の期間は、それよりも、一般にかなり良好な相場となっている事が判る。三岡が持ち込んだ50万両という多額の太政官札を一時に額面額で交換する事に、東京府下の両替商が異議なく応じている事から見ても、交換レートの下落は一般的に発生していなかったと考える。

それどころか、積極的に利用されていたとする、次の様な見解もある。

「太政官札が日用取引にほとんど用いられなかったのは事実であるが、その反面、高額紙幣を必要とする隔地間商人らは、『地域間決済通貨』として使用できる、持ち運びに便利な高額紙幣の太政官札を積極的に利用した。特に維新时期は、為替手形を決済する大坂両替商のネットワークが一時的に停滞した時期であるとともに、贋金が流通し正金の信用危機が起こった時期でもある。太政官札は、維新时期における民間経済の潜在的な貨幣需要に対応して、正貨や為替手形に代わって経済活動を媒介していったと考えられる。」⁽²³⁵⁾

筆者が思うに、ここに指摘されるとおり、太政官札が高額取引等に欠くべからざる存在であったことこそが、この布告が発された最大の原因であろう。すなわち、三岡の説得努力によって、金札に対する反対がなくなったことから、逆に、資金不足で苦しんでいた各行政庁が一斉に政府を突き上げて、従来の産業投資に限定されていた太政官札の用途を緩め、一般財政経費に充当する事を認めさせるために、こうした布告が出されたのではないだろうか。つまり、三岡公正は、自らの成功により、自らの失脚の原因を作り出したのではないだろうか。

前にも述べたように、三岡公正は、自分の体力の限界まで頑張って、困難な明治政府の財政を単身で支えてきた。このように、彼の財政政策を否定して、かつてに太政官札が発行されるような事態になつては、

(235) 太政官札が、従来の手形の代わりの機能を果たしていたという指摘については、小林延人「明治初年における太政官札の流通経路」史学会『史学雑誌』115巻（2006年）7号44頁より引用。

精も根も尽き果てた、と言う気になったのも無理はない。

「元来太政官札は信用を以て通用すべき者にして決して相場を附すべからず、況や政府自分相場を附するときは人民の損失少からずと。然るに今八郎の在らざるの時、他の会計官の承認を得て令達せられたるなり。八郎嘆じて謂えらく『此令達は政府自ら其の始末に窮するに至らん、反対者の為す所往々此の如く秩序を紊り、大計を誤る、畏れざるべけんや、今大乱正に平ぐ、吾れ夫れ天命に従はんと。』」⁽²³⁶⁾

折から、彼の恩師横井小楠が2年1月5日に暗殺される。それを、三岡は、1月10日に大阪に戻った時点でそれを知った⁽²³⁷⁾。また、旧幕臣の長岡右京の疑獄事件という問題もあった。

「この長岡を始とする貨幣司の面々は、1)金銀座接收時の横領、2)金座役人への供金強要、3)金銀座の情実人事、4)政府高官への収賄などを行っていた。そのため、鎮将府による金銀座移管が行われた7月24日、貨幣司判事の上原十助が捕縛されたのをきっかけに、以後東京府内の関係者が陸続と捕縛された。」⁽²³⁸⁾

この長岡右京が、事件発覚当時大阪にいた。そこで、この事件の取り調べ責任者である江藤新平は、彼を東京に移送することを求めた。それに対し、長岡の上司である三岡が彼をかばったことで問題がこじれたのである。三岡公正は、この部下の責任をとる形で2月6日、辞表を提出した。長岡右京が逮捕された2年2月17日⁽²³⁹⁾、三岡の辞表もまた受理された。そこで、三岡は、故郷に帰ることになった⁽²⁴⁰⁾。ただし、参与の職をも辞して、維新政府の官僚から正式に身を引くのは5月15日になってからである。

(236) 三岡公正の述懐については『三岡丈夫』289頁より引用。

(237) 三岡が、小楠の死を知った事に関しては『三岡丈夫』290頁参照。

(238) 長岡右京一件の説明については、『星原』220頁より引用。

(239) 長岡右京が逮捕された事については、星原大輔「江戸鎮台判事時代の江藤新平」『社学研論集』Vol.7（2006年3月）147頁参照。

(240) 三岡の辞表受理に関しては『三岡丈夫』297頁参照。

第九項 太政官札の発行状況

本項では、太政官札の発行状況を、その制度の始まりから、打ち切られるまでの流れをまとめてみることにしたい。

一般に、日本史の教科書には、太政官札の発行は失敗であったと書いてある⁽²⁴¹⁾。しかし、これは、太政官札発行の全期間を通じての話である。太政官札発行の当否は、三岡八郎の失脚前と失脚後に分けて判断しなければならない。彼の失脚後に、太政官札は、様々な点で無統制な発行をされる。そのため、失敗に終わったといえる。しかし、三岡八郎がしっかりと実権を握っていた間は、発行事業は無事に運営されていたのであり、決して失敗とは言えないと考える。

すなわち、維新政府は、その成立の時点においては、関西圏の地方政権であった。関西圏は、同時にわが国経済の、当時における中心地であり、維新政府の財政基盤でもあった。この関西圏では、太政官札は実に良くよく機能した。

もともと関西圏の商人たちは、現金不足に悩んでいた。それは、表1に示した通り、江戸幕府が、この時期、意図的に銀貨の供給量を減らしていたことに根本的な原因がある。そのために不自然な銀目手形が、事実上紙幣として流通していた。ところが、銀目廃止により銀目手形が使用不能になったので、それに変わる交換媒体が、必要であった。まさにそのニーズを、太政官札は的確に満たしたのである。

それに加えて、この時期においては、維新政府が、東日本における戦鬭の必要から、多額の現金を関西圏から吸い上げている。市場に対する通貨の供給量が不足すれば、どうしても経済取引が滞り、デフレが発生する。そのため、商人は太政官札発行によって経済の回転がよくなることを望んでいたのである。商法司や商法会所のトップに関西圏の大商人が名を連ねた最大の理由はそこにある。そして、彼らの存在は、太政官札の信用を確保する上で有効であったに違いない。また、

(241) 日本史教科書ばかりでなく、『由利正通』260頁でさえも「太政官札の流通難」という小題を付けている。

商人達は、経済の素養が日常生活の中で培われているから、かつての越前藩民と同様に、三岡理論を飲み込むのも早かった。それに加え、政府が太政官札を一般経費に充当することを避け、商法司を通じて貸し出し、商法司に返済させる、という方法を徹底したことも、太政官札に対する信頼性を高める上で役に立った。

先に、会計基立金の募集に応じた者には、商法司から優先的に金札を貸し出したことから、会計基立金の募集も次第に増加したということを紹介した。これも、太政官札が額面価値通りに流通する、という信頼があればこそ発生した現象といえる。基立金に応募しても、手持ちの現金が正貨から太政官札に変わるだけで、実質的には減らない上に、利息まで貰えるのであれば、絶対に悪くない投資と言うことになるからである。

それに対し、次の様な事実を指摘して、太政官札は当初から流通に困難があったと論じる者がある。

「大阪に於ては正金百両に対し、金札は百拾貳両乃至百拾五両という相場を生ずることとなつて金札を正金同様に流通するものは無かつたのである。」⁽²⁴²⁾

しかし、これは両替手数料の必要性を無視した議論である。12～15%の手数料は、今日における両替手数料としては、決して高いものではない。例えば、今日、日本円と米ドルの両替であれば手数料は1%内外であるが、日本円と中国元を両替しようとする、普通10%以上の両替手数料が必要となる。ブラジルレアルだと20%弱、メキシコペソだと25%程度も手数料が必要となる。また、銀目停止前に関西圏で紙幣同様に流通していた銀目手形の場合、前述の通り、正金に換えるに当たっては40～50%の交換手数料を取られたことを考えると、太政官札と正金の、この手数料率は、むしろかなりの低率ということが出来る。太政官札に対する十分な信頼が無ければ、このように低い

(242) 太政官札100両が112～115両で交換されたという文章は『澤田』183頁より引用。

交換手数料率はあり得ない。つまり、この程度で済んでいるのであれば、この関西圏における健全流通は確保されたと言える。これから見れば、三岡財政の下における太政官札は成功と言って良いはずである。

むしろ、成功しすぎたが故の、悩みが発生したほどである。すなわち、太政官札は、商人に対する勸業貸しと共に、諸大名に対しても石高貸しが行われた。石高貸しでは、諸藩における殖産興業の原資として使わせるという方針であった。しかし、地方に行くと、まだ太政官札の知名度が低く、流通性に欠ける。そこで、金札の貸し出しを受けた諸藩のなかには、禁令に反し金札を藩に持ち帰らずに、大阪周辺で正金に替える不届き者があったのである。それにより、市中の正金を吸い上げられては、政府として困るので、当然禁止令が繰り返し出された⁽²⁴³⁾。

この事実もまた、太政官札失敗の例として引かれることが多い。しかし、これは、近畿圏の商人が太政官札を正金と無条件で交換していた事実を示しているわけであるから、むしろ、その成功の度合いを示しているとみるべきである。信用がなければ、そもそも両替商の段階で、正金との交換を拒否するはずだからである。

太政官札が最初に発行されたのは前述のとおり、慶応4年＝明治元年5月である。そして三岡がその発行をコントロールする権限を握っていたのは、元年12月4日までである。そこで、確実に権限を有していた11月までの間の、月ごとの発行額を見ると、表5のとおりである。発行額は、総額で2000万両程に留まり、三岡公正が当初予定していた限度額の3000万両の範囲内に問題なく納まっている。

(243) 諸藩が大阪等で正金に交換したことについては、『尾崎』135頁参照。

表5 三岡失脚以前の太政官札発行額

発行年月	勸業貸し	石高貸し	一般財政支出	月間発行総額
明治元年 5 月	1,920,000	150,000	12,088	2,082,088
6 月	865,000	1,035,500	3,000	1,903,500
7 月	0	543,500	208,200	751,700
8 月	850,000	636,500	1,048,000	2,534,500
9 月	590,000	522,000	3,940,000	5,052,000
10月	1,490,000	2,276,200	349,800	4,116,000
11月	1,613,500	1,688,500	688,500	3,990,500
計	7,328,500	6,852,200	6,249,588	20,430,288

(単位：両 出典＝『澤田』120頁)

内容的に見ると、太政官札の発行は三つの使途に向けられている。第一は「勸業貸し」で商法司を通じて、民間に商業活動に必要な資金を貸し付けるものである。第二が「石高貸し」である。つまり、かつて越前藩で、その人口をベースに藩札を発行したのと同じように、諸藩に、その藩の石高をベースに一定割合を貸し付ける、というものである。この二つの使途は、太政官札の発行理念と合致している。問題は第三の使途で、今日で言う赤字国債と同じように、一般財政支出に使用された分がある。

この使途という観点から言うと、勸業貸しは計732万8500両、石高貸しは685万2200両、一般財政支出、すなわち赤字補填が624万9588両となっている。この段階で既に、本来あってはならない一般財政支出が全支出の3割を占めていた。

最初からこのように一般財政支出が多かったわけではない。発行最初の5月は、勸業貸しが192万両と発行額の92%を占め、石高貸しが15万両と残りのほとんど、財政赤字の補填はわずかに1万2088両に過ぎない。理念がかなり正確に実現されていると言える。しかし、月間発行額が大きく跳ね上がっている8月には一般財政支出が104万8000両、同じく9月に394万両、計498万8000両と、この2ヶ月だけで、三岡失脚以前の一般財政支出の8割を占めている。

既に説明したとおり、8月には明治天皇の即位式があり、9月には東京行幸があった。この二つは、三岡公正が会計の最高責任者として実施した。これらは、本来は、太政官札をその経費に当てることは許されない。そこで、特に御東幸に関しては三都の豪商の助けを借りたと『維新史』などではされている。しかし、実際はそれでは圧倒的に不足し、結局、経費の大半は、太政官札で賄わざるを得なかったと考えられることは、前述のとおりである。その証拠が、この両月における一般財政支出額である。

筆者の考えでは、これが彼の失脚の真の原因である。三岡公正は、建前では太政官札の一般財政需要への使用は一切許さない、としながら、自分自身が直接行政を担当するところでは融通を利かせてしまったのである。これでは、同じように、新日本を建設するために、自分の担当している行政は絶対に必要だ、と信じていながら、資金不足から実施できずに苦しんでいる、他の維新官僚の理解は得られない。太政官札発行に対する東京府庁やパークスの反対がなくなると、彼らから、一般財政支出に充てるため、太政官札を発行せよ、という圧力が一気に高まり、沸騰点に達するのは当然と言える。そして、先に表4に示したとおり、太政官札の交換レートは、3割を一般財政支出に使用しても、この時期、十分堅調に推移していたのである。

三岡が失脚した明治元年12月以降、太政官札の発行が打ち切られる明治2年7月までの8ヶ月間について、月ごとの発行額を見ると、表6のとおりである。

表6 三岡失脚後の太政官札発行額

発行年月	勸業貸し	石高貸し	一般財政支出	月間発行総額
明治元年12月	730,000	2,148,000	1,987,102	4,865,102
明治2年1月	0	1,215,000	304,500	1,519,500
2月	0	431,000	4,306,400	4,737,400
3月	0	204,000	1,609,114	1,813,114
4月	0	190,000	3,773,000	3,963,000
5月	0	0	3,540,000	3,540,000
6月	0	50,000	1,700,000	1,750,000
7月	0	4,000	6,401,096	6,405,096
計	730,000	4,242,000	23,621,212	28,593,212

(単位：両、出典＝『澤田』120頁)

発行総額そのものが、三岡時代が表5のとおり、7ヶ月で2043万両（月平均292万両）であったのに対し、失脚後は表6のとおり、8ヶ月で2959万両（月平均370万両）となっていて一気にはね上がっている。それに加えて、決定的に違うのが、使途である。三岡時代には、一般財政支出に向けて使われたのは、上述のとおり3割程度に留まっていたのに対し、三岡失脚後には、発行額の実に8割以上が一般財政支出（赤字補填）に向けられている。そして、三岡財政においては、本来の目的とされていた勸業貸しは、まだ、失脚が明確に認識されていなかった明治元年12月に73万両あるだけで、後は完全に打ち切られている。石高貸しも急激にその実績が減少している事が判る。

三岡失脚後のこの時期で、実質的に三岡に代わって財政の中心的役割を担うようになっていたのは、外交官副知事であった大隈重信であると考えられる。大隈は次の様に述べている。

「先ず外交官と会計官を一致せしむるの必要を感じ、扱は余をして兼ねて会計官の御用係たらしめ、終に進んで会計の基礎に一大変革を加えんとの決心を起すに至れり。時恰も明治二年の一月なりき、由利は反対の気焰益々盛に、事情日に非なるを見て疾と称して引籠もり、復出でて事務に鞅掌せず。越えて翌二月に至り、遂

に辞表を提出して会計官副知官事の職を退かんことを乞ふ。〈中略〉

由利已に去る、其後に任せられて副知官事たりしものは即ち余なりき。』⁽²⁴⁴⁾

残念ながら、この時点における大隈は、後年とは異なり、財政運営に関しては、完全な素人であった。彼自身が次の様に、その事を認めている。

「余は外交上に於けると一般に、会計及び幣政のことに就ても、熟達したる経験、赫々たる功績を有せざるは固より言ふまでもなく、其学識に富めるにあらず、其技倆を有するにあらず、正しく、真箇の門外漢たりしなり。』⁽²⁴⁵⁾

この、財政の素人である大隈が主導するようになった時期の、金札と正金の間の交換レートは、次のような経緯をたどった。

東京において紙幣の相場取引が開始されたのは12月13日で、その日の初相場は金札100両について正金73両であった。したがって、正金100両に対しては、金札137両というかなり金札が弱い相場となった。12月17日を過ぎると、金札100両に対し正金44両と、金札の価値はさらに大幅に下落した。政府はたまりかねて、12月24日、政府に対する上納に際しては、正金100両に対し金札120両とするという布告を出した。公定レートを定めて、激しい価値の下落に対抗しようとしたのである⁽²⁴⁶⁾。

これに対して、大阪市場では、表4に示したとおり、ほとんど値崩れは起こらず、2年1月の初相場では、金100両が太政官札125両2分で取引された。これは、三岡公正が慎重に紙幣の市場への供給量を調整していたことによる成果なのであるが、財政が判らない大隈などの

(244) 大隈がこの時期財政責任者となっていた旨の、彼の述懐に関しては『大隈伯昔日譚』382頁より引用。

(245) 大隈が財政に素人であるとする述懐は、『大隈伯昔日譚』383頁より引用。

(246) 東京における初相場以降のレート変動については、『神長倉』445頁参照。

維新官僚達は、単純に政府にそれだけの信用があるからだと考え、一般財政需要を補填する目的でどんどん発行した結果、あっという間に予定限度額の3000万両に達した。

大隈は、廻りからの要求に応じて、2年2月5日には、太政官札発行限度額を、5000万両に増額する、という布告を安易に発した。

「貨幣製造に付、繰替融通として金札五千万両増発可致事」⁽²⁴⁷⁾

先に、三岡公正が正式に辞表を提出したのが2月6日だったということ述べた。三岡の辞表は、第四項で紹介したとおり、貨幣鑄造の実務にあたっていた貨幣司知事長岡右京の逮捕の件を理由としている。しかし、実際にはその前日に下された彼の基本的施策を否定するこの布告こそが、彼が最終的に辞表を提出する原因となったことは、明らかと言うべきであろう。恐ろしい事に、大隈自身は、三岡公正が最終的に辞表を提出する理由が、この布告にある事を、後年に至るも認識していなかったらしく、この布告には全く触れないままに、先のように述懐しているのであるのである。

繰り返して強調するが、通貨の価値が安定するかどうかは、通貨供給量が、市場の実態と見合っているかどうかで決まる。市場の実態を度外視して、行政上の必要だけを念頭に通貨発行量を増大させれば、通貨価値の暴落が起こるのは必然である。

「五千萬両という紙幣が、政費流用の目的をもって増発されるになれば、それは紙幣インフレ……紙幣相場の下落となってデビューすべきことは、当然予期せらるるところである。従って、少しく経済事情に明るい者……主として両替商の間には、急激な紙幣投機……紙幣売り、正金買いが行はれ出した。そのために当初少しく安定状態にあった紙幣相場は、この増発布告をキッカケに崩れ出した。」⁽²⁴⁸⁾

(247) 太政官札の5000万両までの増発については、『法令全書明治2年』62頁より引用。なお参照『神長倉』449頁。

(248) 紙幣相場の下落については、『神長倉』451頁より引用。

この時代はかなりの種類の通貨が同時並行して流通していた（例えば諸藩は相変わらず藩札を発行していた）から、太政官札の価値の低下は、正貨に対する相場、より正確には万延二分金に対する相場の暴落という形で現れた。5000万両に増額するという布告が発せられた翌月である2年3月には、表7のとおり、相場の安定していた大阪においてさえ、二分金100両に対して、太政官札160両にまで下落したのである。

表7 三岡失脚後の大阪における金札交換レートの変動状況

年月日	二分金100両当たり金札
2年1月4日	125両2分
2月5日	136両2分
3月4日	160両2分
4月5日	160両2分
5月12日	148両3分2朱
6月5日	185両
7月5日	138両2分

出典：『澤田』255頁以降⁽²⁴⁹⁾

東京では、さらに下落し、「三月には、紙幣百両に対し、正金は僅かに三十八両二分という相場を実現するに至った」⁽²⁵⁰⁾という。これは、正金100両に対して太政官札260両弱という計算になる。

この危機を、大隈重信は一連の布告を下すことによって切り抜けようとした。すなわち、3月12日、諸官及び府県に対して、太政官札を正貨に交換した上で使用することを禁じる⁽²⁵¹⁾。4月8日は重ねて同じ布告を出す。同じ日に庶民に対して、太政官札の通用を命じる。しか

(249) 表7の数値は、『澤田』255頁説明によると、大阪の両替商岩本栄蔵控帳簿によるという。その資料では、市場が開かれたすべての日の数値が紹介されているが、表7では全体としての相場状況が見えれば良いと考え、各月の最初の相場のみを取り出して紹介している。

(250) 3月の東京の相場は『神長倉』452頁より引用。その数字の根拠については、同書454頁参照。

(251) 明治2年3月9日の布告については『神長倉』452頁参照。

し効果がないところから、悪いのは相場だ、とばかり 4 月 29 日は太政官札について相場を立てることを禁止し、正貨と同様に通用させることを布告する⁽²⁵²⁾。これは結局、三岡公正の本来の主張の線に戻ったことになる。5 月 2 日になると、太政官札という名前が悪い、と考えたのであろう、これを金札と呼ぶことにし、太政官札という名称の使用を禁止する。同じ日に、再び相場を禁止することを達するとともに、金札と正貨との交換を禁じる⁽²⁵³⁾。

同じ内容の布告が繰り返し出されているということは、その禁止令が全く守られていないことを示している。当たり前であろう。なにしろ、表 6 に明らかなおとおり、相変わらず政府は太政官札（金札）の大量発行を続けているのであるから、市場に通貨がだぶついているのが解消するどころか、状況は月毎に確実に悪化していたからである。

こうした状況にさらに拍車をかけたのが、偽札の横行である。三岡公正の作った太政官札は、福井藩の技術の粋を尽くしたものであったが、それは同格の他藩であれば贋造できる、ということを意味する。福岡藩、筑前藩、秋田藩、広島藩、旧会津藩領等や、横浜居留地の外人でも、太政官札の贋造は行われたという⁽²⁵⁴⁾。

【終わりに換えて——不換紙幣と MMT】

近時、MMT (Modern Monetary Theory、現代貨幣理論) という経済学説が注目を集めている。簡単に言えば、自国で通貨を発行している国の場合、自国通貨建ての国債の発行限度は、その国のインフレによって

(252) 金札に関する相場の禁止については、『神長倉』465頁参照。

(253) 明治 2 年 5 月の布告の内容については、『三岡丈夫』307頁参照。

(254) 太政官札の贋札については『維新財政談』35頁以下「偽札改の模様」参照。なお、偽札作りは、どこも藩を挙げての犯罪であるため、その犯人を一々厳密に処罰すると幾万人という数に上ることが後に判明した。このため、3 年 4 月をもって、函館平定（2 年 5 月）以前の贋造犯罪は一切赦免することとされた（『澤田』288頁参照）。

抑制されるのみで、国債発行残高については気にする必要がない、という主張である。

すなわち、これまでの経済学理論では「政府の財政赤字が拡大すれば同時に金利上昇と景気悪化を招く」としていた。しかし、現在の我が国における近時の趨勢を見ると、むしろ国債残高の増加に反比例して金利の低下が起きている。インフレが発生するどころか、安部首相＝黒田日銀総裁ラインによる必死のインフレ誘導にもかかわらず、デフレ基調が揺るがず、膨大な財政赤字の下であるにも関わらず、我が国物価は異常に安定している。

また、従来の経済学理論だと、我が国の自国通貨建て国債発行が長期にわたって可能なのは、国民の預金率が高く、それを国債が吸い上げているからだ、と説明してきた。それが正しければ、多額の国債が長期にわたって発行されてきていることから、それに反比例して国民の預金残高は減少しなければならない。しかし、現実を見れば、その間、国民の金融資産は一貫して増加してきている。

これは、スタフグレーションと同じように、従来の経済学理論では説明できない現象が発生していることの端的な証拠である。

MMT は、こうした現象を、それは現代の貨幣が、金貨などその地金の交換価値に依存した物や、それとの兌換券であった時代と異なり、不換紙幣である、ということから説明する。通貨が、金貨等との兌換券である場合には、兌換券の発行量は政府の金貨等の保有量という絶対的な上限量が存在しているので、政府が過剰に市中から資金を吸い上げれば、その分市場に廻る貨幣量は減少する結果、金利の上昇が起ることになる。ところが、政府（中央銀行を含む）が発行する不換紙幣の場合、その様な限界は存在しない。その場合の限界を決定する上で重要なのは、国民が政府通貨に対して信頼をもっていることである。

本稿で取り上げた由利公正は、日本史の教科書には五箇条の御誓文の発案者としてしか載っていない。しかし、彼について真に重要なのは、太政官札というアイデアにより明治元年の維新政府の厳しい財政

を乗り切ったという事跡である。明治元年の歳入総額3300万両のうち、地租等の経常収入は366万両に過ぎず、2400万両は太政官札に頼っているのである。太政官札は、平時における（つまり軍票という性格を持たない）世界最初の不換紙幣である。すなわち、MMT（現代貨幣理論）が主張している現代貨幣の最初の発行者である。そして、彼が太政官札の性格について述べている事は、MMTの主張内容と極めて似通っている。

MMTの前提となるのは、自国通貨が強制通用力をもつことである。由利公正は、太政官札が強制通用力をもつことに大変力を注いだ。だからこそ、元年12月の強制通用力の放棄布告に、自らの失脚を悟ったのである。

通貨の発行量が、市場に見合った規模である限り、インフレもデフレも起きない。逆から言うと、通貨の発行は、それが新たな価値を創出しつづける限り、それに伴って市場が拡大するので、どれほど通貨発行量を増大させようと、インフレは発生しない。太政官札の発行が、勸業貸しや石高貸しである限り、そして、それがその目的で使用されている限り、それに伴って市場規模の拡大が起こるので、インフレにはならないのである。それに対し、由利公正が失脚した後においては、太政官札は専ら一般財政支出、すなわち財政赤字の補填に使用された。その場合には、本質的に市場の拡大は発生しないから、インフレは必然となる。

例えば、第一次世界大戦後、ドイツにはベルサイユ条約により極めて過酷な賠償義務が課せられた。そして、賠償の支払いが滞ると、フランスはルール地方を占領した。これに対し、ドイツ労働者はストライキで対抗した。そしてドイツ政府は、ストライキを支援するため、労働者に賃金を支払い続けた。すなわち、新たな価値を生み出さないストライキに不換紙幣が流れ込んだことが、悲惨なハイパーインフレの引き金を引くことになったのである。

MMTは、通貨に対する国民からの信頼ということをし、前述の通り、重視する。由利公正は、正にその目的で、つまり維新政府の発行する

通貨に対する国民の信頼確保の目的で、五箇条の御誓文を発案したのである。

彼は言う。

「紙幣金札価格の下落は、明治十年以後の下落とは、其趣を異にし、十年以後下落の原因は発行額の過多なるに在りしと雖も明治初年の下落は人民が紙幣に信用を置かさりしに在り、故に兵乱鎮定し、社会の秩序回復し、人民新政府の成立を了解するに至るや、紙幣は漸次増加するにも拘らず、其価格は回復して独り正貨と同価に通用するのみならず、或いは却て正貨に打歩を生ずるに至りと」⁽²⁵⁵⁾

彼の主張の中には、明らかに MMT の説いているところと同様の論理が存在している。彼は百数十年以上も先駆けて、MMT を主張し、さらには実践していた人物であった、と評価できるのである。

同時に、彼の失脚後の太政官札の急激な価値の下落は、MMT の限界を示している。ケインズの経済理論は、不景気の際に財政出動で景気刺激を行うと共に、好景気の際に増税して、それを沈静化することを求める。しかし、政治家は、従来、不景気時の財政出動は好んで行うが、好景気時の増税には二の足を踏んできた。その結果、バブルがはじけるまで、景気の拡大が続くという現象が起こることになった。

それと同様に、MMT は、政府がその用途を市場拡大に限定して通貨発行ができることを前提としている。しかし、由利公正でさえも、天皇即位式典や御東幸では原則を曲げていることから見れば、彼を上回る不退転の意思を持つ為政者で無い限り、MMT を適切に実施することは、不可能なのでは無いと思われる。

(255) 三岡の信用論は、『三岡丈夫』307頁より引用。文中、明治10年以降の下落とは、西南戦争の戦費をまかなうために、大隈重信が多額の予備紙幣を発行し、さらに秩禄処分で困窮する士族を救うために、国立銀行条例を改正し、国立銀行の設立を容易にしたために、国立銀行券が市中にあふれ、激しいインフレが発生したことを指している。